

事務所費

| 月 | 日 | 番号 | 摘要 | | 支出 | 累計 |
|---|----|----|--------------------------------|--------------------------------|--------|---------|
| 4 | 12 | 1 | はましんリース(株) | キャノン複合機リース料(口座振替) | 14,580 | 14,580 |
| 4 | 20 | 2 | Zoom Video Communications Inc. | Zoom W-9利用料(2021/4/4-2022/4/3) | 22,000 | 36,580 |
| 5 | 10 | 3 | (有)マックオーエー | ASKUL4月分 | 20,064 | 56,644 |
| 5 | 11 | 4 | はましんリース(株) | キャノン複合機リース料(口座振替) | 14,580 | 71,224 |
| 5 | 13 | 5 | 新栄事務機(株) | コピー料金4月分(8階控室) | 6,760 | 77,984 |
| 5 | 26 | 6 | 新栄事務機(株) | コピー料金4月分(7階) | 278 | 78,262 |
| 5 | 26 | 7 | BIC WIMAX | Wi-Fi月額料4月分 | 4,821 | 83,083 |
| 6 | 9 | 8 | (有)マックオーエー | ASKUL5月分 | 3,665 | 86,748 |
| 6 | 8 | 9 | 新栄事務機(株) | コピー料金5月分(8階控室) | 3,175 | 89,923 |
| 6 | 11 | 10 | はましんリース(株) | キャノン複合機リース料(口座振替) | 14,580 | 104,503 |
| 6 | 28 | 11 | BIC WIMAX | Wi-Fi月額料5月分 | 4,821 | 109,324 |
| 7 | 12 | 12 | (有)マックオーエー | ASKUL6月分 | 3,750 | 113,074 |
| 7 | 8 | 13 | 新栄事務機(株) | コピー料金6月分(8階控室) | 6,563 | 119,637 |
| 7 | 12 | 14 | はましんリース(株) | キャノン複合機リース料(口座振替) | 14,580 | 134,217 |
| 7 | 27 | 15 | 新栄事務機(株) | コピー料金6月分(7階) | 539 | 134,756 |
| 7 | 26 | 16 | BIC WIMAX | Wi-Fi月額料6月分 | 4,821 | 139,577 |
| 8 | 10 | 17 | (有)マックオーエー | ASKUL7月分 | 2,595 | 142,172 |

事務所費

| | | | | | | |
|---|----|----|--------------|--|---------|---------|
| 8 | 4 | | 新栄事務機(株) | デスクトップPC D7010/FX富士通 FMVD5001YP 1台 | 128,700 | 270,872 |
| 8 | 4 | | 新栄事務機(株) | 23.8ワイド液晶ディスプレイ(ホワイト) 1台 | 17,380 | 288,252 |
| 8 | 4 | 18 | 新栄事務機(株) | 設定費(OS初期、LAN、プリンタ、スキャン) | 11,000 | 299,252 |
| 8 | 4 | | 新栄事務機(株) | コピー料金7月分(8階控室) | 3,045 | 302,297 |
| 8 | 4 | | 浜松磐田信用金庫 | 振込手数料 | 550 | 302,847 |
| 8 | 11 | 19 | はましんリース(株) | キャノン複合機リース料(口座振替) | 14,580 | 317,427 |
| 8 | 24 | 20 | 新栄事務機(株) | コピー料金7月分(7階) | 156 | 317,583 |
| 8 | 26 | 21 | BIC WIMAX | Wi-Fi月額料7月分 | 4,822 | 322,405 |
| 9 | 10 | 22 | (有)マックオーエー | ASKUL8月分 | 1,357 | 323,762 |
| 9 | 3 | 23 | 新栄事務機(株) | コピー料金8月分(8階控室) | 4,303 | 328,065 |
| 9 | 13 | 24 | はましんリース(株) | キャノン複合機リース料(口座振替) | 14,580 | 342,645 |
| 9 | 30 | 25 | (有)マックオーエー | ASKUL9月分他 | 9,755 | 352,400 |
| 9 | 22 | 26 | 浜松ケーブルテレビ(株) | インターネット乗換に伴う 前社契約解除料全額負担分 | -10,450 | 341,950 |
| 9 | 27 | 27 | BIC WIMAX | Wi-Fi月額料8/1-8/27分4,041円、 契約解除料10,450円 | 14,491 | 356,441 |
| | | | | | | 356,441 |

事務所費

| 月 | 日 | 番号 | 摘要 | 支出 | 累計 |
|----|----|----|---------------------------------------|--------|---------|
| 10 | 11 | 28 | はましんリース(株) キヤノン複合機リース料(口座振替) | 14,580 | 14,580 |
| 10 | 13 | 29 | 新栄事務機(株) コピー料金9月分(8階控室) | 8,445 | 23,025 |
| 10 | 25 | 30 | 新栄事務機(株) コピー料金9月分(7階) | 8,148 | 31,173 |
| 10 | 26 | 31 | 浜松ケーブルテレビ(株) インターネットサービス利用料9月分(口座振替) | 5,500 | 36,673 |
| 11 | 5 | 32 | (有)マックオーエー ASKUL10月分 | 2,537 | 39,210 |
| 11 | 4 | 33 | 新栄事務機(株) コピー料金10月分(8階控室) | 6,613 | 45,823 |
| 11 | 5 | 32 | (有)マックオーエー ASKUL10月分 | 9 | 45,832 |
| 11 | 11 | 34 | はましんリース(株) キヤノン複合機リース料(口座振替) | 14,580 | 60,412 |
| 11 | 26 | 35 | 浜松ケーブルテレビ(株) インターネットサービス利用料10月分(口座振替) | 5,500 | 65,912 |
| 12 | 9 | 36 | (有)マックオーエー ASKUL11月分 | 976 | 66,888 |
| 12 | 9 | 37 | 新栄事務機(株) コピー料金11月分(8階控室) | 7,511 | 74,399 |
| 12 | 13 | 38 | はましんリース(株) キヤノン複合機リース料(口座振替) | 14,580 | 88,979 |
| 12 | 27 | 39 | 新栄事務機(株) コピー料金11月分(7階) | 1,871 | 90,850 |
| 1 | 11 | 40 | (有)マックオーエー ASKUL12月分 | 3,759 | 94,609 |
| 12 | 27 | 41 | 浜松ケーブルテレビ(株) インターネットサービス利用料11月分(口座振替) | 5,500 | 100,109 |
| 1 | 11 | 43 | はましんリース(株) キヤノン複合機リース料(口座振替) | 14,580 | 114,689 |
| 12 | 23 | 42 | Seria 事務用品(ソフトビニールケース2つ) | 220 | 114,909 |
| 1 | 17 | 44 | 新栄事務機(株) コピー料金12月分(8階控室) | 9,703 | 124,612 |
| 1 | 26 | 45 | 新栄事務機(株) コピー料金12月分(7階) | 23 | 124,635 |
| 1 | 26 | 46 | 浜松ケーブルテレビ(株) インターネットサービス利用料12月分(口座振替) | 5,500 | 130,135 |
| 2 | 8 | 47 | (有)マックオーエー ASKUL1月分 | 5,535 | 135,670 |
| 2 | 3 | 48 | 新栄事務機(株) コピー料金1月分(8階控室) | 4,426 | 140,096 |
| 2 | 14 | 49 | はましんリース(株) キヤノン複合機リース料(口座振替) | 14,580 | 154,676 |
| 3 | 15 | 51 | (有)マックオーエー ASKUL2月分,テプラPROアダプタ1個 | 11,785 | 166,461 |
| 2 | 28 | 52 | 浜松ケーブルテレビ(株) インターネットサービス利用料1月分(口座振替) | 5,500 | 171,961 |
| 3 | 8 | 53 | 新栄事務機(株) コピー料金2月分(8階控室) | 8,838 | 180,799 |

事務所費

| | | | | | | |
|---|----|----|--------------|-------------------------|--------|---------|
| 3 | 11 | 54 | はましんリース(株) | キヤノン複合機リース料(口座振替) | 14,580 | 195,379 |
| 3 | 28 | 55 | 浜松ケーブルテレビ(株) | インターネットサービス利用料2月分(口座振替) | 5,500 | 200,879 |
| 3 | 31 | 56 | (有)マックオーエー | ASKUL3月分 | 1,628 | 202,507 |
| 3 | 31 | 57 | 新栄事務機(株) | コピー料金3月分(8階控室) | 6,461 | 208,968 |
| 3 | 31 | 58 | 新栄事務機(株) | コピー料金3月分(7階) | 1,313 | 210,281 |
| 3 | 31 | 59 | 浜松ケーブルテレビ(株) | インターネットサービス利用料3月分(口座振替) | 5,500 | 215,781 |
| | | | | | | 215,781 |

リース料等一括ご請求書

430-0946
静岡県浜松市中区元城町103-2

1/2 頁
2019年 5月30日 発行

浜松市議会市民クラブ

御中

430-0946
静岡県浜松市中区元城町
115番地の1

はましんリース株式会社

TEL 053-456-0611
FAX 053-456-0623

| | | | |
|------------|--|-------|----------|
| 契約番号 | | お支払総額 | 699,840円 |
| 契約日 | 2019年 5月21日 | 契約月数 | 48ヶ月 |
| 契約期間 | 2019年 5月23日 ~ 2023年 5月22日 | | |
| 支払日 / 支払方法 | 1回目は2019年6月11日に2回分口座振替にてお支払いください。 2回目以降は2019年7月から毎月の11日に口座振替にてお支払いください。 | | |
| 金融機関名 | 浜松磐田信用金庫 | | |
| 口座種類 | 普通 | 口座番号 | |
| 口座名義人 | ハマツツギがイミクラブ | | |
| 物件名 | 複合機 ADV C3530FIII | | |

| 回数 | お支払日 | お支払金額 | お支払金額内訳 (リース料) | | | | お支払残高 |
|----|-------------|--------|----------------|---------|-------|---------|-------|
| | | | 金額 | 課税区分 | 消費税等額 | | |
| 1 | 2019年 6月11日 | 14,580 | 13,500 | 課税 (8%) | 1,080 | 685,260 | |
| 2 | 2019年 6月11日 | 14,580 | 13,500 | 課税 (8%) | 1,080 | 670,680 | |
| 3 | 2019年 7月11日 | 14,580 | 13,500 | 課税 (8%) | 1,080 | 656,100 | |
| 4 | 2019年 8月11日 | 14,580 | 13,500 | 課税 (8%) | 1,080 | 641,520 | |
| 5 | 2019年 9月11日 | 14,580 | 13,500 | 課税 (8%) | 1,080 | 626,940 | |
| 6 | 2019年10月11日 | 14,580 | 13,500 | 課税 (8%) | 1,080 | 612,360 | |
| 7 | 2019年11月11日 | 14,580 | 13,500 | 課税 (8%) | 1,080 | 597,780 | |
| 8 | 2019年12月11日 | 14,580 | 13,500 | 課税 (8%) | 1,080 | 583,200 | |
| 9 | 2020年 1月11日 | 14,580 | 13,500 | 課税 (8%) | 1,080 | 568,620 | |
| 10 | 2020年 2月11日 | 14,580 | 13,500 | 課税 (8%) | 1,080 | 554,040 | |
| 11 | 2020年 3月11日 | 14,580 | 13,500 | 課税 (8%) | 1,080 | 539,460 | |
| 12 | 2020年 4月11日 | 14,580 | 13,500 | 課税 (8%) | 1,080 | 524,880 | |
| 13 | 2020年 5月11日 | 14,580 | 13,500 | 課税 (8%) | 1,080 | 510,300 | |
| 14 | 2020年 6月11日 | 14,580 | 13,500 | 課税 (8%) | 1,080 | 495,720 | |
| 15 | 2020年 7月11日 | 14,580 | 13,500 | 課税 (8%) | 1,080 | 481,140 | |
| 16 | 2020年 8月11日 | 14,580 | 13,500 | 課税 (8%) | 1,080 | 466,560 | |
| 17 | 2020年 9月11日 | 14,580 | 13,500 | 課税 (8%) | 1,080 | 451,980 | |
| 18 | 2020年10月11日 | 14,580 | 13,500 | 課税 (8%) | 1,080 | 437,400 | |
| 19 | 2020年11月11日 | 14,580 | 13,500 | 課税 (8%) | 1,080 | 422,820 | |
| 20 | 2020年12月11日 | 14,580 | 13,500 | 課税 (8%) | 1,080 | 408,240 | |
| 21 | 2021年 1月11日 | 14,580 | 13,500 | 課税 (8%) | 1,080 | 393,660 | |
| 22 | 2021年 2月11日 | 14,580 | 13,500 | 課税 (8%) | 1,080 | 379,080 | |
| 23 | 2021年 3月11日 | 14,580 | 13,500 | 課税 (8%) | 1,080 | 364,500 | |
| 24 | 2021年 4月11日 | 14,580 | 13,500 | 課税 (8%) | 1,080 | 349,920 | |
| 25 | 2021年 5月11日 | 14,580 | 13,500 | 課税 (8%) | 1,080 | 335,340 | |
| 26 | 2021年 6月11日 | 14,580 | 13,500 | 課税 (8%) | 1,080 | 320,760 | |
| 27 | 2021年 7月11日 | 14,580 | 13,500 | 課税 (8%) | 1,080 | 306,180 | |
| 28 | 2021年 8月11日 | 14,580 | 13,500 | 課税 (8%) | 1,080 | 291,600 | |
| 29 | 2021年 9月11日 | 14,580 | 13,500 | 課税 (8%) | 1,080 | 277,020 | |
| 30 | 2021年10月11日 | 14,580 | 13,500 | 課税 (8%) | 1,080 | 262,440 | |
| 31 | 2021年11月11日 | 14,580 | 13,500 | 課税 (8%) | 1,080 | 247,860 | |
| 32 | 2021年12月11日 | 14,580 | 13,500 | 課税 (8%) | 1,080 | 233,280 | |
| 33 | 2022年 1月11日 | 14,580 | 13,500 | 課税 (8%) | 1,080 | 218,700 | |
| 34 | 2022年 2月11日 | 14,580 | 13,500 | 課税 (8%) | 1,080 | 204,120 | |
| 35 | 2022年 3月11日 | 14,580 | 13,500 | 課税 (8%) | 1,080 | 189,540 | |
| 36 | 2022年 4月11日 | 14,580 | 13,500 | 課税 (8%) | 1,080 | 174,960 | |
| 37 | 2022年 5月11日 | 14,580 | 13,500 | 課税 (8%) | 1,080 | 160,380 | |
| 38 | 2022年 6月11日 | 14,580 | 13,500 | 課税 (8%) | 1,080 | 145,800 | |

リース料等一括ご請求書

2/2 頁

2019年 5月30日 発行

契約番号 XXXXXXXXXX

| 回次 | お支払日 | お支払金額 | お支払金額内訳 (リース料) | | | お支払残高 |
|----|-------------|--------|----------------|---------|-------|---------|
| | | | 金額 | 課税区分 | 消費税等額 | |
| 39 | 2022年 7月11日 | 14,580 | 13,500 | 課税 (8%) | 1,080 | 131,220 |
| 40 | 2022年 8月11日 | 14,580 | 13,500 | 課税 (8%) | 1,080 | 116,640 |
| 41 | 2022年 9月11日 | 14,580 | 13,500 | 課税 (8%) | 1,080 | 102,060 |
| 42 | 2022年10月11日 | 14,580 | 13,500 | 課税 (8%) | 1,080 | 87,480 |
| 43 | 2022年11月11日 | 14,580 | 13,500 | 課税 (8%) | 1,080 | 72,900 |
| 44 | 2022年12月11日 | 14,580 | 13,500 | 課税 (8%) | 1,080 | 58,320 |
| 45 | 2023年 1月11日 | 14,580 | 13,500 | 課税 (8%) | 1,080 | 43,740 |
| 46 | 2023年 2月11日 | 14,580 | 13,500 | 課税 (8%) | 1,080 | 29,160 |
| 47 | 2023年 3月11日 | 14,580 | 13,500 | 課税 (8%) | 1,080 | 14,580 |
| 48 | 2023年 4月11日 | 14,580 | 13,500 | 課税 (8%) | 1,080 | 0 |

リース契約証書

| 貸主使用欄 (検印) | | |
|------------|--|--|
| | | |

契約No. XXXXXXXXXX

西暦 2019年 5月 21日

リース借主 (乙)

住所 浜松市中区元城町109-2
浜松市議会市民クラブ
氏名 会長 平岡良明

リース貸主 (甲)

浜松市中区元城町115番地の1
はましんリース株式会社
代表取締役 山田正利

連帯保証人

住所

余白

氏名

印

連帯保証人

住所

余白

氏名

印

リース借主 (以下「乙」という。)とリース貸主 (以下「甲」という。)は、次のとおりリース契約を締結します。
この契約の成立を証するため、本書を2通作成し、甲、乙が各1通を保有します。

(特約欄)

| | | |
|--|--|--|
| | | |
|--|--|--|

| 貸主使用欄 | | |
|-------|--|--|
| 照合口 | | |
| 照合者 | | |

第1条 (契約の趣旨)

- ① 甲は、乙の依頼に基づき、乙の指定する表(2)記載のリース物件(ソフトウェア付きの場合はソフトウェアを含む、以下「物件」という。)を乙の指定する表(1)記載の売主(以下「丙」という。)から購入し、乙に対し物件をリースし、乙はこれを借り受けます。
- ② この契約は、この契約に定める場合を除き解除または解約することはできません。

第2条 (物件の引渡し)

- ① 物件は、丙から表(3)記載の設置場所に搬入されるものとし、乙は、物件が搬入されたときは、引渡しのとしまで善良な管理者の注意をもって、乙の負担で丙のため物件を保管します。
- ② 乙は、搬入された物件について直ちに乙の負担で検査を行い、瑕疵のないことを確認したうえで、検査完了の日付で物件の借受証を甲に交付します。借受証の発行日に物件の引渡し完了したものとします。
- ③ 乙が物件の借受証を甲に交付したときは、物件は瑕疵なく完全な状態で乙に引渡されたものとみなし、以後、甲はかかる事由によっても物件のすべての瑕疵または契約との不適合について何らその責に任じません。
- ④ 乙が不当に物件の搬入、検査、引渡しを拒み、または遅らせたときは、甲は、この契約を催告を要せず解除することができます。この場合、丙から乙または甲に対して何らかの請求があったときは、乙の費用と責任において、丙との間で直接これを解決します。
- ⑤ 天災地変、戦争、その他の不可抗力、運送中の事故、労働争議、法令の制定改廃、丙の都合、その他甲に故意または重大な過失が認められない事由によって、物件の引渡しが遅延し、または不能になったときは、甲は一切の責任を負いません。この場合、丙の責めに帰すべき事由により乙に損害が生じた場合には、乙は、第14条第(2)項に定める方法により、丙との間で解決します。

第3条 (リース期間)

乙が、物件を使用できる期間(以下「リース期間」という。)は表(4)記載のとおりとし、借受証発行日から起算します。

第4条 (リース料)

- ① 乙は、甲に対して表(5)記載のとおりリース料を支払います。
- ② 乙は、リース期間中において、物件を使用しない期間または使用できない期間があったとしても、その理由の如何を問わず、甲に対するリース料の支払いを免れません。

第5条 (前払リース料)

- ① 乙は、この契約に基づく乙の債務履行を担保するために、甲に対して、前払リース料を表(6)記載のとおり支払います。
- ② 前払リース料は無利息とし、最終リース料から順次前払リース料の額に満つるまでの各リース料の各支払期日が到来したときに、自動的にそのリース料に充当されるものとします。
- ③ 乙が第18条第(1)項各号の一つに該当したときは、甲は前項の規定にかかわらず、かつ、事前の意思表示を要しない、前払リース料をもって乙に対するすべての債権の全部または一部に充当することができます。
- ④ 乙は、前払リース料の支払いをもって、前二項に定めるほか、甲に対する一切の支払義務を免れることができます。

第6条 (費用負担等)

- ① 乙は、この契約の締結に関する費用およびこの契約に基づく乙の債務履行に関する一切の費用を負担します。
- ② 甲は、固定資産税を納付するものとし、リース期間中に固定資産税額が増額された場合には、乙は、甲の請求により、直ちにその増額分を表(5)および表(6)記載のリース料とあわせて支払います。
- ③ 消費税および地方消費税(以下「消費税等」という。)は乙の負担とします。表(5)、表(6)および表(10)記載の消費税等額は、この契約の成立日の税率に基づいて計算したものであり、消費税等額が増額された場合には、乙は、甲の請求により、直ちにその増額分を甲に支払います。
- ④ 乙は、固定資産税および消費税等以外で物件の取得、所有、保管、使用およびこの契約に基づく取引に課され、または課されることのある諸税相当額を義名の如何にかかわらず負担します。
- ⑤ 前項より甲が諸税を納めることとなったときは、その納付の前後を問わず、乙は、甲の請求により、直ちにこれを表(5)および表(6)記載のリース料とあわせて支払います。

第7条 (物件の使用・保管・維持管理)

- ① 乙は、リース期間中、物件を表(3)記載の設置場所において使用することができます。
- ② 乙は、物件を本来の用法および諸法令に従って、善良な管理者の注意をもって使用、保管するものとします。
- ③ 乙はその責任において、物件が常時正常な使用状態および十分に機能する状態を維持するため保守、点検、整備その他一切の行為を行うものとし、その費用一切を負担します。
- ④ 甲は、物件の修理または点検整備期間中の代替物件の提供、およびその期間中の休業補償等についてその責任を負いません。

第8条 (物件の保守)

- ① 乙は、物件について保守契約を必要とする場合には、乙の選択による保守業者との間で直接これを締結するものとし、この保守に伴う一切の費用を負担します。
- ② 甲は前項の保守について一切の責任を負いません。

第9条 (第三者に対する賠償責任)

- ① 物件自体または物件の設置、保管および使用によって、第三者が損害を受けたときは、その原因の如何を問わず、乙の費用と責任で解決します。また、乙および乙の従業員が損害を受けた場合も同様とします。
- ② 前項において、甲が損害の賠償をした場合、乙は甲の支払った賠償額(弁護士費用を含む。)を補償します。
- ③ 物件が第三者の特許権、実用新案権、商標権、意匠権または著作権その他知的財産権を侵害することによって生じた損害および紛争について、甲は一切の責任を負いません。

第10条 (禁止行為)

- ① 乙は、物件について次の行為、その他甲の所有権を侵害するような行為をすることができません。
 - ① 第三者に譲渡したり、または担保に入れること。
 - ② 日本国外に持ち出すこと。

- ① 物件を表(3)記載の設置場所から移転すること。
 - ② 物件を第三者に転貸したり、または占有を移転すること。
 - ③ 物件を他の不動産または動産に付着させること。
 - ④ 物件に他の動産を付着すること。
 - ⑤ 物件の改造、加工、模様替えなどによりその原状を変更すること。
 - ⑥ この契約に基づく乙の権利または地位を第三者に譲渡すること。
- ③ 物件に付着した動産の所有権は、甲が書面により乙の所有権を認めた場合を除き、すべて無償で甲に帰属します。
 - ④ 第(2)項に基づいて、物件を不動産に付着させる場合は、乙は、事前に不動産の所有者等から、物件がその不動産に附合せず、かつ、物件を不動産から離脱させるときに不動産に生ずる損傷について、甲に対して何等の修補または損害賠償請求も行わない旨が記載された書面を提出させます。

第11条 (物件の所有権標識)

- ① 甲は、甲が物件の所有権を有する旨の標識(以下「所有権の標識」という。)を物件に貼付することができるものとし、乙は、甲から要求があったときは、物件に所有権の標識を貼付します。
- ② 乙は、リース期間中、物件に貼付された所有権の標識を維持します。

第12条 (物件の点検・調査等)

- ① 甲または甲の指定した者が、物件の現状、稼働および使用保管状況を自ら点検、調査することを求めたとき、または、これらに関する報告を求めたときは、乙はこれに応じます。

第13条 (権利保全)

- ① 第三者が物件について権利を主張し、または、保全処分もしくは強制執行等により甲の所有権を侵害するおそれがあるときは、乙は、この契約締結前甲の所有であることを証する書面を提示し、物件が甲の所有であることを主張かつ証明して、その侵害防止に努めるとともに、直ちにその事情を甲に通知します。
- ② 甲が、この契約による権利を守り、もしくは回復するため、または第三者より異議もしくは苦情の申立てを受けたため、やむを得ず必要な措置をとったときは、乙は、物件の搬出費用、弁護士費用その他一切の費用を甲に支払います。
- ③ この契約に関する甲の権利保全を必要とする相当の事由が生じたときは、乙は甲の請求により、甲の承認する担保もしくは増担保を差入れ、または保証人を立ててもしくはお加します。

第14条 (物件の瑕疵等)

- ① 物件の規格、仕様、品質、性能、数量および物件に関するソフトウェア等に隠れた欠陥があった場合、ならびに物件の選択または決定に際して乙に錯誤があった場合においても、甲は一切の責任を負いません。
- ② 前項の場合、乙は丙に対して、次の各号のいずれかの方法によって、権利行使をするものとします。
 - ① 乙は、丙に対し直接請求することにより、乙丙間でその解決を行い、甲は、甲が必要と認める範囲で乙の権利行使に協力します。この場合、乙はリース料の支払い、その他この契約に基づく債務の弁済を免れることはできません。
 - ② 乙が甲丙間の売買契約の解除を希望する場合には、甲は、乙との間で現物引換を締結することにより、甲丙間の売買契約上の買主としての地位(契約解除権その他買主としての地位に基づく諸権利および義務を含む。)および物件の所有権を、第16条に定める規定損害金相当額を譲渡代金として、その譲渡代金とこれに対する消費税等額の支払いを受けるのと引換えに乙に譲渡する手続を取ります。この場合、譲渡代金の支払完了と同時にこの契約は終了するものとします。
 - ③ 甲は、前項各号に基づく権利譲渡(前項第①号による協力の一般策として甲の丙に対する請求権を乙に譲渡する場合を含む。)に関し、譲渡に係る諸権利の存否、ならびに丙の責力および履行を担保しません。

第15条 (物件の滅失・毀損)

- ① 物件の搬入日からその運送までに生じた物件の滅失、盗難、毀損その他一切の危険は、すべて乙の負担とします。
- ② 物件が毀損したときは、乙は、乙の費用と責任で物件を正常な状態に修復するものとし、その事実を書面で甲に通知します。この場合、この契約は何らの変更なくそのまま存続するものとします。
- ③ 物件が盗難、滅失(所有権の侵害を含む。)するなど、乙が物件の占有を失ったとき、または物件が毀損して修理不能のときは、乙は甲に対しその旨を書面で通知し、その如何を問わず、損害賠償として第16条に定める規定損害金を直ちに甲に支払うものとします。この場合、規定損害金の支払完了と同時にこの契約は終了するものとします。

第16条 (規定損害金)

- ① 規定損害金の額は表(8)記載のとおりとし、リース期間の開始日から1ヶ月間は基本額とし、その後については、リース期間の開始日から1ヶ月経過することに、所定の通減月額を通減した金額とします。但し、通減した期間に、リース料(据置期間の未払リース料を含む。)およびその他の未払金がある場合には、その未払金相当額を加算した金額とします。

第17条 (物件の保険)

- ① 甲は、物件について甲が選定する保険会社と甲を被保険者とする表(7)記載の保険契約を締結し、保険料は甲が負担します。保険期間は借受証発行日から開始するものとします。
- ② 前項の保険においては、地震、火の故意または重大な過失、その他保険約款に定める免責事項に起因する損害は不担保とします。
- ③ 前二項に関し、表(7)に異なる内容を定めた場合には、表(7)の定めによるものとします。
- ④ 物件に保険事故が発生したときは、乙は直ちにその旨を甲に通知するとともに、保険金受取りに必要なすべての書類を遅滞なく甲に交付するものとします。
- ⑤ 前項より、保険金が支払われたときは、次の各号の場合に応じ、その定めに従います。
 - ① 物件が毀損して修理可能な場合には、甲は、乙が第15条の規定に従い物件を修復した場合に限り、甲が受取った保険金を限度として、乙の支払った費用を乙に支払います。
 - ② 物件が滅失し、または毀損して修理不能な場合には、乙は、甲が受取った保険金を限度として、当該物件に係る第15条第(3)項の規定損害金の支払いを免れます。

第18条 (期限の利益喪失・契約解除)

- ① 乙に次の各号に該当する事由が一つでも発生したときは、甲からの通知、催告を要せず、乙は当然にこの契約に基づく乙の債務についての期限の利益を失うものとし、乙は、残存リース料(リース料総額から乙が既に支払ったリース料を控除した額)およびその他の未払金の全額を直ちに甲に支払います。
 - ① リース料の支払いを1回でも怠ったとき。
 - ② 小切手もしくは手形の不渡りまたは電子記録債権の支払不能を1回でも発生させたとき、その他支払いを停止したとき。
 - ③ 差押、仮差押、仮処分、競売の申立て、公租公課の滞納処分などをかけ、または破産、民事再生、会社更生の各手続開始もしくは特別清算開始の申立てがあったとき、または

- ④ 事業の全部または重要な一部の譲渡、その他資産、信用もしくは事業に重大な変更を生じ、もしくはその決議を、または、経営が著しく悪化し、もしくはそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき。
- ⑤ 事実上営業を停止もしくは廃止したとき、または官公庁から業務停止その他業務遂行不能の処分を受けたとき。
- ⑥ 乙が自然人の場合、死亡したとき、または補助、保佐、後見が開始したとき、もしくは任意後見監督人が選任されたとき。
- ⑦ この契約以外の甲に対する金銭債務の支払いを1回でも怠ったとき。
- ⑧ 甲以外の債権者に対する債務について期限の利益を喪失したとき、または甲以外の債権者に対して第三者が負担する債務について乙が行った保証債務につき、履行義務が発生したにもかかわらずその履行ができないとき。
- ⑨ 連帯保証人が前各号の一つにでも該当した場合において、甲が相当と認める保証人を直ちに追加しなかったとき。
- ⑩ 乙（取引の任に当たっている者を含む。以下本号において同じ。）について犯罪による収益の移転防止に関する法律等に基づく取引時確認ができなかったとき、または乙が虚偽の申告をしたことが判明したとき。
- ⑪ 以上に定めるほか、この契約の条項または甲との間のその他の契約の条項の一つにでも違反したとき。

(2) 乙に前項各号に該当する事由が一つでも発生したときは、甲は、催告を要せず、直ちにこの契約を解除することができます。

(3) 前項より、甲がこの契約を解除したときは、乙は、直ちに物件を第20条の規定に基づき甲に返還するとともに、残存リース料およびその他の未払金の合計額相当の損害賠償金を直ちに甲に支払います。

(4) 前項の場合、甲が物件の返還を不能と判断したときは、乙は甲の請求により第16条に定める規定損害金相当額の損害賠償金を直ちに甲に支払います。

(5) 甲は、第(1)項により乙が期限の利益を喪失した場合、または第(2)項によりこの契約が解除された場合、甲乙間において締結された一切の契約を同時に解除し、または乙の甲に対するすべての債務について期限が到来したものとみなすことができるものとします。

第19条 (物件の仮預かり)

乙が第18条第(1)項各号の一つにでも該当した場合、甲がこの契約を解除しない場合でも、甲の債権保全のため、乙は物件を一時甲に引渡さなければならないものとします。

第20条 (物件の返還および清算)

(1) この契約が期間満了、契約解除その他の事由により終了したときは、乙は、物件の通常の損耗と第10条により甲が承諾したものを除き物件を原状に回復（乙が物件に記録したコンピュータデータ等の情報の消去を含む。）し、甲の請求に従い、その指定する場所に返還します。

この場合、乙は、物件の撤去、運搬費用等物件の返還に要する一切の費用を負担するものとし、また返還された物件が毀損等により原状と異なる場合には、その修理に要する費用を甲に支払います。

(2) 物件の返還が遅れた場合に、甲から要求があったときは、乙は返還完了まで、遅延日数に応じてリース料相当額の損害金を支払うとともに、この契約の諸条件に従います。

(3) 乙が物件の返還を遅延した場合において、甲または甲の指定する者による所在場所からの物件の引揚げについて、乙は、これを妨害したり、拒むことはできません。この場合、物件の引揚げのために要した一切の費用（弁済士費用を含む。）は乙の負担とします。

(4) 第18条第(2)項によりこの契約が解除された場合で、かつ同条第(3)項に従って物件の返還および損害賠償金の支払いがなされたときは、甲は甲の選択により、その損害賠償金を限度として、物件を相当の基準に従って甲が評価した金額または処分した金額から、その評価または処分を要した一切の費用および甲が相当の基準に従って評価した満了時の見込残存価額を差し引いた金額（以下「清算金」という。）を乙に返還します。

但し、この契約以外に乙の甲に対する債務がある場合には、その債務の期限の如何にかかわらず、甲は清算金をその債務に充当することができるものとします。

(5) 第(1)項の場合、乙が物件を原状に回復しない場合には、甲は付着した物件の所有権を無償で取得することができ、乙はこれに対し返還または利益償還等の請求をすることができません。また、乙が物件に記録したコンピュータデータ等の情報の消去がなされていない場合、甲は当該データを消去できるものとします。乙は甲のデータ消去に何ら異議を述べないとともに、甲がデータ消去に要した一切の費用を甲に支払うものとします。なお、この場合、返還または引揚げ後にそのデータが漏洩したとしても甲は一切の責任を負いません。

第21条 (再リース)

(1) 乙は、リース期間の満了に際し、この契約を終了させるか、引き続き物件を甲から借り受ける（以下「再リース」という。）かを選択することができます。

再リースの条件は、乙は表(10)記載の再リース料を、甲の請求に従い、甲に支払うものとするほか、期間は1年、再リース規定損害金は物件を相当の基準に従って甲が評価した金額とし、その他はこの契約と同一条件とします。なお、再リース契約が解除・解約その他理由の如何を問わず満了前に終了しても、支払済み未経過再リース料は乙に返還されません。

(2) 前項より乙がこの契約を終了させるときは、リース期間が満了する2ヶ月前までに甲に対して書面でその旨を通知します。

(3) 乙から前項に基づく契約終了通知がないときは、リース期間の満了日の翌日をもって自動的に再リースに関する契約が成立し、乙は、第(1)項の再リース条件で引き続き物件を使用することができます。但し、リース期間が満了するまでに乙が第18条第(1)項各号の一つにでも該当したとき、または第22条第(3)項に該当したとき、もしくは甲が再リースをしない旨の意思表示をしたときは、再リース契約は成立しないものとします。

(4) 乙は、再リースの期間満了に際しては、前二項の方法により、再リースを第(1)項記載の再リース条件で1年間延長するか、または終了させるかを選択することができるものと、以降も同様とします。

第22条 (表明・確約事項)

(1) 乙および連帯保証人は、この契約（再リース契約を含む。）の締結日において、自らおよびそれぞれその役員、重要な使用人、または経営に実質的に関与している者（以下「役員等」と総称する。）が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、暴力団関係団体、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団等」と総称する。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

- ① 暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- ② 暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- ③ 自己、自社または第三者の不正の利益を図る目的もしくは第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等の威力を利用してしていると認められる関係を有す

- ④ 暴力団等に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- ⑤ その他暴力団等との社会的に非難されるべき関係を有すること。

(2) 乙および連帯保証人は、自らまたはそれぞれの役員等もしくは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。

- ① 暴力的な要求行為。
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為。
- ③ 甲との取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
- ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて甲の信用を毀損し、もしくは甲の業務を妨害する行為。
- ⑤ その他前各号に準ずる行為。

(3) 乙、連帯保証人またはそれぞれの役員等が、暴力団等もしくは第(1)項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第(1)項の規定に基づく表明・確約に反する事実が判明し、乙との取引を継続することが不適切である場合には、甲は、催告を要せず、直ちにこの契約を解除することができるものとします。解除に伴う措置については第18条第(3)項から第(5)項まで、および第20条、第23条から第25条までが適用されるものとします。

(4) 前項の甲の権利行使により、乙、連帯保証人または当該役員等に損害が生じても、甲は一切の責任を負いません。

第23条 (相殺禁止)

乙は、この契約に基づく債務を、甲または甲の承継人に対する債権をもって相殺することはできません。

第24条 (弁済の充当)

(1) この契約に基づく乙の債務弁済が債務全額を消滅させるに足りないときは、甲は、甲が適当と認める順序、方法により充当することができます。乙はその充当に対して異議を述べません。

(2) 乙がこの契約のリース料等の支払いのため約束手形を甲に交付している場合には、この契約がリース期間満了前に終了した場合（解除による終了を含む。）においても、甲は、この約束手形の内、未決済の約束手形をこの契約および他の契約に基づく乙の一切の債務が決済されるまで担保とすることができ、手形所持人としての一切の権利を行使することができます。

第25条 (遅延損害金)

乙は、この契約に基づく甲に対する金銭の支払いを怠ったとき、または甲が乙のために費用を立替払いした場合の立替金の償還を怠ったときには、支払うべき金額に対して支払期日または立替払日の翌日からその決済に至るまで、表(9)記載の割合による遅延損害金を甲に支払います。

第26条 (甲の権利の譲渡等)

甲はこの契約に基づく甲の権利、この契約上の地位、物件の所有権の全部または一部を第三者に譲渡し、または担保権を設定することができます。

第27条 (連帯保証人)

(1) 連帯保証人は、この契約および再リース契約に基づき乙が甲に対して負担する現在および将来の一切の債務を本日保証し、乙と連帯して、債務履行の責に任じます。

(2) 連帯保証人がこの契約による債務の一部を弁済したときは、連帯保証人は甲の書面による承諾なしに代位権を行使しません。

(3) 連帯保証人は、甲がその都合によって他の保証または担保を変更しても、免責の主張および損害賠償の請求をしません。

第28条 (通知・報告事項)

(1) 乙または連帯保証人に次の各号に該当する事由が生じたときは、乙または連帯保証人は、直ちにその旨を書面で甲に通知します。

- ① 住所を移転したとき、商号もしくは氏名、代表者または組織もしくは種類を変更したとき。
- ② 合併、会社分割、資本金もしくは準備金の額の減少、重要な事業の変更、もしくは譲受または実質的支配者の変更があったとき。
- ③ 第18条第(1)項第②号から第⑤号までの事実の発生またはそのおそれがあるとき。

(2) 乙および連帯保証人は、甲から要求があったときは、その事業の状況を説明し、毎決算期の計算書類その他甲の指定する関係書類を甲に提出します。

第29条 (通知の効力)

この契約に関し甲が乙または連帯保証人に対し発した書面が、この契約証書記載の住所、または前条第(1)項により通知を受けた乙または連帯保証人の住所宛に差し出されたにもかかわらず、不着または延着となったときは、当該書面は発信後5日をもって到達したものとします。

第30条 (特約事項)

- (1) 表(11)記載の特約は、この契約の他の条項に優先して適用されます。
- (2) この契約と異なる合意は、表(11)の特約欄に記載するか、別に書面で甲と乙とが合意しなければ効力はないものとします。

第31条 (公正証書)

乙および連帯保証人は、甲が請求したときいつでも、この契約について強制執行認諾事項を付した公正証書を作成するものとし、その費用は乙の負担とします。

第32条 (合意管轄)

この契約について訴訟または調停の必要が生じたときは、静岡地方裁判所または甲が選択する甲の支店、営業所の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とします。

(表)

契約No. XXXXXXXXXX

| | | | | |
|---------------------------|--|--|--------------------------------|----------|
| (1) 物件の売主(丙) | 1. 新栄事務機株式会社 | | | |
| (2) 物 件 | 1. 複合機 ADV C3530FⅢ 1台 2段カセットパティスタル API | | | |
| (3) 物件の設置場所 | 1. 浜松市議会市民クラブ 静岡県浜松市中区元城町103-2 | | | |
| (4) リース期間 | 48ヶ月 (借受証発行日から起算します。) | | | |
| (5) リース料および その支払方法 | 月額リース料 | 13,500円 | リース料総額 | 648,000円 |
| | 1回当リース料 消費税等額 | 13,500円 1,080円 | 合 計 | 14,580円 |
| | 支 払 日 お よ び 支 払 方 法 | 1回目は借受証発行日の翌月11日に2回分口座振替にてお支払い。 2回目以降は借受証発行日の翌々月から毎月11日に口座振替にてお支払い。 | | |
| (6) 前払リース料 | 前払リース料 消費税等額 | *****円 *****円 | 合 計 | *****円 |
| | (最終月から遡って ***ヶ月のリース料に充当します。) | | | |
| 支 払 日 お よ び 支 払 方 法 | | | | |
| (7) 保 険 | 動産総合保険 免責金額：1事故につき5万円。(天災は除きます) 被 保 険 者 甲 | | | |
| (8) 規 定 損 害 金 | 基本額 当初24ヶ月の通減月額 以降24ヶ月の通減月額 | | 594,000円 10,100円 13,500円 | |
| (9) 遅 延 損 害 金 | 年14.6% 1年に満たない端数期間については365日の日割計算とします。 | | | |
| (10) 再 リース 料 | 再リース料 (消費税等別) | 16,200円 | | |
| (11) 特 約 | | | | |

②

| Zoom利用 令和3年度 | | |
|--------------|--------|------------------|
| 日時 | | 会議名 |
| 4月20日 | 10:30～ | 連合浜松地協との会議 |
| 4月22日 | 16:00～ | 連合浜松地協3役とのミーティング |
| 7月5日 | 18:00～ | スズキ労組本社支部との意見交換会 |
| 7月6日 | 15:00～ | ヤマハ豊岡支部との意見交換会 |
| 7月7日 | 16:00～ | 遠州鉄道労組との意見交換会 |
| 7月7日 | 18:00～ | スズキ労組本社支部との意見交換会 |
| 7月8日 | 18:00～ | 朝日伝送労組との意見交換会 |
| 7月14日 | 17:00～ | ヤマハ本社支部との意見交換会 |
| 1月24日 | 9:00～ | 国土交通省との意見交換会 |
| | | |
| | | |

①

支払証明書

| | | | | | | | | |
|----|--|---|---|---|---|---|---|---|
| 金額 | | 百 | 拾 | 万 | 千 | 百 | 拾 | 円 |
| | | | ¥ | 1 | 4 | 5 | 8 | 0 |

但し はましんリース株式会社へリース料の支払い(口座振替)

内訳 物件:複合機 ADV C3530FⅢ、リース料:支払総額699,840円、
契約日2019年5月21日、契約月数48ヵ月、14,580円

上記の金額を政務活動費として支払ったことを証明します。

令和 3年 4月 12日

会派名 市民クラブ

代表者名 斉藤晴明



支払証明書

| | | | | | | | | |
|----|--|---|---|---|---|---|---|---|
| 金額 | | 百 | 拾 | 万 | 千 | 百 | 拾 | 円 |
| | | | ¥ | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 |

但し Zoom W-9(Standard Pro Annual)の利用料として

内訳 利用期間:2021年4月4日~2022年4月3日

●利用料22,110円【クレジットカード払い:他選択肢なし】(★1)

(★1)ポイント分精算...クレ払いは200円ごとに1ポイント(1円相当)

$22,110 \div 200 = 110.55 \rightarrow 22,110 - 110 = 22,000$ 円

※110円は会派(費)外

上記の金額を政務活動費として支払ったことを証明します。

令和 3年 4月20日

会派名 市民クラブ

代表者名 齊藤晴明



2

INVOICE

Zoom Video Communications Inc.



Invoice Date: 04/04/2021
 Invoice #: [Redacted]
 Payment Terms: Due Upon Receipt
 Due Date: 04/04/2021
 Account Number: [Redacted]
 Currency: JPY
 Account Information: 市民クラブ
 中区元城町 103-2,
 浜松市, 静岡県 430-8652
 Japan



Remittance Details should be sent to:
Finance@zoom.us

Purchase Order Number:

Customer VAT/Tax Number:

[Zoom W-9](#)

[Question about your Billing?](#)

| CHARGE DETAILS | | | | |
|--|-----------------------|-----------|----------|-----------|
| Charge Description | Service Period | Subtotal | Tax | TOTAL |
| Charge Name: Standard Pro Annual Quantity: 1 Unit Price: JPY20,100 | 04/04/2021-04/03/2022 | JPY20,100 | JPY2,010 | JPY22,110 |

| INVOICE TOTALS | |
|------------------------|-----------|
| Subtotal: | JPY20,100 |
| Total (Including Tax): | JPY22,110 |
| Invoice Balance: | JPY0 |

| TAX DETAILS | | | | |
|---------------------|-------------------------|--------------|------------------|-----------------|
| Charge Name | Tax Name | Jurisdiction | Charge Amount | Tax Amount |
| Standard Pro Annual | Consumption Tax 10.000% | Federal | JPY20,100 | JPY2,010 |
| | | | Total Tax | JPY2,010 |

| TRANSACTIONS | |
|---------------|-----------|
| Invoice Total | JPY22,110 |



INVOICE

| Transaction Date | Transaction Number | Transaction Type | Description | Applied Amount |
|------------------|--------------------|------------------|------------------------|----------------|
| 04/04/2021 | ██████████ | Payment | | (JPY22,110) |
| | | | Invoice Balance | JPY0 |

Zoom Video Communications, Inc. collects and pays consumption tax.

Zoom Phone services provided by Zoom Voice Communications, Inc. Rates, terms and conditions for Zoom Phone services are set by Zoom Voice Communications, Inc.

②

| Zoom利用 令和3年度 | | |
|--------------|--------|------------------|
| 日時 | 会議名 | |
| 4月20日 | 10:30～ | 連合浜松地協との会議 |
| 4月22日 | 16:00～ | 連合浜松地協3役とのミーティング |
| 7月5日 | 18:00～ | スズキ労組本社支部との意見交換会 |
| 7月6日 | 15:00～ | ヤマハ豊岡支部との意見交換会 |
| 7月7日 | 16:00～ | 遠州鉄道労組との意見交換会 |
| 7月7日 | 18:00～ | スズキ労組本社支部との意見交換会 |
| 7月8日 | 18:00～ | 朝日伝送労組との意見交換会 |
| 7月14日 | 17:00～ | ヤマハ本社支部との意見交換会 |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

納品書

出荷日 21年 04月 16日 1/1
伝票番号: 21033583

3

〒430-0946
静岡県浜松市中区元城町103-2本館8階

浜松市議会 市民クラブ

様

有限会社マックオーエー
納品書No. D5556459
〒 TEL
アスクルお客様サービスデスク
0120-345-861
FAX

| | |
|--|--|
| | |
|--|--|

ご注文ありがとうございます。下記のとおり納品いたしましたので、ご査収願います。

| 項 | メーカー型番 商 品 名 | メーカー名 J A Nコード | 注 文 要 求 | 数量(単位) 単 価 | 金 額 |
|---|---|----------------------------|-----------------------|---------------|-----|
| 1 | MV-D3N1600-L8G D3N1600相当 法人向白箱6年 SODIMM 8GB LV | (株)パナソニック 4981254007457 | 47610096-1047610096-1 | 2(式) | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

注意 記載の製品は、「外国為替及び外国貿易法」等の規制に該当する物資等（又は役務）となる場合があります。 規制に該当する場合かつ日本国外に輸出する場合は、同法に基づき日本政府の輸出許可が必要です。 本紙は納品書・請求書以外の用途で使用した場合は無効となります。 連絡欄：合計金額:20,064円 0416SG0455

領収書

No. _____

浜松市議会市民クラブ 様 領 3年 5月 10日

| | |
|----|------------|
| 金額 | ¥ 20,064 - |
|----|------------|

内 但 327114円
消費税等 上記正に領収いたしました

| | | |
|-----|---|--|
| 現金 | ✓ | |
| 小切手 | | |

文具・事務機器
有限会社 マックオーエー
〒433-8122
浜松市中区 22号
TEL <053>475-2108
FAX <053>475-2108



アスクルご請求書 ③

2021年04月30日締切分



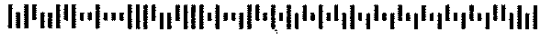
430-0946
静岡県浜松市中区
元城町103-2
本館8階



浜松市議会 市民クラブ

様

C1 283928# 00001/00001 [REDACTED] U A F



00416952 C11-U1

お問い合わせ番号 [REDACTED]

アスクル担当販売店
有限会社マックオーエー

静岡県浜松市中区
上島6-25-22



914503 001

TEL: 053-475-2102

担当: アスクル担当者

お支払いに関するお問い合わせは担当販売店までお願い申し上げます。

TEL: 053-457-2496

FAX: 053-457-2486

お買い上げいただきましてありがとうございます。
記載の通り、ご請求申し上げます。

当月ご請求額

22,445円

うち消費税等 (2,009円)

お支払い日 ▶ 2021年05月17日

お支払い方法 ▶ 口座振込

| | | |
|-----|------|------------|
| お振込 | 金融機関 | 静岡銀行 |
| | 支店 | 上島支店 |
| | 口座 | 当座 0305575 |
| | | マックオーエー |

| | |
|-----------|-------------------------|
| 対象期間 | 2021/04/01 ~ 2021/04/30 |
| 当月お買い上げ金額 | 22,445円 |
| 当月返品金額 | 0円 |
| 当月値引金額 | 0円 |

税率別のお買い上げ金額等は裏面に表示しています。

お振込みの際の手数料はお客様のご負担でお願い申し上げます。

| 月日 / 伝票番号 / 取引区分 お申込番号 / 商品名 | 数量 | 単価(円) (税込) | 金額(円) (税込) | 備考 | 税率/ク- |
|--|----|----------------|------------------|------------------|---------------|
| 04/05 24377888 537-2484 [REDACTED] 248-9554 [REDACTED] | | *小計* | 2,381 | [REDACTED] 兼ご発注分 | 軽 8.0 10.0 |
| 04/16 D5556459 H93-1413 直] D3N1600-8G相当 法人向け(白箱)6年保証 PC | 2 | 10,032 *小計* | 20,064 20,064 | [REDACTED] 兼ご発注分 | 10.0 |

尚率の前に「軽」を表示している明細は 軽減税率対象です

4

支払証明書

| | | | | | | | | |
|----|--|---|---|---|---|---|---|---|
| 金額 | | 百 | 拾 | 万 | 千 | 百 | 拾 | 円 |
| | | | ¥ | 1 | 4 | 5 | 8 | 0 |

但し はましんリース株式会社へリース料の支払い(口座振替)

内訳 物件:複合機 ADV C3530FⅢ、リース料:支払総額699,840円、
契約日2019年5月21日、契約月数48ヵ月、14,580円

上記の金額を政務活動費として支払ったことを証明します。

令和 3年 5月11日

会派名 市民クラブ

代表者名 齊藤晴明

支払証明書

| | | | | | | | |
|----|---|---|---|---|---|---|---|
| 金額 | 百 | 拾 | 万 | 千 | 百 | 拾 | 円 |
| | | | ¥ | 6 | 7 | 6 | 0 |

但し 8階市民クラブ控室:4月分 カラーコピー、ブラックコピー料金 として
 内訳 新栄事務機(株)へ支払い、振込手数料先方負担

請求額 6,760 円

キャッシュサービス ご利用控
 毎度ご利用いただきありがとうございます

(写し)

キャッシュサービス ご利用控
 毎度ご利用いただきありがとうございます

浜松いわた信用金庫

| | | | |
|-----------|--------------|---------|----------|
| お取扱日 | 取扱金庫・店番 | 機番 | 取扱通番 |
| 03-05-13 | 1503011-1043 | | |
| カード発行金融機関 | 店番 | 口座番号 | |
| ***** | | ***** | |
| 万円券(枚) | 五千円券(枚) | 二千円券(枚) | 千円券(枚) |
| 000001 | 000001 | | |
| お取引金額 | | | ¥6,650* |
| お取引内容 | | お取引後残高 | |
| お振込 | | ¥0 | |
| 手数料 | ¥110 | ペー | 便 賃 ¥760 |
| 時刻 | 14:56 | おつり | |

浜松磐田信用金庫
 上新屋支店
 ツイエイツムキ(カ様)
 当座 0000211322
 ハママツツキ カイソミンクラブ 様
 TEL053-457-2496

 *印紙税申告納
 *付につき浜松西
 税務署承認済

ご利用ありがとうございました。

浜松いわた信用金庫

| | | | |
|-----------|--------------|---------|----------|
| お取扱日 | 取扱金庫・店番 | 機番 | 取扱通番 |
| 03-05-13 | 1503011-1043 | | |
| カード発行金融機関 | 店番 | 口座番号 | |
| ***** | | ***** | |
| 万円券(枚) | 五千円券(枚) | 二千円券(枚) | 千円券(枚) |
| 000001 | 000001 | | |
| お取引金額 | | | ¥6,650* |
| お取引内容 | | お取引後残高 | |
| お振込 | | ¥0 | |
| 手数料 | ¥110 | ペー | 便 賃 ¥760 |
| 時刻 | 14:56 | おつり | |

浜松磐田信用金庫
 上新屋支店
 ツイエイツムキ(カ様)
 当座 0000211322
 ハママツツキ カイソミンクラブ 様
 TEL053-457-2496

 *印紙税申告納
 *付につき浜松西
 税務署承認済

ご利用ありがとうございました。

上記の金額を政務活動費として支払ったことを証明します。

令和 3年 5月13 日

会 派 名 市民クラブ
 代表者名 齊藤 晴明



納品書

No. 00249226

令和3年 4月 27日

お客様コード: [REDACTED]

430-0946

浜松市中区元城町103-2

新栄事務機株式会社

代表取締役 村上 篤
〒435-0048 浜松市東区上西町25-5
TEL (053) 463-9150 FAX(053)464-0589

浜松市議会 市民クラブ

様

取引銀行 取付銀行
静岡銀行 上新屋支店 (番) 05307
浜松野田信用金庫 上新屋支店 (当) 211322

担当: [REDACTED]

下記の通り納品致しましたのでご査収下さい。

| 品番 | 品名 | 枚数 | 重量 | 単位 | 単価 | 金額 | 備考 |
|-----------------------|----------|-----|----|----|--------|-------|------|
| キヤン複写機IRADVCS530F III | カラーコピー料金 | 241 | | 枚 | 15,000 | 3,615 | |
| # | フロッピー料金 | 904 | | 枚 | 2,800 | 2,531 | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| 消費税 | | | | | | 614 | *は税込 |
| 合計 | | | | | | 6,760 | |

摘要: 3/24-4/27

(5)

請 求 書

No. _____

お客様コード No. [REDACTED]
〒 430-0946

令和 3年 4月 30日 締切分

浜松市中区元城町103-2

新栄株式会社
代表取締役 本 社
〒433-0053 浜松市東区上西
TEL:053-464-0053

浜松市議会 市民クラブ

様

取引銀行 静岡銀行 上新屋支店(普)055072

浜松磐田信用金庫 上新屋支店 (当) 211322

毎度ありがとうございます。
下記の通り御請求申し上げます。

消費税額: 614

| 前回御請求額 | 御入金額 | 調整額 | 繰越金額 | 御買上額 | 今回御請求額 |
|--------|--------|-----|------|------|--------|
| 167927 | 167927 | 0 | 0 | 6760 | 6760 |

| 伝票日付 | 伝票No. | 品番 | 品名 | 数量 | 単位 | 単価 | 金額 | |
|------|---------------|-----------------|-----|-----|----|--------|---------|--|
| 4/6 | 00180840 (入金) | | | | | | 167,927 | |
| 4/27 | 00242226 | IRADVG3530F III | 複写機 | 241 | 枚 | 15,000 | 3,615 | |
| | " | フレックコ | 料金 | 904 | 枚 | 2,800 | 2,531 | |
| | | 以下余白 | | | | | | |

(5)

5

積算カウンター連絡票

市民クラブ 様

カウント開始日

21年3月24日

カウント締め日

21年4月27日

機種 iR-ADVC3530FIII


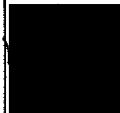
機番 2GQ05774

ご使用実績内訳

| | フルカラー 217 + 130 | 2色カラー 118 | ブラック 108 |
|--------|-----------------|-----------|----------|
| 今回値 | 3498枚 | 200枚 | 28530枚 |
| 前回値 | 3255枚 | 200枚 | 27617枚 |
| 総使用枚数 | 243枚 | 0枚 | 913枚 |
| 削除枚数 | 1% 2枚 | 1% 0枚 | 1% 9枚 |
| 請求対象枚数 | 241枚 | 0枚 | 904枚 |

保守合算基本料金 ¥2,800 (税別) トナー込み

フルカラー 一律 ¥15.00 /枚(税別) 2色カラー 一律 ¥6.00 /枚(税別) ブラック 一律 ¥2.80 /枚(税別)

| 署名 | 確認者 |
|---|---|
|  |  |

浜松市東区上西町25-5番地

新栄事務機株式会社

TEL 053(464)0589
FAX 053(464)0589

6

支払証明書

| | | | | | | | |
|----|---|---|---|---|---|---|---|
| 金額 | 百 | 拾 | 万 | 千 | 百 | 拾 | 円 |
| | | | ¥ | 2 | 7 | 8 | |

但し 〇〇階キヤノン複写機:4月分 カラーコピー、ブラックコピー料金 として
 内訳 新栄事務機㈱へ支払い

| | | |
|---------------|---------------------------|---------|
| | 請求額 | 1,248 円 |
| モノクロコピー 政務活動費 | 402枚 × 0.693(税込)=278.586円 | 278 ※ |
| カラーコピー 鈴木真人 | 180枚 × 5.390(税込)=970.2円 | 970 |
| | 請求書の内、政務活動費の支出は上記※分 | 278 円 |

領 収 証

№ 009210

市民クラブ

様

2021年 5月 26日

| | | | | | | | | | |
|----|--|--|---|---|---|---|---|---|--|
| 金額 | | | | | | | | | |
| | | | ¥ | 1 | 2 | 4 | 8 | - | |

内訳

| | |
|-----|---|
| 現金 | ✓ |
| 小切手 | / |
| 消費税 | ✓ |

但 4月分コピー料金代

上記正に領収いたしました

新 栄 事 務 機 株 式 会 社

代表取締役 篤

本 社 〒435-0043 〇〇〇-5 ☎053-463-9159 (代)
 FAX053-464-0589
 浜北営業所 〒434-0042 〇〇〇-2 ☎053-586-1231 (代)
 袋井営業所 〒437-0125 〇〇〇-1 ☎0538-49-3 1 4 5

上記の金額を政務活動費として支払ったことを証明します。

令和 3年 5月 26日

会 派 名 市民クラブ

代表者名 齊藤晴明

お客様コードNo

430-8652

浜松市中区元城町103-2

市民クラブ

様

取引銀行

静岡銀行 上新屋支店 (普) 055072
浜松額田信用金庫 上新屋支店 (当) 211392

下記の通り納品致しましたのでご査収下さい。

納品書

令和3年 04月 30日

No. 00249579

新 株式会社

〒 [REDACTED] 市東区 [REDACTED]
TEL [REDACTED] FAX [REDACTED]

担当:

| 品番 | 品名 | 数量 | 単位 | 単価 | 金額 | 備考 |
|------|------------------------|-----|----|-------|-----|-------|
| | キヤノン複写機IRADVC5550カラー料金 | 180 | 枚 | 5,390 | 970 | * |
| | " | 402 | 枚 | 0,693 | 278 | * |
| 消費税計 | | | | | | 0 |
| 消費税計 | | | | | | 1,248 |
| 消費税 | | | | | | *は税込 |

(内消費税額 113)

摘要: R3/4月分 橋本・UUU0863

6

お客様コードNo. [REDACTED]

430-8652

浜松市中区元城町103-2

市民クラブ

様

取引銀行 上野屋支店 (普) 066072
静岡銀行 信用金庫 上野屋支店 (当) 211322
浜松藤田信用金庫

請求書

令和3年4月30日

No. 00249579

新松田株式会社
〒[REDACTED] 浜松市中区
TEL [REDACTED] FAX [REDACTED] 88

担当: [REDACTED]

下記の通り御請求申し上げます。

| 品番 | 品名 | 数量 | 単位 | 単価 | 金額 | 備考 |
|----------|---------------------------|-----|----|-------|-----|------|
| | キヤノン複写機IRADVC5550カートリッジ料金 | 180 | 枚 | 5,390 | 970 | * |
| | 〃 プラカゴビ-料金 | 402 | 枚 | 0,693 | 278 | * |
| 消費税 0 | | | | | | *は税込 |
| 合計 1,248 | | | | | | |

(内消費税額 113)

摘要: R3/4月分 繰番: H2D00883

6

6

浜松市役所カウンター連絡票

2021年4月

前回確認日 3月31日 今回確認日 4月30日

市民クラブ

カード番号 : 126

機種 : iR-ADVC5550

機番 : UXD00863

使用実績

単価(税込)

請求金額

| カラー | 180 | 5.39 | 970 |
|------|-----|-------|-----|
| モノクロ | 402 | 0.693 | 278 |

機種 : iR-ADV6560

機番 : WWV01267

使用実績

単価(税込)

請求金額

| カラー | | | |
|------|--|-------|---|
| モノクロ | | 0.693 | 0 |

他機械での使用実績

1F~2F(障害保険福祉課、子育て支援課、次世代育成課を除く)

合計枚数

単価(税込)

請求金額

| カラー | | 0 | 5.5 |
|------|--|---|-------|
| モノクロ | | 0 | 0.693 |

2F(障害保険福祉課、子育て支援課、次世代育成課)~4F

合計枚数

単価(税込)

請求金額

| カラー | | 0 | 5.28 |
|------|--|---|-------|
| モノクロ | | 0 | 0.627 |

5F~8F、4F観光シティ

合計枚数

単価(税込)

請求金額

| カラー | | 0 | 5.39 |
|------|--|---|-------|
| モノクロ | | 0 | 0.693 |

126 番カードの請求

1248

※契約単価、請求金額は税込表記です。

浜松市東区上西町25-5

新栄事務機株式会社

TEL 053-463-9159

FA 589

7

支払証明書

| | | | | | | | | |
|----|--|---|---|---|---|---|---|---|
| 金額 | | 百 | 拾 | 万 | 千 | 百 | 拾 | 円 |
| | | | | ¥ | 4 | 8 | 2 | 1 |

但し BIC WIMAX SERVICE 4月利用分(口座振替)

基本料金プランBIG定額 ギガ放題(3年)(特約)

上記の金額を政務活動費として支払ったことを証明します。

令和 3年 5月26日

会派名 市民クラブ
代表者名 齊藤晴明





マイページ ID: [REDACTED] 前回ログイン日時: 2021/04/09 16:07:25

* ログアウト

トップ

料金案内

ご契約内容

パスワード変更

BIC オプションストア

ご契約書面

ご利用金額照会（詳細）

ご利用金額の合計と、内訳が確認できます。

2021年4月ご利用金額（2021年5月ご請求金額）

| ご利用内容 | 内訳金額（円） | 備考 |
|------------------|---------|--------------|
| 代表契約: [REDACTED] | 4,821 | |
| [REDACTED] ご利用分 | 4,821 | プラン契約期間 2ヶ月目 |
| 定額2+ ギガ放題3年基本料 | 4,880 | 4/1~4/30 |
| おトク副キャンペーン | -500 | |
| ユニバーサルサービス料 | 3 | |
| 消費税 | 438 | |

[< 戻る](#)
[< キャンセル](#)

料金案内

[請求金額照会](#)
[ご利用金額照会](#)
[通信量照会](#)

ページ
トップ

[株式会社ラネット](#)
[当サイトについて](#)
[マイページ利用規約](#)
[プライバシーポリシー](#)

8

領収書

No. _____

浜松市議会 市民クラブ 様 令和3年6月9日

| | | | | | | | | | |
|----|--|--|---|---|---|---|---|---|--|
| 金額 | | | | | | | | | |
| | | | ¥ | 3 | 6 | 6 | 5 | - | |

内
消費税等 但 32/1/50%
上記正に領収いたしました

| | | | |
|-----|---|--|--|
| 現金 | ✓ | | |
| 小切手 | | | |

文具・事務機器
 株式会社 マックホビー
 〒433-8122
 浜松市中区 番22号
 TEL <053473-2408 (代)>
 FAX <053473-2408



アスクルご請求書 (8)

2021年05月31日締切分

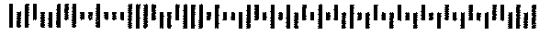
430-0946
静岡県浜松市中区
元城町103-2
本館8階



浜松市議会 市民クラブ

様

C1 270139# 00001/00001 U AB



00381459 C11-U1

お問い合わせ番号

アスクル担当販売店
有限会社マックオーエー

静岡県浜松市中区
上島6-25-22

914503 001

TEL: 053-457-2496

FAX: 053-457-2486

TEL: 053-475-2102

担当: アスクル担当者

お支払いに関するお問い合わせは担当販売店までお願い申し上げます。

お買い上げいただきましてありがとうございます。
記載の通り、ご請求申し上げます。

当月ご請求額 **7,943円**

うち消費税等 (**649円**)

お支払い日 ▶ 2021年 06月 15日

お支払い方法 ▶ 口座振込

| | | |
|-----|------|------------|
| お振込 | 金融機関 | 静岡銀行 |
| | 支店 | 上島支店 |
| | 口座 | 当座 0305575 |
| | | マックオーエー |

| | |
|-----------|-------------------------|
| 対象期間 | 2021/05/01 ~ 2021/05/31 |
| 当月お買い上げ金額 | 13円 |
| 当月返品金額 | 0円 |
| 当月値引金額 | 0円 |

税率別のお買い上げ金額等は裏面に表示しています。

お振込みの際の手数料はお客様のご負担でお願い申し上げます。

| 月日 / 伝票番号 / 取引区分 お申込番号 / 商品名 | 数量 | 単価(円) (税込) | 金額(円) (税込) | 備考 | 税率/グ |
|--|----|---------------|---------------|-------|-------|
| 05/06 29981880 | | | | | |
| 528-878 スーパーエコノミーA4+ 1セット(500枚×3冊) | 1 | 1,016 | 1,016 | | 10.0 |
| 215-318 フラットファイルV樹脂製とじ具A4タテ 青 F-V10-3B | 1 | 206 | 206 | | 10.0 |
| 560-571 貼ってはがせるオフィスのノート75×75mm4色10冊 | 1 | 763 | 763 | | 10.0 |
| 472-7520 ポスト・イット(R) ふせん小 再生紙 桃 560RP-P 4 | 1 | 317 | 317 | | 10.0 |
| 471-4263 ポスト・イット(R) ふせん小 再生紙 青 560RP-B 4 | 1 | 317 | 317 | | 10.0 |
| 537-2484 | | | | | 軽 8.0 |
| P23-2172 | | | | | 軽 8.0 |
| | | *小計* | 4,577 | ※ご注文分 | |
| 05/22 32890197 | | | | | |
| 324-4251 VI インクカートリッジ BCI-326C シアン | 1 | 1,046 | 1,046 | | 10.0 |
| P23-2946 | | | | | 軽 8.0 |
| U90-0608 | | | | | 軽 8.0 |
| P67-8486 | | | | | 軽 8.0 |
| | | *小計* | 3,366 | ※ご注文分 | |

¥3,665-

税率の前に「軽」を表示している明細は、軽減税率対象です。

商品名、数量、単価、金額、税率、備考

支払証明書

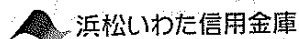
| | | | | | | | |
|----|---|---|---|---|---|---|---|
| 金額 | 百 | 拾 | 万 | 千 | 百 | 拾 | 円 |
| | | | ¥ | 3 | 1 | 7 | 5 |

但し 8階市民クラブ控室:5月分 カラーコピー、ブラックコピー料金 として
 内訳 新栄事務機(株)へ支払い、振込手数料先方負担

請求額 3,175 円

キャッシュサービス ご利用控

毎度ご利用いただきありがとうございます



| | | | |
|-----------|-------------|--------|---------|
| お取扱日 | 取扱金庫・店番 | 機番 | 取扱通番 |
| 03-06-08 | 1503011-020 | | |
| カード発行金融機関 | 店番 | 口座番号 | |
| ***** | | | |
| 万円(後) | 五千円(後) | 千円(後) | お取引金額 |
| 000000 | 000000 | 003 | ¥3,065* |
| お取引内容 | | お取引後残高 | |
| お振込 | | ¥0 | |
| 手数料 | ¥110 | ページ | 硬貨 |
| 時刻 | 14:58 | おつり | |

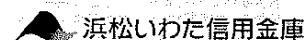
ご案内お振込先明細
 浜松磐田信用金庫
 上新屋支店
 ソノエイトムキ(カ)様
 当座 0000211322
 ハママツキ カイ ツミクラブ 様
 TEL053-457-2496

 *印紙税申告納
 *付につき浜松西
 *税務書承認済
 ご利用ありがとうございました。

(写し)

キャッシュサービス ご利用控

毎度ご利用いただきありがとうございます



| | | | |
|-----------|-------------|--------|---------|
| お取扱日 | 取扱金庫・店番 | 機番 | 取扱通番 |
| 03-06-08 | 1503011-020 | | |
| カード発行金融機関 | 店番 | 口座番号 | |
| ***** | | | |
| 万円(後) | 五千円(後) | 千円(後) | お取引金額 |
| 000000 | 000000 | 003 | ¥3,065* |
| お取引内容 | | お取引後残高 | |
| お振込 | | ¥0 | |
| 手数料 | ¥110 | ページ | 硬貨 |
| 時刻 | 14:58 | おつり | |

ご案内お振込先明細
 浜松磐田信用金庫
 上新屋支店
 ソノエイトムキ(カ)様
 当座 0000211322
 ハママツキ カイ ツミクラブ 様
 TEL053-457-2496

 *印紙税申告納
 *付につき浜松西
 *税務書承認済
 ご利用ありがとうございました。

上記の金額を政務活動費として支払ったことを証明します。

令和3年6月8日

会派名 市民クラブ
 代表者名 斉藤清明



お密着コードNo.

430-0946

浜松市中区元城町103-2

浜松市議会 市民クラブ

様

取引銀行

静岡銀行 上新屋支店 (管) 055072

浜松海田信用金庫 上新屋支店 (当) 211322

担当: [Redacted]

下記の通り納品致しましたのでご査収下さい。

納品書

No. 00250286

令和3年5月24日

新栄事務機株式会社

代表取締役 村上 篤

〒435-0048 浜松市東区上西町25-5

TEL (053) 463-9169 FAX(053)464-0889

| 品番 | 品名 | 数量 | 単位 | 単価 | 金額 | 備考 |
|----------------------|---------|-----|----|--------|-------|-------|
| キャン複写機IRADV3530F III | カラー料金 | 68 | 枚 | 15,000 | 1,020 | |
| # | フロッピー料金 | 667 | 枚 | 2,800 | 1,867 | |
| 消費税 | | | | | | 288 |
| 合計 | | | | | | 3,175 |
| 消費税 | | | | | | *は税込 |

摘要: 4/27-5/24

お客様コード F No

〒430-0946

浜松市中区元城町103-2

浜松市議会 市民クラブ

請求書

令和 3年 5月 31日 締切分

新栄事務機株式会社

本 部 浜松市東区酒町25-5
FAX:0543-22-72

様

取引先 浜松市議会 市民クラブ 新屋支

浜松器田信用金庫 上新屋支店 (当) 211322

毎度ありがとうございます。
下記の通り御請求申し上げます。

消費税額: 288

| 前回御請求額 | 御入金額 | 調整額 | 繰越金額 | 御買上額 | 今回御請求額 |
|--------|------|-----|------|------|--------|
| 6760 | 6650 | 110 | 0 | 3175 | 3175 |

| 伝票日付 | 伝票No. | 品番 | 品名 | 数量 | 単位 | 単価 | 金額 |
|------|----------|--------------------------|----|-----|----|--------|-------|
| 5/13 | 00181586 | (入金) | | | | | 6,650 |
| | | (入金) | | | | | 110 |
| 5/24 | 00250286 | キヤン複写機IRADVC3530F IIIカラー | | 68 | 枚 | 15,000 | 1,020 |
| | | カラリ | | 667 | 枚 | 2,800 | 1,867 |
| | | 以下余白～ | | | | | |

9

積算カウンター連絡票

市民クラブ 様

カウント開始日

21年 4月 27日

カウント締め日

21年 5月 24日

機種 iR-ADVC3530FⅢ

機番 2GQ05774

ご使用実績内訳

| | フルカラー 217 + 130 | 2色カラー 118 | ブラック 108 |
|--------|-----------------|-----------|----------|
| 今回値 | 3566枚 | 200枚 | 29203枚 |
| 前回値 | 3498枚 | 200枚 | 28530枚 |
| 総使用枚数 | 68枚 | 0枚 | 673枚 |
| 削除枚数 | 1% 0枚 | 1% 0枚 | 1% 6枚 |
| 請求対象枚数 | 68枚 | 0枚 | 667枚 |

保守合算基本料金 ￥2,800 (税別) トナー込み

フルカラー 一律 ￥15.00 /枚(税別) 2色カラー 一律 ￥6.00 /枚(税別) ブラック 一律 ￥2.80 /枚(税別)

| 署名 | 確認者 |
|----|-----|
| | |

浜松市東区上西町25-5番地

新栄事務機株式会社

TEL 053-
FAX 053-

支払証明書

| | | | | | | | | |
|----|--|---|---|---|---|---|---|---|
| 金額 | | 百 | 拾 | 万 | 千 | 百 | 拾 | 円 |
| | | | ¥ | 1 | 4 | 5 | 8 | 0 |

但し はましんリース株式会社へリース料の支払い(口座振替)

内訳 物件:複合機 ADV C3530FⅢ、リース料:支払総額699,840円、
契約日2019年5月21日、契約月数48ヵ月、14,580円

上記の金額を政務活動費として支払ったことを証明します。

令和 3年 6月//日

会派名 市民クラブ

代表者名 斉藤晴明





支払証明書

| | | | | | | | | |
|----|--|---|---|---|---|---|---|---|
| 金額 | | 百 | 拾 | 万 | 千 | 百 | 拾 | 円 |
| | | | | ¥ | 4 | 8 | 2 | 1 |

但し BIC WiMAX SERVICE 5月利用分(口座振替)
基本料金プランBIG定額 ギガ放題(3年)(特約)

上記の金額を政務活動費として支払ったことを証明します。

令和 3年 6月28日

会派名 市民クラブ
代表者名 齊藤晴明





マイページ ID: [REDACTED] 前回ログイン日時: 2021/05/24 09:53:04

ログアウト

トップ

料金案内

ご契約内容

パスワード変更

 BIC
オプションストア

ご契約書面

ご利用金額照会（詳細）

ご利用金額の合計と、内訳が確認できます。

2021年5月ご利用金額（2021年6月ご請求金額）

| ご利用内容 | 内訳金額（円） | 備考 |
|------------------|---------|-------------|
| 代表契約: [REDACTED] | 4,821 | |
| [REDACTED]ご利用分 | 4,821 | プラン契約期間2ヶ月目 |
| 定額2 + ギガ放題3年基本料 | 4,880 | 5/1~5/31 |
| おトク割キャンペーン | -500 | |
| ユニバーサルサービス料 | 3 | |
| 消費税 | 438 | |

[< 戻る](#)
[< キャンセル](#)

料金案内

[請求金額照会](#)
[ご利用金額照会](#)
[通信量照会](#)

ページ
トップ

[株式会社ラネット](#)
[当サイトについて](#)
[マイページ利用規約](#)
[プライバシーポリシー](#)

copyright © 2009 RANET Co., Ltd. all rights reserved.

12

領収書

No. 15471

浜松市議会市民クラブ様 令和3年9月12日

| | | | | | | | | |
|----|--|--|---|---|---|---|---|---|
| 金額 | | | ¥ | 3 | 7 | 5 | 0 | - |
|----|--|--|---|---|---|---|---|---|

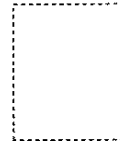
内 但 32786176
消費税等 上記正に領収いたしました

| | | | |
|-----|---|--|--|
| 現金 | ✓ | | |
| 小切手 | | | |

文具・事務機器

株式会社 マーク株式会社

〒433-8122 浜松市中区 番22号
TEL <0543-21102 (代)>
FAX <0543-21108>



アスクルご請求書 (12)

2021年06月30日締切分

430-0946
静岡県浜松市中区
元城町103-2
本館8階

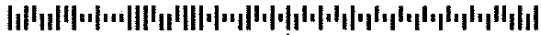


お問い合わせ番号

浜松市議会 市民クラブ

様

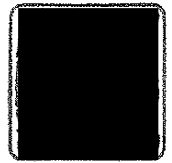
C1 285037# 00001/00001 U A



00417071 C11-U1

アスクル担当販売店
有限会社マックオーエー

静岡県浜松市中区
上島6-25-22



914503 001

TEL: 053-475-2102

担当: アスクル担当者

お支払いに関するお問い合わせは担当販売店までお願い申し上げます。

TEL: 053-457-2496

FAX: 053-457-2486

お買い上げいただきましてありがとうございます。
記載の通り、ご請求申し上げます。

当月ご請求額

8,729円

うち消費税等 (708円)

お支払い日 ▶ 2021年 07月 15日

お支払い方法 ▶ 口座振込

| | | |
|-----|------|---------|
| お振込 | 金融機関 | 静岡銀行 |
| | 支店 | 上島支店 |
| | 口座当座 | 0305575 |

ユ)マックオーエー

| | |
|-----------|-------------------------|
| 対象期間 | 2021/06/01 ~ 2021/06/30 |
| 当月お買い上げ金額 | 8,729円 |
| 当月返品金額 | 0円 |
| 当月値引金額 | 0円 |

税率別のお買い上げ金額等は裏面に表示しています。

お振込みの際の手数料はお客様のご負担でお願い申し上げます。

| 月日 / 伝票番号 / 取引区分 | 数量 | 単価(円) (税込) | 金額(円) (税込) | 備考 | 税率/グリー |
|------------------|----|---------------|---------------|--------|---------|
| 06/03 35310370 | | | | | |
| 359-987 | 1 | 291 | 291 | | 10.0 % |
| 215-686 | 1 | 206 | 206 | | 10.0 % |
| 535-148 | 1 | 985 | 985 | | 10.0 % |
| 537-2484 | | | | | 軽 8.0 % |
| P23-2172 | | | | | 軽 8.0 % |
| | | *小計* | 3,593 | ※ご発注分 | |
| 06/28 39891061 | | | | | |
| 528-878 | 1 | 1,016 | 1,016 | | 10.0 % |
| 21 18 | 1 | 206 | 206 | | 10.0 % |
| 324-4304 | 1 | 1,046 | 1,046 | | 10.0 % |
| 691-311 | | | | | 軽 8.0 % |
| 600-1088 | | | | | 軽 8.0 % |
| P23-2946 | | | | | 軽 8.0 % |
| | | *小計* | 5,136 | ※ご発注分 | |
| | | | | 合計 | |
| | | | | ¥3750- | |

支払証明書

| | | | | | | | |
|----|---|---|---|---|---|---|---|
| 金額 | 百 | 拾 | 万 | 千 | 百 | 拾 | 円 |
| | | | ¥ | 6 | 5 | 6 | 3 |

但し 8階市民クラブ控室:6月分 カラーコピー、ブラックコピー料金 として
 内訳 新栄事務機㈱へ支払い、振込手数料先方負担

請求額 6,563 円

キャッシュサービス ご利用控
 毎度ご利用いただきありがとうございます

浜松いわた信用金庫

| | | | |
|-----------|--------------|--------|---------|
| お取扱日 | 取扱金庫・店番 | 機番 | 取扱通番 |
| 03-07-08 | 1503011-7004 | | |
| カード発行金融機関 | 店番 | 口座番号 | |
| ***** | ***** | ***** | |
| 万円券(枚) | 千円券(枚) | 百円券(枚) | お取引金額 |
| 00000 | 1000 | 0001 | ¥6,453* |
| お取引内容 | | お取引後残高 | |
| お振込 | | ¥0 | |
| 手数料 | ¥110 | ペーシ | 硬貨 |
| | | | ¥563 |
| 時刻 | 14:33 | おつり | |

浜松磐田信用金庫
 上新屋支店
 ツツイツムキ(カ)様
 当座 0000211322
 ハママツキ カイ ソミソクラブ 様
 TEL053-457-2496

 印紙税申告納
 付につき浜松西
 税務署承認済

ご利用ありがとうございました。

キャッシュサービス ご利用控
 毎度ご利用いただきありがとうございます

浜松いわた信用金庫

| | | | |
|-----------|--------------|--------|---------|
| お取扱日 | 取扱金庫・店番 | 機番 | 取扱通番 |
| 03-07-08 | 1503011-7004 | | |
| カード発行金融機関 | 店番 | 口座番号 | |
| ***** | ***** | ***** | |
| 万円券(枚) | 千円券(枚) | 百円券(枚) | お取引金額 |
| 00000 | 1000 | 0001 | ¥6,453* |
| お取引内容 | | お取引後残高 | |
| お振込 | | ¥0 | |
| 手数料 | ¥110 | ペーシ | 硬貨 |
| | | | ¥563 |
| 時刻 | 14:33 | おつり | |

浜松磐田信用金庫
 上新屋支店
 ツツイツムキ(カ)様
 当座 0000211322
 ハママツキ カイ ソミソクラブ 様
 TEL053-457-2496

 印紙税申告納
 付につき浜松西
 税務署承認済

ご利用ありがとうございました。

上記の金額を政務活動費として支払ったことを証明します。

令和 3年 7月 8日

会派名 市民クラブ
 代表者名 齊藤晴明



請求書

No. _____

令和 3年 6月 30日 締切分

お客様コード No. _____

〒 430-0946

浜松市中区元城町 103-2

浜松市議会 市民クラブ

新栄事業株式会社
 代表取締役 西上 篤
 本社 〒430-0588
 TEL: 053-464-0588

取引銀行 静岡銀行上新屋支店(普) 055072
 浜松磐田信用金庫 上新屋支店 (当) 211322

13

毎度ありがとうございます。
 下記の通り御請求申し上げます。

消費税額: 596

| 前回御請求額 | 御入金額 | 調整額 | 繰越金額 | 御買上額 | 今回御請求額 |
|--------|------|-----|------|------|--------|
| 3175 | 3065 | 110 | 0 | 6563 | 6563 |

| 伝票日付 | 伝票No. | 品番 | 品名 | 数量 | 単価 | 金額 |
|------|----------|----|------------------------------|-------|--------|-------|
| 6/8 | 00182106 | | (入金) | | | 3,065 |
| | | | (入金) | | | 110 |
| 6/28 | 00251120 | | ヤマハ複写機IRADV353CFIIIカートリッジ-料金 | 169 | 15,000 | 2,535 |
| | | | リブラ/2000 料金 | 1,226 | 2,300 | 3,432 |
| | | | 以下余白 | | | |

(13)

積算カウンター連絡票

市民クラブ 様

カウント開始日

21年5月24日

カウント締め日

21年6月28日

機種 iR-ADVC3530FIII


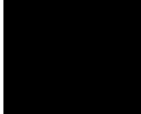
機番 2GQ05774

ご使用実績内訳

| | フルカラー 217 + 130 | 2色カラー 118 | ブラック 108 |
|--------|-----------------|-----------|----------|
| 今回値 | 3736枚 | 200枚 | 30441枚 |
| 前回値 | 3566枚 | 200枚 | 29203枚 |
| 総使用枚数 | 170枚 | 0枚 | 1238枚 |
| 削除枚数 | 1枚 (1%) | 0枚 (1%) | 12枚 (1%) |
| 請求対象枚数 | 169枚 | 0枚 | 1226枚 |

保守合算基本料金 ¥2,800 (税別) トナー込み

フルカラー 一律 ¥15.00 /枚(税別) 2色カラー 一律 ¥6.00 /枚(税別) ブラック 一律 ¥2.80 /枚(税別)

| | |
|---|---|
| 署名 | 確認者 |
|  |  |

浜松市東区上西町25-5番地

新栄事務機株式会社

TEL 053(463)

FAX 053(464)

14

支払証明書

| | | | | | | | | |
|----|--|---|---|---|---|---|---|---|
| 金額 | | 百 | 拾 | 万 | 千 | 百 | 拾 | 円 |
| | | | ¥ | 1 | 4 | 5 | 8 | 0 |

但し はましんリース株式会社へリース料の支払い(口座振替)

内訳 物件:複合機 ADV C3530FⅢ、リース料:支払総額699,840円、
契約日2019年5月21日、契約月数48ヵ月、14,580円

上記の金額を政務活動費として支払ったことを証明します。

令和 3年 7月 12日

会派名 市民クラブ

代表者名 斉藤晴明

支払証明書

| | | | | | | | |
|----|---|---|---|---|---|---|---|
| 金額 | 百 | 拾 | 万 | 千 | 百 | 拾 | 円 |
| | | | | ¥ | 5 | 3 | 9 |

但し 7階キャノン複写機:6月分 カラーコピー、ブラックコピー料金 として
 内訳 新栄事務機(株)へ支払い

| | | | |
|---------|-------|--------------------------|--------------|
| | | 請求額 | 2,067 円 |
| カラーコピー | 政務活動費 | 100枚 × 5.390(税込)=539円 | 539 ※ |
| カラーコピー | 北野谷富子 | 200枚 × 5.390(税込)=1,078円 | 1,078 |
| カラーコピー | 鈴木真人 | 70枚 × 5.390(税込)=377.3円 | 377 |
| モノクロコピー | 鈴木真人 | 106枚 × 0.693(税込)=73.458円 | 73 |
| | | 請求書の内、政務活動費の支出は上記※分 | <u>539 円</u> |

領 収 証

No. 009222

市民クラブ

様

2021年 7月27日

| | | | | | | | | | |
|----|--|--|--|---|---|---|---|---|---|
| 金額 | | | | | | | | | |
| | | | | ¥ | 2 | 0 | 6 | 7 | - |

内訳

| | |
|-----|---|
| 現金 | ✓ |
| 小切手 | / |
| 消費税 | ✓ |

但 6月分コピー料金

上記正に領収いたしました

新 栄 事 務 機 株 式 会 社

代表取締役

篤

本 社 〒435-0044 豊田県豊田市南豊田1-5 ☎053-463-9159 (代)

FAX053-464-0589

浜北営業所 〒434-0044 豊田県豊田市南豊田1-2 ☎053-586-1231 (代)

袋井営業所 〒437-0123 豊田県豊田市南豊田1-1 ☎0538-49-3145

上記の金額を政務活動費として支払ったことを証明します。

令和 3年 7月 27日

会 派 名 市民クラブ

代表者名 斉藤清明

お客様コード No

[Redacted]

430-8652

浜松市中区元城町103-2

市民クラブ

様

取引銀行

静岡銀行 上新屋支店 (管) 055072
浜松緑田信用金庫 上新屋支店 (当) 211222

担当: [Redacted]

下記の通り御請求申し上げます。

請求書

令和3年6月30日

No. 00251493

新保享務機 株式会社
〒 [Redacted] 市東区上 [Redacted]
TEL [Redacted] FAX (053) [Redacted]

| 品番 | 品名 | 数量 | 単位 | 単価 | 金額 | 備考 |
|------------|---------------------|-----|----|-------|-------|-------|
| IRADY55507 | 複写機IRADY55507-PC-料金 | 370 | 枚 | 5.390 | 1,994 | * |
| 〃 | ブラケット料金 | 106 | 枚 | 0.693 | 73 | * |
| | | | | | 消費税 | 0 |
| | | | | | 合計 | 2,067 |

(内消費税額 187)

摘要: R3/6月分 繰上 0000863

15

15

浜松市役所カウンター連絡票

2021年6月

前回確認日 5月31日 今回確認日 6月30日

市民クラブ

カード番号 : 126

機種 : iR-ADVC5550

機番 : UXD00863

使用実績

単価(税込) 請求金額

| | | 単価(税込) | 請求金額 |
|------|-----|--------|------|
| カラー | 370 | 5.39 | 1994 |
| モノクロ | 106 | 0.693 | 73 |

機種 : iR-ADV6560

機番 : WWV01267

使用実績

単価(税込) 請求金額

| | | 単価(税込) | 請求金額 |
|------|--|--------|------|
| カラー | | | |
| モノクロ | | 0.693 | 0 |

他機械での使用実績

1F~2F(障害保険福祉課、子育て支援課、次世代育成課を除く)

合計枚数 単価(税込) 請求金額

| | | | 合計枚数 | 単価(税込) | 請求金額 |
|------|--|--|------|--------|------|
| カラー | | | 0 | 5.5 | 0 |
| モノクロ | | | 0 | 0.693 | 0 |

2F(障害保険福祉課、子育て支援課、次世代育成課)~4F

合計枚数 単価(税込) 請求金額

| | | | 合計枚数 | 単価(税込) | 請求金額 |
|------|--|--|------|--------|------|
| カラー | | | 0 | 5.28 | 0 |
| モノクロ | | | 0 | 0.627 | 0 |

5F~8F、4F観光シティ

合計枚数 単価(税込) 請求金額

| | | | 合計枚数 | 単価(税込) | 請求金額 |
|------|--|--|------|--------|------|
| カラー | | | 0 | 5.39 | 0 |
| モノクロ | | | 0 | 0.693 | 0 |

126 番カードの請求

2067

※契約単価、請求金額は税込表記です。

浜松市東区上西町25-5
新栄事務機株式会社

TEL 053-463-9159 FAX

589

16

支払証明書

| | | | | | | | | |
|----|--|---|---|---|---|---|---|---|
| 金額 | | 百 | 拾 | 万 | 千 | 百 | 拾 | 円 |
| | | | | ¥ | 4 | 8 | 2 | 1 |

但し BIC WIMAX SERVICE 6月利用分(口座振替)

基本料金プランBIG定額 ギガ放題(3年)(特約)

上記の金額を政務活動費として支払ったことを証明します。

令和 3年 7月26日

会派名 市民クラブ

代表者名 齊藤晴明





マイページ ID: [REDACTED] 前回ログイン日時: 2021/07/06 15:37:42

* ログアウト

トップ

料金案内

ご契約内容

パスワード変更

 BIC
オプションストア

ご契約書面

請求金額照会 (詳細)

請求金額の詳細となります。

*ご請求月はご利用いただいた月の翌月となります。

2021年7月ご請求金額 (2021年6月ご利用金額)

| ご利用内容 | 内訳金額 (円) | 備考 |
|------------------|--------------|--------------|
| 代表契約: [REDACTED] | 4,821 | |
| [REDACTED]ご利用分 | 4,821 | プラン契約期間23ヶ月目 |
| 定額2+ ギガ放題3年基本料 | 4,880 | 6/1~6/30 |
| おトク割キャンペーン | -500 | |
| ユニバーサルサービス料 | 3 | |
| 消費税 | 438 | |
| 【ご請求金額】 | 4,821 | |

< 戻る

< キャンセル

料金案内

請求金額照会

ご利用金額照会

通信量照会

アスクル (ASKUI) 請求書

2021年07月31日締切分

430-0946
静岡県浜松市中区
元城町103-2
本館8階



17



浜松市議会 市民クラブ

様

C1 274191# 00001/00001 U AB



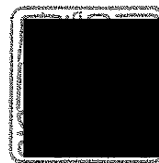
00390636 C11-U1

お問い合わせ番号

アスクル担当販売店
有限会社マックオーエー

静岡県浜松市中区
上島6-25-22

914503 001



TEL: 053-457-2496

FAX: 053-457-2486

TEL: 053-475-2102

担当: アスクル担当者

お支払いに関するお問い合わせは担当販売店までお願い申し上げます。

お買い上げいただきましてありがとうございます。
記載の通り、ご請求申し上げます。

当月ご請求額 **6,946円**

うち消費税等 (591円)

お支払い日 ▶ 2021年08月16日

お支払い方法 ▶ 口座振込

| | | |
|-----|------|------------|
| お振込 | 金融機関 | 静岡銀行 |
| | 支店 | 上島支店 |
| | 口座 | 当座 0305575 |

ユ) マックオーエー

対象期間 2021/07/01 ~ 2021/07/31

当月お買い上げ金額 **6,946円**

当月返品金額 0円

当月値引金額 0円

税率別のお買い上げ金額等は裏面に表示しています。

お振込みの際の手数料はお客様のご負担でお願い申し上げます。

| 月日 / 伝票番号 / 取引区分 | 数量 | 単価(円) (税込) | 金額(円) (税込) | 備考 | 税率/ク |
|------------------|------|---------------|------------------|-------|-------|
| 07/12 42466131 | | | | | |
| 528-878 | 1 | 1,016 | 1,016 | | 10.0 |
| 367-7209 | 1 | 968 | 968 | | 10.0 |
| | *小計* | | 1,984 | 様ご発注分 | |
| 07/26 44810592 | | | | | |
| 357-0534 | 2 | 132 | 264 | | 10.0 |
| 667-924 | 1 | 922 | 922 | | 10.0 |
| 642-513 | 2 | 74 | 148 | | 10.0 |
| 642-531 | 2 | 74 | 148 | | 10.0 |
| 6 322 | 1 | 74 | 74 | | 10.0 |
| 642-541 | 2 | 74 | 148 | | 10.0 |
| 621-5807 | 1 | 297 | 297 | | 10.0 |
| 621-5816 | 1 | 297 | 297 | | 10.0 |
| 821-2724 | 1 | 297 | 297 | | 10.0 |
| 672-989 | 1 | 256 | 256 | | 軽 8.0 |
| P23-2172 | 2 | 153 | 306 | | 軽 8.0 |
| 537-2484 | 1 | 1,805 | 1,805 | | 軽 8.0 |
| | *小計* | | 4,962 | 様ご発注分 | |

税率の前に「軽」を表示している明細は、軽減税率対象です。

裏面までご覧ください。

17

領収書

No. 10586

浜松市議会 市長 様 令和3年 8 月 10 日

| | |
|----|-------------|
| 金額 | ¥ 2 5 9 5 - |
|----|-------------|

内 消費税等 但 32/11/11 上記正に領収いたしました

| | |
|-----|---|
| 現金 | ✓ |
| 小切手 | |

文具・事務機器
 有限会社 マーケティング
 〒433-8122 浜松市中区 22号
 TEL <053-477-2102(代)>
 FAX <053-477-2108>



支払証明書

| | | | | | | | | |
|----|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 金額 | | 百 | 拾 | 万 | 千 | 百 | 拾 | 円 |
| | ¥ | 1 | 6 | 0 | 6 | 7 | 5 | |

但し デスクトップPC、液晶ディスプレイ、設定費、8階市民クラブ控室の7月分 カラーコピー、ブラックコピー料金代として新栄事務機株式会社へ支払い

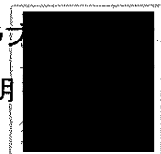
| 内訳 | (品番、品名) | (金額) |
|------------------|---------------------------------|---------------|
| ① | デスクトップPC D7010/FX 富士通 FMVD5001Y | 117,000 / |
| ② | 23.8ワイド液晶ディスプレイ | 15,800 / |
| ③ | 設定費(OS初期、LAN、プリンタ、スキャン) | 10,000 / |
| ④ | 7月分 カラーコピー料金 | 1,515 / |
| ⑤ | 7月分 ブラックコピー料金 | 1,254 / |
| ①~⑤合計 | | 145,569.0 (A) |
| (A)に対する消費税額(10%) | | 14,556.9 (B) |
| 請求額=支払額(A+B) | | 160,125.9 |
| 振込手数料(浜松磐田信用金庫) | | 550.0 (C) |
| 合計(A+B+C) | | 160,675.9 |

上記の金額を政務活動費として支払ったことを証明します。

令和 3年 8月 4 日

会派名 市民クラブ

代表者名 齊藤晴明



1430

イ. 振込金受取書 (兼振込手数料受取書)

預金払戻請求書による振込受付書

預金口座振替書 (イまたはロのいずれかに○印をつけ一方を採消)

お振込日(和暦) 年 月 日
 03 08 04

振込方法

当
 他

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|------|------|----|-----|---|----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 振込先 | 浜松磐田 | 銀行 | 信託協 | 他 | 支店 | 上 | 新 | 屋 | 〒 | 5 | 5 | 0 | 5 | 0 | |
| 預金種目 | 普通 | 口座 | 振替 | 他 | 金額 | 2 | 1 | 1 | 3 | 2 | 2 | 0 | 1 | 2 | 5 |

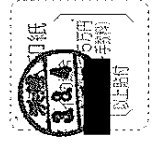
当金庫をご利用いただきましてありがとうございます。今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

- 振込先には、預金種目、口座番号、受取人名を通知いたします。
- 振込依頼書に記載相違があった場合には、照会等のため振込が遅延することがあります。
- 通信機器：回線の障害または郵便物の遅延などやむを得ない事由によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- 振込手数料には、消費税等が含まれています。

— お願ひ —
 お振込のご用命は午後2時までにお申し付けください

本日まで依頼の振込は 翌営業日に
 手続きさせていただきます

浜松いわた信用金庫 本店 営業部



| | | | | | | |
|------------|------------------------|------|------|------|------|------|
| お受取人 | カタカナ | カタカナ | カタカナ | おとんわ | おとんわ | おとんわ |
| 新栄事務機 株式会社 | ム | キ | カ | 0 | 5 | 3 |
| 様へ | シ | ツ | キ | 7 | 2 | 4 |
| | カ | イ | シ | 2 | 4 | 9 |
| | ウ | サ | イ | 6 | | |
| | ト | | | | | |
| 振込先 | 浜松市中区元城町103-2 | | | | | |
| お受取人 | 浜松中務会 市民クラブ 会長 齋藤 晴明 様 | | | | | |

浜松いわた信用金庫 為替01-1 02600 (2/2)

お客様コードNo

430-0946

浜松市中区元城町103-2

浜松市議会 市民クラブ

様

取引銀行
静岡銀行 上新屋支店 (普) 055072
浜松銀行信用金庫 上新屋支店 (当) 211322

納品書

令和 3 年 7 月 6 日

No 0025131

新栄事務機株式会社
代表取締役 上村 篤
〒435-0048 浜松市東区上西町25-5
TEL (053) 463-9159 FAX(053)464-0589

担当: [Redacted]

下記の通り納品致しましたのでご査収下さい

| 品番 | 品名 | 数量 | 単位 | 単価 | 金額 | 備考 |
|-------|---|----|----|---------|---------|-------|
| | デスクトップ PC D7010/FX 富士通 FMVD5001YP | 1 | 台 | 117,000 | 117,000 | キヤノン④ |
| | 23.8インチ液晶ディスプレイ(非ワイド)107インチ LCD-AH241EDW | 1 | 台 | 15,800 | 15,800 | |
| | 設定費(OS初期・LAN・プリンタ・スキャン) | 1 | 式 | 10,000 | 10,000 | |
| 消費税込計 | | | | | 14,280 | *は税込 |
| 消費税計 | | | | | 157,080 | |

摘要:

お客様コードNo

430-0946

浜松市中区元城町103-2

浜松市議会 市民クラブ

様

取引銀行
静岡銀行 上新屋支店 (普) 055072
浜松銀行信用金庫 上新屋支店 (当) 211322

納品書

令和 3 年 7 月 26 日

No 0025191

新栄事務機株式会社
代表取締役 上村 篤
〒435-0048 浜松市東区上西町25-5
TEL (053) 463-9159 FAX(053)464-0589

担当: [Redacted]

下記の通り納品致しましたのでご査収下さい

| 品番 | 品名 | 数量 | 単位 | 単価 | 金額 | 備考 |
|-------|--------------------------------|-----|----|--------|-------|------|
| | キヤノン複写機IRADVC3530F IIIカラーコピー料金 | 101 | 枚 | 15,000 | 1,515 | |
| | ブラックコピー料金 | 448 | 枚 | 2,800 | 1,254 | |
| 消費税込計 | | | | | 276 | *は税込 |
| 消費税計 | | | | | 3,045 | |

摘要: 6/28-7/28

お客様コードNo.

〒 430-0946

浜松市中区元城町103-2

浜松市議会 市民クラブ

請求書

令和 3年 7月 31日 締切分

新栄株式会社
代表取締役
本社
TEL:053-

様

取引銀行 静岡銀行上新屋支店(普)055072

浜松磐田信用金庫 上新屋支店 (当) 211322

毎度ありがとうございます。
下記の通り御請求申し上げます。

| | | | | | |
|-------------|------|-----|------|--------|--------|
| 前回御請求額 | 御入金額 | 調整額 | 繰越金額 | 御買上額 | 今回御請求額 |
| 6563 | 6453 | 110 | 0 | 160125 | 160125 |
| 消費税額: 14556 | | | | | |

| 伝票日付 | 伝票No. | 品番 | 品名 | 数量 | 単位 | 単価 | 金額 |
|------|----------|----|--------------------------------|-----|----|---------|---------|
| 7/6 | 00251319 | | デスクトップPC D7010/FX 富士通 FWD5001Y | 1 | 台 | 117,000 | 117,000 |
| | | | 23.8型液晶モニター(21.5型)107-タ LCD | 1 | 台 | 15,800 | 15,800 |
| | | | 設定費(OS初期・LAN・ブリンク・スキャ) | 1 | 式 | 10,000 | 10,000 |
| 7/8 | 00182775 | | (入金) | | | | 6,453 |
| | | | (入金) | | | | 110 |
| 7/26 | 00251911 | | 複写機IR&DVC530FIII防カレ-料金 | 101 | 枚 | 15,000 | 1,515 |
| | | | 防カレ-料金 | 448 | 枚 | 2,800 | 1,254 |
| | | | ~ 以下余白 ~ | | | | |

100

(18)

積算カウンター連絡票

市民クラブ 様

カウント開始日 21年6月28日 ~ カウント締め日 21年7月26日

機種 iR-ADVC3530FIII 機番 2GQ05774

ご使用実績内訳

| | フルカラー 217 + 130 | 2色カラー 118 | ブラック 108 |
|--------|-----------------|-----------|----------|
| 今回値 | 3838枚 | 200枚 | 30893枚 |
| 前回値 | 3736枚 | 200枚 | 30441枚 |
| 総使用枚数 | 102枚 | 0枚 | 452枚 |
| 削除枚数 | 1枚 (1%) | 0枚 (1%) | 4枚 (1%) |
| 請求対象枚数 | 101枚 | 0枚 | 448枚 |

保守合算基本料金 ¥2,800 (税別) トナー込み

フルカラー 一律 ¥15.00 /枚(税別) 2色カラー 一律 ¥6.00 /枚(税別) ブラック 一律 ¥2.80 /枚(税別)

| | |
|----|-----|
| 署名 | 確認者 |
| | |

浜松市東区上西町25-5番地
 新栄事務機株式会社
 TEL 053-
 FAX 053-464-0589

18

御見積書

No 20-2105015-01
見積日 2021年5月11日

浜松市議会 市民クラブ 様

ご照会の件につき、下記の通り御見積申し上げます。

件名：【北野谷様】デスクトップPC

受渡期間：別途指定日
受渡場所：別途指定場所
取引方法：通常取引
有効期限：発行日より一ヶ月間

RISOGRAPH印刷機・キヤノン製品

OA機器・システム開発
新井事務機株式会社

代表取締役 上村 隆
本社 静岡県浜松市東区上西町25-5

TEL:053-463-9159

FAX:053-464-0589

URL <http://h-shin-ei.co.jp/>

御見積金額(税込)
¥157,080

| | | |
|--|--|--|
| | | |
|--|--|--|

担当： 

| 商品名 | 規格 | 数量 | 単位 | 定価 | 納入単価 | 納入金額 |
|--------------------------|--------------------|----|----|------|---------|----------|
| デスクトップPC D7010/FX | 富士通 FMVD5001YP | 1 | 台 | OPEN | 117,000 | 117,000 |
| 23.8ワイド液晶ディスプレイ (ホワイト) | IOデータ LCD-AH241EDW | 1 | 台 | OPEN | 15,800 | 15,800 |
| 設定費 (OS初期・LAN・プリンタ・スキャン) | | 1 | 式 | | 10,000 | 10,000 |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | 小計 | ¥142,800 |
| | | | | | 消費税 合計 | ¥14,280 |
| | | | | | 合計 | ¥157,080 |

備考

何卒御用命の程、お願い申し上げます。

※この内容は、あくまでも参考としてご利用ください。正確な仕様は、各製品の仕様書をご覧ください。

| | | | | | |
|-----------|-----------|-----------------------------|-----------|-----------|-----------------------------|
| 16GB | メモリ | DDR4 SDRAM DIMM (4-2400) 対応 | 8GB | メモリ | DDR4 SDRAM DIMM (4-2400) 対応 |
| 32GB | メモリ | DDR4 SDRAM DIMM (4-2400) 対応 | 8GB | メモリ | DDR4 SDRAM DIMM (4-2400) 対応 |
| 34 | OS | Windows 10 Pro (64bit) | 34 | OS | Windows 10 Pro (64bit) |
| 256GB | ストレージ | SATA 3.0 対応 | 256GB | ストレージ | SATA 3.0 対応 |
| SS256GB | ストレージ | SATA 3.0 対応 | SS256GB | ストレージ | SATA 3.0 対応 |
| 無線LAN | 無線LAN | 無線LAN 対応 | 無線LAN | 無線LAN | 無線LAN 対応 |
| Bluetooth | Bluetooth | Bluetooth 対応 | Bluetooth | Bluetooth | Bluetooth 対応 |
| ディスプレイ | ディスプレイ | 液晶ディスプレイ | ディスプレイ | ディスプレイ | 液晶ディスプレイ |
| キーボード | キーボード | 標準キーボード | キーボード | キーボード | 標準キーボード |
| マウス | マウス | 標準マウス | マウス | マウス | 標準マウス |
| 保証 | 保証 | 3年保証 | 保証 | 保証 | 3年保証 |
| 価格 | 価格 | 約17万円 | 価格 | 価格 | 約17万円 |

| | | | | | |
|-----------|-----------|-----------------------------|-----------|-----------|-----------------------------|
| 16GB | メモリ | DDR4 SDRAM DIMM (4-2400) 対応 | 8GB | メモリ | DDR4 SDRAM DIMM (4-2400) 対応 |
| 32GB | メモリ | DDR4 SDRAM DIMM (4-2400) 対応 | 8GB | メモリ | DDR4 SDRAM DIMM (4-2400) 対応 |
| 34 | OS | Windows 10 Pro (64bit) | 34 | OS | Windows 10 Pro (64bit) |
| 256GB | ストレージ | SATA 3.0 対応 | 256GB | ストレージ | SATA 3.0 対応 |
| SS256GB | ストレージ | SATA 3.0 対応 | SS256GB | ストレージ | SATA 3.0 対応 |
| 無線LAN | 無線LAN | 無線LAN 対応 | 無線LAN | 無線LAN | 無線LAN 対応 |
| Bluetooth | Bluetooth | Bluetooth 対応 | Bluetooth | Bluetooth | Bluetooth 対応 |
| ディスプレイ | ディスプレイ | 液晶ディスプレイ | ディスプレイ | ディスプレイ | 液晶ディスプレイ |
| キーボード | キーボード | 標準キーボード | キーボード | キーボード | 標準キーボード |
| マウス | マウス | 標準マウス | マウス | マウス | 標準マウス |
| 保証 | 保証 | 3年保証 | 保証 | 保証 | 3年保証 |
| 価格 | 価格 | 約17万円 | 価格 | 価格 | 約17万円 |

| | | | | | |
|-----------|-----------|-----------------------------|-----------|-----------|-----------------------------|
| 16GB | メモリ | DDR4 SDRAM DIMM (4-2400) 対応 | 8GB | メモリ | DDR4 SDRAM DIMM (4-2400) 対応 |
| 32GB | メモリ | DDR4 SDRAM DIMM (4-2400) 対応 | 8GB | メモリ | DDR4 SDRAM DIMM (4-2400) 対応 |
| 34 | OS | Windows 10 Pro (64bit) | 34 | OS | Windows 10 Pro (64bit) |
| 256GB | ストレージ | SATA 3.0 対応 | 256GB | ストレージ | SATA 3.0 対応 |
| SS256GB | ストレージ | SATA 3.0 対応 | SS256GB | ストレージ | SATA 3.0 対応 |
| 無線LAN | 無線LAN | 無線LAN 対応 | 無線LAN | 無線LAN | 無線LAN 対応 |
| Bluetooth | Bluetooth | Bluetooth 対応 | Bluetooth | Bluetooth | Bluetooth 対応 |
| ディスプレイ | ディスプレイ | 液晶ディスプレイ | ディスプレイ | ディスプレイ | 液晶ディスプレイ |
| キーボード | キーボード | 標準キーボード | キーボード | キーボード | 標準キーボード |
| マウス | マウス | 標準マウス | マウス | マウス | 標準マウス |
| 保証 | 保証 | 3年保証 | 保証 | 保証 | 3年保証 |
| 価格 | 価格 | 約17万円 | 価格 | 価格 | 約17万円 |

| | | | | | |
|-----------|-----------|-----------------------------|-----------|-----------|-----------------------------|
| 16GB | メモリ | DDR4 SDRAM DIMM (4-2400) 対応 | 8GB | メモリ | DDR4 SDRAM DIMM (4-2400) 対応 |
| 32GB | メモリ | DDR4 SDRAM DIMM (4-2400) 対応 | 8GB | メモリ | DDR4 SDRAM DIMM (4-2400) 対応 |
| 34 | OS | Windows 10 Pro (64bit) | 34 | OS | Windows 10 Pro (64bit) |
| 256GB | ストレージ | SATA 3.0 対応 | 256GB | ストレージ | SATA 3.0 対応 |
| SS256GB | ストレージ | SATA 3.0 対応 | SS256GB | ストレージ | SATA 3.0 対応 |
| 無線LAN | 無線LAN | 無線LAN 対応 | 無線LAN | 無線LAN | 無線LAN 対応 |
| Bluetooth | Bluetooth | Bluetooth 対応 | Bluetooth | Bluetooth | Bluetooth 対応 |
| ディスプレイ | ディスプレイ | 液晶ディスプレイ | ディスプレイ | ディスプレイ | 液晶ディスプレイ |
| キーボード | キーボード | 標準キーボード | キーボード | キーボード | 標準キーボード |
| マウス | マウス | 標準マウス | マウス | マウス | 標準マウス |
| 保証 | 保証 | 3年保証 | 保証 | 保証 | 3年保証 |
| 価格 | 価格 | 約17万円 | 価格 | 価格 | 約17万円 |

19

支払証明書

| | | | | | | | | |
|----|--|---|---|---|---|---|---|---|
| 金額 | | 百 | 拾 | 万 | 千 | 百 | 拾 | 円 |
| | | | ¥ | 1 | 4 | 5 | 8 | 0 |

但し はましんリース株式会社へリース料の支払い(口座振替)

内訳 物件:複合機 ADV C3530FⅢ、リース料:支払総額699,840円、
契約日2019年5月21日、契約月数48ヵ月、14,580円

上記の金額を政務活動費として支払ったことを証明します。

令和 3年 8月11日

会派名 市民クラブ

代表者名 斉藤晴明

支払証明書

| | | | | | | | |
|----|---|---|---|---|---|---|---|
| 金額 | 百 | 拾 | 万 | 千 | 百 | 拾 | 円 |
| | | | | ¥ | 1 | 5 | 6 |

但し 7階キャノン複写機:7月分 ブラックコピー料金 として
 内訳 新栄事務機㈱へ支払い

| | | | |
|---------------|---------------------------|-----|--------------|
| | | 請求額 | 5,546 円 |
| モノクロコピー 政務活動費 | 226枚 × 0.693(税込)=156.618円 | | 156 ※ |
| カラーコピー 齊藤晴明 | 1,000枚 × 5.390(税込)=5,390円 | | 5,390 |
| | 請求書の内、政務活動費の支出は上記※分 | | <u>156 円</u> |

領 収 証

№ 009227

市民クラブ 様 .2021年 8月24日

| | | | | | | | | | |
|----|--|--|--|---|---|---|---|---|---|
| 金額 | | | | | | | | | |
| | | | | ¥ | 5 | 5 | 4 | 6 | - |

内訳

| | |
|-----|---|
| 現金 | ✓ |
| 小切手 | / |
| 消費税 | ✓ |

但 7月分コピー料金
 上記正に領収いたしました

新栄事務機株式会社
 代表取締役 篤
 本社 〒435-0043 ☎053-463-9159(代)
 浜北営業所 〒434-0042 ☎053-586-1231(代)
 袋井営業所 〒437-0125 ☎0538-49-3145

上記の金額を政務活動費として支払ったことを証明します。

令和 3年 8月24日

会派名 市民クラブ
 代表者名 齊藤晴明

お客様コードNo

430-8652

納品書

No. 00252274

令和3年7月30日

〒410-0000

新井村

株式会社

市民クラブ

〒410-0000

新井村
〒410-0000
TEL (053)

様

取引銀行

静岡銀行 上野原支店 (普) 055072

短振口座振替口座 上野原支店 (当) 211322

担当: [REDACTED]

下記の通り納品致しましたのでご査収下さい。

| 品番 | 品名 | 数量 | 単位 | 単価 | 金額 | 備考 |
|------|----------------------|-------|----|-------|-------|-------|
| | 牡丹複写機IRADYC5550カラー料金 | 1,000 | 枚 | 5.390 | 5,390 | * |
| | " プラック料金 | 226 | 枚 | 0.693 | 156 | * |
| 消費税計 | | | | | | 0 |
| 合計 | | | | | | 5,540 |

(内消費税額 504)

摘要: R3/7月分 番号:U300863

*は税込

20

No. 00252274

請求書

令和3年7月30日

お客様コード No. [Redacted]

430-8652

浜松市中区元城町103-2

市民クラブ

新井株式会社
〒410-0001 浜松市東区上野原
TEL [Redacted] FAX(053) [Redacted]

取引銀行 静岡銀行 上新屋支店 (書) 055072
振込額田信用組合 上新屋支店 (当) 211322

下記の通り御請求申し上げます。

| 品番 | 品名 | 数量 | 単位 | 単価 | 金額 | 備考 |
|-------|-----------------------|-------|----|-------|-------|-------|
| | キヤノン複写機IRADYLC5550カーゴ | 1,000 | 枚 | 5,390 | 5,390 | * |
| // | アライクゴ | 226 | 枚 | 0,693 | 156 | * |
| 消費税計 | | | | | | 0 |
| 消費税合計 | | | | | | 5,546 |

(内消費税額 504)

摘要: R3/7月分 備番: UID00883

20

浜松市役所カウンター連絡票

2021年7月

前回確認日 6月30日 今回確認日 7月30日

市民クラブ

カード番号 : 126

機種 : iR-ADVC5550

機番 : UXD00863

使用実績

| | | 単価(税込) | 請求金額 |
|------|------|--------|------|
| カラー | 1000 | 5.39 | 5390 |
| モノクロ | 226 | 0.693 | 156 |

機種 : iR-ADV6560

機番 : WWV01267

使用実績

| | | 単価(税込) | 請求金額 |
|------|--|--------|------|
| カラー | | | |
| モノクロ | | 0.693 | 0 |

他機械での使用実績

1F~2F(障害保険福祉課、子育て支援課、次世代育成課を除く) 合計枚数 単価(税込) 請求金額

| | | | | | |
|------|--|--|---|-------|---|
| カラー | | | 0 | 5.5 | 0 |
| モノクロ | | | 0 | 0.693 | 0 |

2F(障害保険福祉課、子育て支援課、次世代育成課)~4F 合計枚数 単価(税込) 請求金額

| | | | | | |
|------|--|--|---|-------|---|
| カラー | | | 0 | 5.28 | 0 |
| モノクロ | | | 0 | 0.627 | 0 |

5F~8F、4F観光シティ 合計枚数 単価(税込) 請求金額

| | | | | | |
|------|--|--|---|-------|---|
| カラー | | | 0 | 5.39 | 0 |
| モノクロ | | | 0 | 0.693 | 0 |

126 番カードの請求

5546

※契約単価、請求金額は税込表記です。

浜松市東区上西町25-5

新栄事務機株式会社

TEL 053-463-9159

FAX 053-463-0589

支払証明書

| | | | | | | | | |
|----|--|---|---|---|---|---|---|---|
| 金額 | | 百 | 拾 | 万 | 千 | 百 | 拾 | 円 |
| | | | | ¥ | 4 | 8 | 2 | 2 |

但し BIC WIMAX SERVICE 7月利用分(口座振替)
基本料金プランBIG定額 ギガ放題(3年)(特約)

上記の金額を政務活動費として支払ったことを証明します。

令和 3年 8月 26 日

会派名 市民クラブ
代表者名 齊藤晴明





マイページ ID : ████████ 前回ログイン日時 : 2021/08/03 14:20:35

[ログアウト](#)

[🏠 トップ](#)

[¥ 料金案内](#)

[📄 ご契約内容](#)

[🔒 パスワード変更](#)

[🛒 BIC オプションストア](#)

[📄 ご契約書面](#)

ご利用金額照会（詳細）

ご利用金額の合計と、内訳が確認できます。

2021年7月ご利用金額（2021年8月ご請求金額）

| ご利用内容 | 内訳金額（円） | 備考 |
|-----------------|---------|-------------|
| 代表契約 : ████████ | 4,822 | |
| ██████████ご利用分 | 4,822 | プラン契約期間2ヶ月目 |
| 定額2+ ギガ放題3年基本料 | 4,880 | 7/1~7/31 |
| おトク割キャンペーン | -500 | |
| ユニバーサルサービス料 | 3 | |
| 電話リレーサービス料 | 1 | |
| 消費税 | 438 | |

[< 戻る](#)

[< キャンセル](#)

[📄 料金案内](#)

[請求金額照会](#)

[ご利用金額照会](#)

[通信量照会](#)

[↑](#)
ページ
トップ

[株式会社ラネット](#)

[当サイトについて](#)

[マイページ利用規約](#)

[プライバシーポリシー](#)

アスクルご請求書

2021年08月31日締切分

(22)

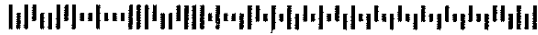
430-0946
静岡県浜松市中区
元城町103-2
本館8階



浜松市議会 市民クラブ

様

C1 271183# 00001/00001 U AB



00387260 C11-U1

お問い合わせ番号

アスクル担当販売店
有限会社マックオーエー

静岡県浜松市中区
上島6-25-22

914503 001

TEL: 053-475-2102

担当: アスクル担当者

お支払いに関するお問い合わせは担当販売店までお願い申し上げます。

TEL: 053-457-2496

FAX: 053-457-2486

お買い上げいただきましてありがとうございます。
記載の通り、ご請求申し上げます。

当月ご請求額

5,434円

うち消費税等 (425円)

お支払い日 ▶ 2021年09月15日

お支払い方法 ▶ 口座振込

| | | |
|-----|-----------|------------|
| お振込 | 金融機関 | 静岡銀行 |
| | 支店 | 上島支店 |
| | 口座 | 当座 0305575 |
| | ユ)マックオーエー | |

| | |
|-----------|-------------------------|
| 対象期間 | 2021/08/01 ~ 2021/08/31 |
| 当月お買い上げ金額 | 5,434円 |
| 当月返品金額 | 0円 |
| 当月値引金額 | 0円 |

税率別のお買い上げ金額等は裏面に表示しています。

お振込みの際の手数料はお客様のご負担でお願い申し上げます。

| 月日 / 伝票番号 / 取引区分 お申込番号 / 商品名 | 数量 | 単価(円) (税込) | 金額(円) (税込) | 備考 | 税率/ク |
|--|------|---------------|------------------|-------|-------|
| 08/31 51068737 | | | | | |
| 528-878 コピー用紙 マルチペーパー スーパーエコノミー+ A4 1セ | 1 | 1,016 | 1,016 | | 10.0 |
| 388-131 日本デキシー インサートカップ M 1袋(50個入) | 1 | 341 | 341 | | 10.0 |
| 537-2484 | 1 | 1,805 | 1,805 | | 軽 8.0 |
| P23-2172 | 2 | 153 | 306 | | 軽 8.0 |
| P67-8486 | 1 | 1,069 | 1,069 | | 軽 8.0 |
| P23-2946 | 1 | 897 | 897 | | 軽 8.0 |
| | *小計* | | 5,434 | 議ご発注分 | |

税率の前に「軽」を表示している明細は 軽減税率対象です

支払証明書

| | | | | | | | |
|----|---|---|---|---|---|---|---|
| 金額 | 百 | 拾 | 万 | 千 | 百 | 拾 | 円 |
| | | | ¥ | 4 | 3 | 0 | 3 |

但し 8階市民クラブ控室:8月分 カラーコピー、ブラックコピー料金 として
内訳 新栄事務機(株)へ支払い、振込手数料先方負担

請求額 4,303 円

キャッシュサービス ご利用控

毎度ご利用いただきありがとうございます

浜松いわた信用金庫

| | | | |
|---|--------------|--------|---------|
| お取扱日 | 取扱金庫・店番 | 機番 | 取扱通番 |
| 03-09-03 | 1503011-7352 | | |
| カード発行金融機関 | 店番 | 口座番号 | |
| ***** | | ***** | |
| 万円(後) | 千円(前) | 千円(後) | 千円(前) |
| 000000 | 000000 | 000004 | |
| お取引金額 | | | ¥4,193* |
| お取引内容 | | お取引後残高 | |
| お振込 | | ¥0 | |
| 手数料 | ¥110 | ペーシ | 硬貨 |
| 時刻 | 14:34 | | おつり |
| 浜松磐田信用金庫 上新屋支店 ソソエツムキ(カ)様 当座 0000211322 ハママツツキカイ ソソエツムキ様 TEL053-457-2496 | | | |

浜松磐田信用金庫
上新屋支店
ソソエツムキ(カ)様
当座 0000211322
ハマツツキカイ ソソエツムキ様
TEL053-457-2496

印紙税申告済
付につき浜松西
税務署承認済
ご利用ありがとうございました。

キャッシュサービス ご利用控 (別)

毎度ご利用いただきありがとうございます

浜松いわた信用金庫

| | | | |
|---|--------------|--------|---------|
| お取扱日 | 取扱金庫・店番 | 機番 | 取扱通番 |
| 03-09-03 | 1503011-7352 | | |
| カード発行金融機関 | 店番 | 口座番号 | |
| ***** | | ***** | |
| 万円(後) | 千円(前) | 千円(後) | 千円(前) |
| 000000 | 000000 | 000004 | |
| お取引金額 | | | ¥4,193* |
| お取引内容 | | お取引後残高 | |
| お振込 | | ¥0 | |
| 手数料 | ¥110 | ペーシ | 硬貨 |
| 時刻 | 14:34 | | おつり |
| 浜松磐田信用金庫 上新屋支店 ソソエツムキ(カ)様 当座 0000211322 ハママツツキカイ ソソエツムキ様 TEL053-457-2496 | | | |

浜松磐田信用金庫
上新屋支店
ソソエツムキ(カ)様
当座 0000211322
ハマツツキカイ ソソエツムキ様
TEL053-457-2496

印紙税申告済
付につき浜松西
税務署承認済
ご利用ありがとうございました。

上記の金額を政務活動費として支払ったことを証明します。

令和3年9月3日

会派名 市民クラブ

代表者名 齊藤晴明



請求書

No. _____

令和 3年 8月 31日 締切分

お客様コード No. _____

〒 430-0946

浜松市中区元城町103-2

浜松市議会 市民クラブ

新栄事[redacted]株式会社
 代表取締役
 本 社 千
 東区上西
 TEL:053-
 3-464-0688

様

取引銀行 静岡銀行上新屋支店(普)055072

浜松磐田信用金庫 上新屋支店 (当) 211322

毎度ありがとうございます。
下記の通り御請求申し上げます。

消費税額： 391

| 前回御請求額 | 御入金額 | 調整額 | 繰越金額 | 御買上額 | 今回御請求額 |
|--------|--------|-----|------|------|--------|
| 160125 | 160125 | 0 | 0 | 4303 | 4303 |

| 伝票日付 | 伝票 No. | 品 番 | 品 名 | 数 | 単 位 | 単 価 | 金 額 |
|------|----------|-----|-----------------------------|-----|-----|--------|---------|
| 8/5 | 00183308 | | (入金) | | | | 160,125 |
| 8/25 | 00252774 | | 行政復旧費TRADY63530FIII47-2E-料金 | 138 | 枚 | 15,000 | 2,070 |
| | | | 「フラッグ」-料金 | 658 | 枚 | 2,800 | 1,842 |
| | | | ～以下余白～ | | | | |

23

積算カウンター連絡票

市民クラブ 様

カウント開始日

21年7月26日

カウント締め日

21年8月25日

機種 iR-ADVC3530FIII

機番 2GQ05774

ご使用実績内訳

| | フルカラー 217 + 130 | 2色カラー 118 | ブラック 108 |
|--------|-----------------|-----------|----------|
| 今回値 | 3977枚 | 200枚 | 31557枚 |
| 前回値 | 3838枚 | 200枚 | 30893枚 |
| 総使用枚数 | 139枚 | 0枚 | 664枚 |
| 削除枚数 | 1枚 (1%) | 0枚 (1%) | 6枚 (1%) |
| 請求対象枚数 | 138枚 | 0枚 | 658枚 |

保守合算基本料金 ¥2,800 (税別) トナー込み

フルカラー 一律 ¥15.00 /枚(税別) 2色カラー 一律 ¥6.00 /枚(税別) ブラック 一律 ¥2.80 /枚(税別)

| | |
|----|-----|
| 署名 | 確認者 |
| | |

浜松市東区上西町25-5番地

新栄事務機株式会社

TEL
FAX 053(464)0589

支払証明書

| | | | | | | | | |
|----|--|---|---|---|---|---|---|---|
| 金額 | | 百 | 拾 | 万 | 千 | 百 | 拾 | 円 |
| | | | ¥ | 1 | 4 | 5 | 8 | 0 |

但し はましんリース株式会社へリース料の支払い(口座振替)

内訳 物件:複合機 ADV C3530FⅢ、リース料:支払総額699,840円、
契約日2019年5月21日、契約月数48ヵ月、14,580円

上記の金額を政務活動費として支払ったことを証明します。

令和 3年 9月 13日

会派名 市民クラブ

代表者名 斉藤晴明

25

領収書

No.

浜松市議会 市民クラブ 様 令和3年 9月30日

| | | | | | | |
|----|---|---|---|---|---|---|
| 金額 | ¥ | 9 | 7 | 5 | 5 | - |
|----|---|---|---|---|---|---|

内 但 3 スケル代化
消費税等 上記正に領収いたしました

| | | |
|-----|---|--|
| 現金 | ✓ | |
| 小切手 | | |

文具・事務機器
 有限会社 マックオーエー
 〒433-8122
 浜松市中区 番22号
 TEL <053>475-2102
 FAX <053>475-2108



お客様コードNo. [Redacted]

合計請求書

(発行日 21年 10月 8日)

No. 1

有限会社 マックオーエー
 〒433-8122
 浜松市中区上島6丁目25番
 TEL: <053>475-2102
 FAX: <053>475-2108

浜松市議会 市民クラブ 様

振込先

静岡銀行上島支店 当座 No. 305575
 浜松信用金庫上島支店 当座 No. 000510
 ※恐れ入りますが、振込手数料はお客様にてご負担下さい。

毎度ありがとうございます。下記の通りご請求申し上げます。(21年 9月 30日 締切分) [伝票枚数: 2枚]

| 前回請求額 | 入金金額 | 調整額 | 差引繰越金額 | 売上額 | 消費税額等 | 今回請求額 |
|-------|------|-----|--------|-------|-------|-------|
| | | | | 8,869 | 886 | 9,755 |

| | | | | | | | |
|----|-----------|-------|-------|-----|-----|---|-------|
| 摘要 | 10%分課税対象額 | 8,869 | 税10%分 | 886 | 10% | 分 | 9,755 |
| | 8%軽分課税対象額 | 0 | 税8%軽分 | 0 | | | |
| | 8%分課税対象額 | 0 | 税8%分 | 0 | | | |

25

A

請求書
2021年9月10日

伝票No. 10697

お客様コードNo. [Redacted]

430-8652
静岡県浜松市中区元城町103-2
浜松市役所内
浜松市議会 市民クラブ

様

有限会社 マックオーエー
〒433-8122
浜松市中区上島6丁目25番22号
TEL:<053>475-2102
FAX:<053>475-2108

[Redacted] 様)
TEL 053-457-2496 FAX 053-457-2486

担当者: [Redacted]

毎度ありがとうございます。下記の通り御請求申し上げます。

| コード | 商品名 | 数量 | 単位 | 単価 | 金額 | 備考 |
|--------|--------------------------|-------|-----|-------|--------|-----|
| 99-999 | メタミス 交換用 グラスボット TJ-4101B | 1 | 個 | 1,760 | 1,760* | 10% |
| 00-006 | コーヒーメーカー MKM-4101用 | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| 課税対象額 | 1,600 | 消費税合計 | 160 | | | |
| 10%分 | 1,600 | 税10%分 | 160 | 計 | 1,760 | |
| 8%軽分 | 0 | 税8%軽分 | 0 | 計 | 0 | |
| 8%分 | 0 | 税8%分 | 0 | 計 | 0 | |
| | | | | 合計 | 1,760 | |

*は税込金額です。

アスクルご請求書

2021年09月30日締切分

430-0946
静岡県浜松市中区
元城町103-2
本館8階



25

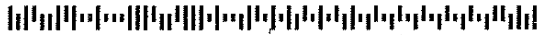
B



浜松市議会 市民クラブ

様

C1 272969# 00001/00001 U AB



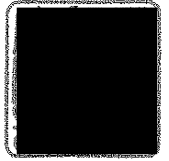
00386841 C11-U1

お問い合わせ番号

アスクル担当販売店
有限会社マックオーエー

静岡県浜松市中区
上島6-25-22

914503 001



TEL: 053-457-2496 FAX: 053-457-2486

TEL: 053-475-2102

担当: アスクル担当者

お支払いに関するお問い合わせは担当販売店までお願い申し上げます。

お買い上げいただきましてありがとうございます。
記載の通り、ご請求申し上げます。

当月ご請求額

7,995円

うち消費税等 (726円)

お支払い日 ▶ 2021年 10月 15日

お支払い方法 ▶ 口座振込

| | | |
|-----|------|------------|
| お振込 | 金融機関 | 静岡銀行 |
| | 支店 | 上島支店 |
| | 口座 | 当座 0305575 |
| | | マックオーエー |

| | |
|-----------|-------------------------|
| 対象期間 | 2021/09/01 ~ 2021/09/30 |
| 当月お買い上げ金額 | 7,995円 |
| 当月返品金額 | 0円 |
| 当月値引金額 | 0円 |

税率別のお買い上げ金額等は裏面に表示しています。

お振込みの際の手数料はお客様のご負担でお願い申し上げます。

| 月日 / 伝票番号 / 取引区分 お申込番号 / 商品名 | 数量 | 単価(円) (税込) | 金額(円) (税込) | 備考 | 税率/ク |
|--|-------|---------------|---------------|-------|------|
| 09/11 53368472 | | | | | |
| 535-148 プラス マグネットバー 220mm ブルー 80552 1セ | 1 | 985 | 985 | | 10.0 |
| 904-9657 コクヨ ファイルボックス-FS Eタイプ A4ジャスボックス | 3 | 330 | 990 | | 10.0 |
| 825-1286 プラス ダブルクリップ 超特大 黒 1箱 (10個入) CP- | 1 | 480 | 480 | | 10.0 |
| | *小 計* | | 2,455 | 兼ご発注分 | |
| 09/11 53370024 | | | | | |
| 198-1307 コクヨ Dリングファイル ER A4タテ 2穴 背幅34mm | 1 | 477 | 477 | | 10.0 |
| J48-0407 Dリングファイル<ER> A4タテ 背幅34mm 1冊 コク | 1 | 477 | 477 | | 10.0 |
| 198-1334 Dリングファイル<ER> A4タテ 背幅34mm 1冊 コク | 1 | 477 | 477 | | 10.0 |
| J48-0406 コクヨ Dリングファイル ER A4タテ 2穴 背幅34mm | 1 | 477 | 477 | | 10.0 |
| 216-001 コクヨ フラットファイルV A4タテ ピンク フ-V10-3 | 1 | 206 | 206 | | 10.0 |
| 215-686 コクヨ フラットファイルV A4タテ コバルトブルー 青 3 | 1 | 206 | 206 | | 10.0 |
| | *小 計* | | 2,320 | 兼ご発注分 | |
| 09/22 55248095 | | | | | |
| 528-878 コピー用紙 マルチペーパー スーパーエコノミー+ A4 1セ | 1 | 1,016 | 1,016 | | 10.0 |
| 324-4224 キヤノン (キヤノン) 純正インク BCI-325PGBK プ | 1 | 1,158 | 1,158 | | 10.0 |
| 324-4298 キヤノン (キヤノン) 純正インク BCI-326M マゼンタ | 1 | 1,046 | 1,046 | | 10.0 |
| | *小 計* | | 3,220 | 兼ご発注分 | |

26

支払証明書

| | | | | | | | | |
|----|--|---|---|---|---|---|---|---|
| 金額 | | 百 | 拾 | 万 | 千 | 百 | 拾 | 円 |
| | | | ▲ | 1 | 0 | 4 | 5 | 0 |

但し 9月22日付け、浜松ケーブルテレビ(株)より10,450円の入金。

インターネットサービス乗り換えに伴う前社契約解除料全額負担分として。

前社: BIC WiMAX口座振替9月27日付けの内、契約解除料 $9,500 \times 1.1 = 10,450$ 円分

26(1)

上記の金額を政務活動費として支払ったことを証明します。

令和 3年 9月 22日

会派名 市民クラブ

代表者名 齊藤晴明



(26)

インターネット乗り換えキャンペーン申請書

申請日 2021 年 8 月 26 日

契約者氏名

浜松市議会 市民クラブ

住所

〒430-8652 浜松市 中区元城町 103-2

市役所内 市民クラブ

電話番号

053 - 457 - 2496

【重要】①申請者名 ②発行先会社名 ③解約手数料 等詳細がわかる書類の写しを添付してください。

振込先口座

| | | | | |
|----------|------|---|------|--|
| ゆうちょ銀行以外 | 金融機関 | 浜松磐田 <small>銀行・信用金庫 農協・労働金庫</small> | 支店名 | |
| | 預金種目 | 普通(総合) 2当座 | 口座番号 | |

| | | | | | |
|--------|------|--------|------|------------------|--|
| ゆうちょ銀行 | 金融機関 | ゆうちょ銀行 | 支店名 | ※店名は漢数字で記載 支店 | |
| | 支店番号 | | 口座番号 | | |

| | |
|-------|--------------------------------|
| フリガナ | ハマツシギカイ シミンクラブ カイチョウ サイトウ ハルアキ |
| 口座名義人 | 浜松市議会 市民クラブ 会長 齋藤 晴明 |

この書面は、他社(浜松ケーブルテレビ株式会社以外)のインターネットサービスより、浜松ケーブルテレビ株式会社(ウィンディ)が提供するケーブルインターネットサービスへ乗り換えでお申し込みの方に限り、違約金50,000円(集合住宅は30,000円)を上限にキャッシュバックするための申請書です。

※ 対象となるのは解約に係る費用のみで、利用料、初期にかかった費用の残債(端末代残債除く)は対象となりません。

1. キャッシュバックの申請には、他社インターネットの解約時に発生した解約手数料等詳細がわかる書類の写しを添付してください。前サービスの契約住所とウィンディ登録住所が異なる場合は住民票、免許書のコピーなど転居が証明できる書類を必ず添付してください。
2. キャッシュバックにつきましては、工事終了後に上記口座へお振込みさせていただきます。
3. 本キャンペーンには最低利用期間が設定されております。最低利用期間内にご解約の場合には、本キャンペーンによりキャッシュバックした費用の全てをご請求させていただきます。
4. 申請書は、他社インターネット解約時の違約金等が掲載された書類が届き次第、郵送にて弊社まで送付してください。著しく期間を過ぎた場合は、本キャンペーンの適用を除外させていただくことがありますので、ご注意ください。
5. 添付書類を元に当社にてキャッシュバック金額を確定いたします。

<浜松ケーブルテレビ使用欄>

2019.10/7改定版

| | | | | |
|-------|----------|------|----------|-----|
| 加入申込日 | 20 年 月 日 | 受領日 | 20 年 月 日 | 担当者 |
| お客様番号 | | 申請金額 | 円 | |

お客様番号
 入力日 20 年 月 日
 電話番号 03-457-2896
 携帯番号
 申込書記入者 夏川 雅

集合建物形態
 共聴・個別
 申込日 20 年 月 日
 住所 浜松市中区三ヶ日 103-2
 マンション名 市役所内 市民行フ
 設置場所が上記と異なる場合のみ記入ください。

申込日 20 年 8 月 26 日
 契約書名 浜松市議会 市民行フ
 申込者 大正・昭和・平成
 氏名 夏川 雅
 連絡先
 確認欄

ケープルプラス電話
 月額基本料金 1,463円(税抜1,330円)
 新しい電話番号を新規発行する
 ※ NTT回線の休止や解約が必要な場合は、お客様にて手続きを行ってください。
 現在ご利用中の電話番号を継続利用する
 ※ NTTからのホーミングサービスの場合は、116で回線番号を登録住所をご確認ください。
 ※ 搬送物のお名前や住所とは登録が異なる場合がございます。

電話回線
 名称
 名称
 名称

現在利用中の電話番号
 会社名
 名称

現在お使いの電話番号がNTT加入電話・INS44(ラテ含む)向けに廃止された番号の場合、番号ポータルサイトより同じ電話番号でケープルプラス電話をご利用いただけます。

インターネットサービス

| 申込 | 項目 | 月額利用料 (税抜) | 数量 |
|-------------------------------------|-----------------------------|--------------------|----|
| <input checked="" type="checkbox"/> | スーパープレミアムコース | 5,500円 (5,000円) | 1 |
| <input type="checkbox"/> | スタンダードコース | 3,300円 (3,000円) | 1 |
| <input type="checkbox"/> | エントリーコース | 1,870円 (1,700円) | 1 |
| <input type="checkbox"/> | 集合住宅 無料センター物件 120Mbpsプラン | 2,200円 (2,000円) | 1 |

インターネットオプションサービス

| 申込 | 項目 | 月額利用料 (税抜) | 数量 |
|--------------------------|--------------|----------------|----|
| <input type="checkbox"/> | ウィンディあんしんバック | 550円 (500円) | 1 |

ご希望のオプションサービスは、15文字まで記入してください。
 使用できるのは英小文字、数字、記号(アンダーバー)のみ。
 1文字目に数字、記号は使用できません。

テレビオプションサービス

| 申込 | 項目 | 月額利用料 (税抜) | 数量 |
|-------------------------------------|--|--------------------|----|
| <input type="checkbox"/> | らくら録画 | 1,100円 (1,000円) | 1 |
| <input type="checkbox"/> | らくら録画ブルーレイ | 2,200円 (2,000円) | 1 |
| <input type="checkbox"/> | らくら録画4K | 1,100円 (1,000円) | 1 |
| <input checked="" type="checkbox"/> | 満喫プラン (3ヶ月分)5ヶ月以上インターネットのみの利用 (5ヶ月分)12ヶ月分 録画 新規・交換 既存 | 1,100円 (1,000円) | 1 |
| <input type="checkbox"/> | NHK衛星放送受信料面一括支払い申込み お申込みの方は③枚目にもご記入ください。 | 2,200円 (2,000円) | 1 |

オプションチャンネルサービス

| 申込 | 項目 | 月額利用料 (税抜) | 数量 |
|--------------------------|------------|--------------------|----|
| <input type="checkbox"/> | SS4Kコース | 3,410円 (3,100円) | 1 |
| <input type="checkbox"/> | S4Kコース | 2,970円 (2,700円) | 1 |
| <input type="checkbox"/> | A4Kコース | 2,970円 (2,700円) | 1 |
| <input type="checkbox"/> | B4Kコース | 2,970円 (2,700円) | 1 |
| <input type="checkbox"/> | アニメミニ4Kコース | 2,860円 (2,600円) | 1 |
| <input type="checkbox"/> | ドラマミニ4Kコース | 2,860円 (2,600円) | 1 |
| <input type="checkbox"/> | 映画ミニ4Kコース | 2,860円 (2,600円) | 1 |
| <input type="checkbox"/> | C4Kコース | 1,870円 (1,700円) | 1 |

加入区分
 新規 追加 インターネット 電話
 支払方法 (口座/クレジット) を②枚目にご記入ください。

ケーブルテレビサービス

| 申込 | 項目 | 月額利用料 (税抜) | 数量 |
|--------------------------|----------|--------------------|----|
| <input type="checkbox"/> | SSコース | 5,280円 (4,800円) | 1 |
| <input type="checkbox"/> | Sコース | 4,400円 (4,000円) | 1 |
| <input type="checkbox"/> | Aコース | 4,400円 (4,000円) | 1 |
| <input type="checkbox"/> | Bコース | 3,850円 (3,500円) | 1 |
| <input type="checkbox"/> | アニメミニコース | 2,750円 (2,500円) | 1 |
| <input type="checkbox"/> | ドラマミニコース | 2,750円 (2,500円) | 1 |
| <input type="checkbox"/> | 映画ミニコース | 2,750円 (2,500円) | 1 |
| <input type="checkbox"/> | Cコース | 1,980円 (1,800円) | 1 |
| <input type="checkbox"/> | 地デジコース | 990円 (900円) | 1 |

本人確認書類
 運転免許証
 パスポート
 マイナンバーカード
 在留カード
 その他

auで着信確認を設定する
 0 0 - - - - -

番号案内・電話帳掲載
 104番案内 (体面保証は別料金で別途申し込み)
 104番案内+104ページ個人名簿 (契約者名が個人の場合に限り)
 104番案内+104ページ+104ページ個人名簿 (法人の場合は104ページ+企業名簿+契約者名簿を別途申し込み)
 ※ au携帯電話の個人情報はauホームページに自動適用されます。
 ※ 同社とauの提携によりauケータイセット割引が自動的に適用となります。
 ※ auケータイセット割引はauスマートフォン1台の併用ではできません。

ケープルプラス電話 電話付加サービス

| 申込 | 項目 | 月額利用料 (税抜) | 数量 |
|--------------------------|--|----------------|----|
| <input type="checkbox"/> | 迷惑電話 光っておしらせプラン (②の契約を含む) ※別枠費用(申込者有) | 869円 (790円) | 1 |
| <input type="checkbox"/> | 発信番号通知 | 希望しない | 1 |
| <input type="checkbox"/> | 連絡先携帯電話番号 | 0 0 - - - - - | 1 |

特別

| 項目 | 金額 |
|--------------|---------|
| 初期費用工事費用(税込) | 0円 |
| 月額基本料金(税込) | 15,500円 |
| オプション料金(税込) | 0円 |
| 合計 | 15,500円 |

備考
 協賛会社 コード 会社名

最低利用期間
 24ヶ月
 違約金(不課税)
 15,000円

担当
 夏川 雅

申込者
 大正・昭和・平成
 氏名 夏川 雅
 連絡先
 確認欄



ウィンディ お申込みに際しての重要事項説明

お客様控

■ サービスにお申込みいただく場合は、下記説明文をご確認いただき、欄にチェックを入れてください。

工事に関する注意事項

お申込み手続き完了後、通常2~3週間程度で工事にお伺います。ただし、近隣の設備状況などにより前後する場合があります。

電柱上の幹線から、建物の軒下やベランダ等にケーブルを引き込み、保安器を設置します。保安器からは同軸ケーブルを配線し、屋内にCATVチューナーやケーブルモデム等を設置しますが、既存の配管設備等を使用できない場合は、ご相談のうえエアコンダクト用の穴を使用するか、壁面に穴を空け通線させていただく場合があります。工事には必ずお立会いください。

※ ケーブルテレビ対応の集合住宅の場合は、室内のテレビ端子を使用して機器を設置します。

料金のお支払いについて

口座振替によるお支払いの場合、お客様ご指定の口座から毎月26日(金融機関休業日の場合は翌営業日)に自動振替させていただきます。クレジットカードによるお支払いの場合はご利用のクレジットカード会社の規定に準じます。

ケーブルテレビの基本料金は当月分を当月請求、インターネット、ケーブルプラス電話の基本料金ならびに各オプションサービス利用料、電話付加サービス料、通話料は翌月請求となります。

ケーブルテレビ、インターネットの工事月の基本料金は無料ですが、ケーブルテレビオプションチャンネル料金は工事月より課金が発生します。

ケーブルプラス電話の基本料金は開通日より日割計算にて課金が発生し、翌月からのご請求となります。なお、日割請求月の基本料金にセット割引は適用されません。

初期費用などの工事費、各種変更手数料などは、工事や手続完了の翌月に請求させていただきます。

解約に伴う手続きと最低利用期間について

サービスを解約する場合は、解約希望の10日前までに当社までご連絡ください。機器や配線等を撤去します。なお、ケーブルテレビ、インターネット、ケーブルプラス電話(1回線毎)の各サービス毎に解約撤去費3,300円が発生します。

※ ケーブルテレビ対応の集合住宅で、ケーブルテレビサービスを解約する場合のみ撤去費は2,200円となります。

※ 集合住宅の場合、物件のオーナーや管理会社等の都合により当社設備が撤去され、サービスを継続できなくなる場合があります。あらかじめご了承ください。

ご利用料金の請求開始月から起算し、指定期間内にご契約を解除する場合、ケーブルテレビ・インターネット・ケーブルプラス電話(1回線毎)のサービスごとに所定の違約金が発生します。

戸建住宅 [期間]24ヶ月 [違約金]15,000円(不課税)/各サービス

集合住宅 [期間]12ヶ月 [違約金]10,000円(不課税)/各サービス

インターネット乗り換えキャッシュバック特典のご利用には、最低利用期間が設定されています。最低利用期間を満了せず解約される場合、上記の違約金のお支払いと、キャッシュバック費用のご返金が必要です。

ケーブルプラス電話の基本料金は解約日までの日割計算となりますが、解約日は解約日が月の途中でも月末までの1ヶ月分の基本料金が発生します。

機器の取り扱いについて

CATVチューナー、ケーブルモデム、ケーブルプラス電話用アダプタは当社の貸出品です。故障や不良の交換は無償交換が可能ですが、紛失・破損された場合はお客様負担での交換となります。

※ CATVチューナーのリモコンは無償ですが、お客様の故意または過失による故障時などの交換は有償(3,300円)となります。

■ お申込みに該当する箇所の説明文をご確認いただき、欄にチェックを入れてください。

「ケーブルテレビサービス」にお申込みの方

ベーシックコース並びに4Kコースにおいて、SS/S/A/B/ミニ/Cコースから地デジコースへのコース変更にはCATVチューナー撤去費3,300円が必要です。

CATVチューナーの交換の際、必要時に応じてお客様にて下記への変更手続きが必要になります。
[NHK]0570-066-066 [WOWOWカスタマーセンター]0120-580-807

CATVチューナーを接続するには、テレビにHDMI端子が必要です。(一部CATVチューナーを除く)

「インターネットサービス」にお申込みの方

モデム以外の機器(パソコン、無線ルーター、その他周辺機器等)に動作の不具合や故障が発生した場合、当社ではご対応できかねますのであらかじめご了承ください。

無線LAN環境の各種設定は、お客様責任のもと行っていただきます。また、電波状況を含むホームネットワーク上の不具合により、正常にサービスが利用できなかった場合の補償、およびこれにより生じた損害については、当社は一切の責任を負わないものとします。

「ケーブルプラス電話」にお申込みの方

別紙「ケーブルプラス電話お申込事前確認シート」のご確認、ご提出をお願いします。

※ 電話番号を他社から切替える場合、工事完了から開通までに1~3週間程度必要となります。電話番号を新規に発行する場合は、工事完了日より使用できます。

「満喫プラン」にお申込みの方

ケーブルテレビBコース/B4Kコース以上と、インターネットの両サービスを同時にお申込みの場合「満喫プラン」を適用し、「らくらく録画」のオプション料金1,100円/月を値引きします。
※「満喫プラン」を適用できるのは1台のみです。

ご利用料金の請求開始月から起算し、24ヶ月以内に利用コースの変更、解約などにより、「満喫プラン」が解除される場合、違約金24,000円(不課税)が発生します。

「らくらく録画」「らくらく録画ブルーレイ」をご利用になる方

「らくらく録画」で使用できるアプリやコンテンツサービス(YouTube等)について、当社はその動作を保証するものではありません。また、これらを利用される場合は、各サービスが定める規約ならびに動作環境等を事前にご確認ください。

原因を問わず、らくらく録画内蔵ハードディスク、あるいはブルーレイディスクに保存されたデータの消失、破損、正常に録画できなかった場合の補償、およびこれらにより生じた損害については、当社は一切の責任を負わないものとします。また、「らくらく録画」に接続または連携したお客様所有の機器等の不具合や、保存データの消失等についても同様とします。

「らくらく録画」には6ヶ月の最低利用期間が設定されています。ご利用料課金月から起算し、6ヶ月以内にご解約、コース変更等により「らくらく録画」を取り外す場合は、残月分の契約解除料が発生します。

コンポーネント(赤・白・黄)端子、S端子、D端子ケーブルなどは使用できません。

「4Kコース」にお申込みの方

4K対応CATVチューナーを2Kテレビ(4K非対応テレビ)と接続する場合、4K放送はハイビジョン画質で表示されます。

4K放送はLAN録画をはじめとするホームネットワーク機能へ対応していません。4K放送の録画を希望される方は「らくらく録画4K」をご利用ください。

4K対応CATVチューナーへの接続には、HDMI2.0対応ケーブルが必要となります。

LAN録画は地上デジタル放送、BSデジタル放送のみ対応しています。専門チャンネルの録画を希望される方は「らくらく録画4K」をご利用ください。

4K対応CATVチューナーの電源を入れた状態では、ホームネットワーク機能、リモート視聴が一部ご利用できません。

外付けHDDの接続、各種設定はお客様責任のもと行ってください。正常にサービスが利用できなかった場合の補償、及びこれにより生じた損害については、当社は一切の責任を負わないものとします。

表記の金額は全て税込価格です。

ご不明な点等ございましたら、ウィンディまでご連絡ください。

ご連絡先: **0120-80-6170**(無料) [受付時間]9:00~18:00

営業担当: []

上記内容を確認のうえ申込みいたします。

2021年8月5日

署名 斉藤 晴明

| | |
|---|-------------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> HFC | <input type="checkbox"/> FTTH |
| <input checked="" type="checkbox"/> 工事 | <input type="checkbox"/> 対応 |
| <input type="checkbox"/> ケーブルテレビ | |
| <input type="checkbox"/> インターネット | |
| <input type="checkbox"/> ケーブルプラス電話 | |

(26)

お客様控 3/3

2021年8月26日発行

浜松ケーブルテレビ宅内工事完了報告書

お客様番号

| | |
|-----|-----------------------------|
| お名前 | 浜松市議会 市民777様 ☎ 053-457-2496 |
| ご住所 | 中区元町103-2 浜松市役所本館8階 |

対応発注番号

● 施工工事方法

| | 項目 | 利用コース | | |
|-----|------|-------|-------------------------------------|---------------------------|
| | | HFC | FTTH | |
| 戸建 | TV | | SS・S・A・B・C・アニメ・映画・ドラマ・地デジ | |
| | | | マックス・エース・スマート | |
| | NET | HFC | <input checked="" type="checkbox"/> | E・S・P (SP)・5M (ライト)・nifty |
| | | FTTH | | 50M・1G・10G |
| TEL | HFC | | ケーブルプラス | |
| | FTTH | | ケーブルプラス・ケーブルライン | |
| 集合 | TV | HFC | SS・S・A・B・C・アニメ・映画・ドラマ・地デジ | |
| | NET | HFC | E・S・P・SP・5M (バルク) ライト・nifty | |
| | TEL | HFC | ケーブルプラス | |

● 測定値

| | 保安器/V-ONU | | V-ONU | |
|--------------|-----------|-----|-------|-------------|
| | レベル | BER | レベル | BER |
| 73 (PG1) | | | BS1 | |
| 451.25 (PG2) | | | BS17 | |
| 771.25 (PG3) | | | BS14 | |
| C13 (CS) | | | | |
| C33 (CS) | | | | キャビネット |
| C60 (BS) | | | | |
| U25 (地上) | | | 受光レベル | V-ONU D-ONU |
| U57 (CS) | | | | |

● 宅内追加工事

| 項目 | 数量 | 単位 | 金額 |
|----|----|----|----|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

● 引込工事確認事項【新規・張替・5C・7C()m・流用】

| | | |
|---------|------------------------|---|
| 引込柱番号 | 空端子数 | / |
| 保安器種別 | スルー・フィルター内蔵・2分配・2分配スルー | |
| 保安器位置 | 脚立・ハンゴ・バケット車 | |
| 引込工事完了日 | 20 年 月 日 | |

● 宅内工事確認事項

| | |
|---------|------------|
| 点検口位置 | PS |
| 宅内工事完了日 | 2021年8月26日 |

● その他

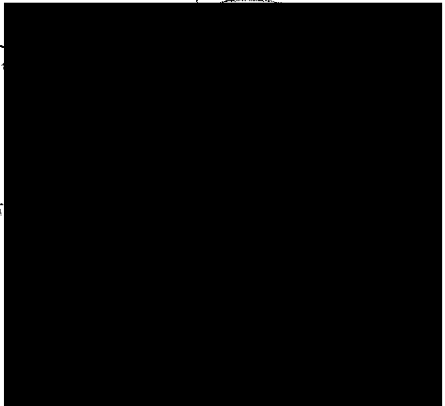
| 項目 | 数量 | 単位 | 金額 |
|----------------------|----|----|-------|
| 専用リモコン | | 個 | 3,000 |
| ケーブル類 (HDMI・D端子・LAN) | | 本 | 500 |
| ルーター | | 台 | 5,000 |
| 解約撤去費 | | 式 | 3,000 |
| | | | |
| | | | |

お客様請求額


 引落 現金領収済

0 円 (税別)

● 系統図・特記事項

| | |
|---|---------------|
|  | TV分配接続 |
| | ケ所 ブースター型名 |
| | 分配器型名 |

● 工事業者名及び担当者名

| | |
|-------------------|---|
| HKK 西原通信機器サービス |  |
|-------------------|---|

CP・割引

※表記の金額は、全て税抜価格です。

消費税分は別途精算させていただきます。

● お客様へご案内

本紙内容にてウィンディ宅内工事を完了させていただきました。
左記お客様請求額に消費税を加算し、宅内工事完了日の翌月26日(土・日祝祭日は翌営業日)に加入申込書にご記入いただいた金融機関口座より引き落としさせていただきます。
クレジットカードでのお支払いの方は、当社からは13日前後の決済で、各カード会社様の定める日の引き落としとなります。
ご記入いただいたお客様の情報は、工事履歴管理のために利用し、他の目的には利用いたしません。

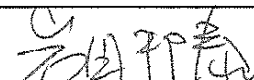
● 連絡先

この工事について、不都合な点、ご不明な点等ありましたら、下記までお問い合わせください。

浜松ケーブルテレビ株式会社

浜松市中区佐鳴台1-11-27 0120-80-6170 (無料)

● お客様ご署名

| | |
|--|---|
|  | 印 |
|--|---|

(26)

差出人: [REDACTED]
送信日時: 2021年9月9日木曜日 12:14
宛先: [REDACTED]
件名: Fw: BIC WiMAX SERVICE ご利用金額のご案内 (自動送信メール)

転送します。

> ----- Forwarded Message -----

>
> From: "BIC WiMAX SERVICE お客様サポートセンター" <[REDACTED]>

> To: "[REDACTED]"

> Date: 2021/09/09 木 11:14

> Subject: BIC WiMAX SERVICE ご利用金額のご案内 (自動送信メール)

>

>

> 平間 良明 様

>

> 日頃より BIC WiMAX SERVICE をご利用いただき誠にありがとうございます。

> BIC WiMAX SERVICE ご利用金額が確定いたしましたので、ご連絡いたします。

>

> 【契約者 ID】 [REDACTED]

> 【請求金額】 14,491 円

>

> 本メールに請求金額の表示/非表示を選択することが可能です。

> 詳細は、弊社ホームページの「マイページ」よりご確認ください。

> <パソコンからは>

> <https://mypage.bic-ws.net/member/PIM1/PIM1S010.jsp>

> ご利用の際には、お客様が設定されたマイページ ID とパスワードが必要です。

>

> 【マイページ ID】 [REDACTED]

> 【パスワード】 お客様が設定されたパスワード

> [BIC WiMAX SERVICE INFO]

> -----

> ◇◆WiMAX 2+ご契約者さまに「WiMAX +5G」へおトクにお乗りかえのご案内◆◇

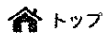
> └ 今なら以下の URL からの申し込みで最新機種を特別価格でご提供！さらに契約移行手数料
3,300 円(税込)が無料!



26(1)

マイページID: [REDACTED] 前回ログイン日時: 2021/08/27 10:56:10

ログアウト



トップ



料金案内



ご契約内容



パスワード変更

BIC
オプションストア

ご契約書面

請求金額照会 (詳細)

請求金額の詳細となります。

※ご請求月はご利用いただいた月の翌月となります。

2021年9月ご請求金額 (2021年8月ご利用金額)

| ご利用内容 | 内訳金額 (円) | 備考 |
|------------------|----------|--------------|
| 代表契約: [REDACTED] | 14,491 | |
| [REDACTED] ご利用分 | 14,491 | プラン契約期間25ヶ月目 |
| 定額2 + ギガ放題3年基本料 | 4,092 | 8/1~8/27 |
| おトク割キャンペーン | -419 | |
| 契約解除料 | 9,500 | …(税別) |
| 消費税 | 1,318 | |
| 【ご請求金額】 | 14,491 | |

< 戻る

< キャンセル



料金案内

請求金額照会

ご利用金額照会

通信量照会

27

支払証明書

| | | | | | | | | |
|----|--|---|---|---|---|---|---|---|
| 金額 | | 百 | 拾 | 万 | 千 | 百 | 拾 | 円 |
| | | | ¥ | 1 | 4 | 4 | 9 | 1 |

但し BIC WIMAX SERVICE基本料金プランBIG定額 ギガ放題(3年)(特約)

内訳 8/1~8/27利用分 (4,092-419) × 1.1=4040.3円→4,041円

契約解除料9,500 × 1.1=10,450円

上記の金額を政務活動費として支払ったことを証明します。

令和 3年 9月 27日

会派名 市民クラブ

代表者名 齊藤晴明



差出人: [REDACTED]
送信日時: 2021年9月9日木曜日 12:14
宛先: [REDACTED]
件名: Fw: BIC WiMAX SERVICE ご利用金額のご案内 (自動送信メール)

転送します。

ひらま良明

> ----- Forwarded Message -----

>

> From: "BIC WiMAX SERVICE お客様サポートセンター" <[REDACTED]>

To: [REDACTED]

> Date: 2021/09/09 木 11:14

> Subject: BIC WiMAX SERVICE ご利用金額のご案内 (自動送信メール)

>

>

> 平間 良明 様

>

> 日頃より BIC WiMAX SERVICE をご利用いただき誠にありがとうございます。

> BIC WiMAX SERVICE ご利用金額が確定いたしましたので、ご連絡いたします。

>

> 【契約者 ID】 [REDACTED]

> 【請求金額】 14,491 円 *

>

> 本メールに請求金額の表示/非表示を選択することが可能です。

> 詳細は、弊社ホームページの「マイページ」よりご確認ください。

> <パソコンからは>

> <https://mypage.bic-ws.net/member/PIM1/PIM1S010.jsp>

> ご利用の際には、お客様が設定されたマイページ ID とパスワードが必要です。

>

> 【マイページ ID】 [REDACTED]

> 【パスワード】 お客様が設定されたパスワード

> [BIC WiMAX SERVICE INFO]

> -----

> ◇◆WiMAX 2+ご契約者さまに「WiMAX +5G」へおトクにお乗りかえのご案内◆◇

> ♪ 今なら以下の URL からのお申し込みで最新機種を特別価格でご提供！さらに契約移行手数料
3,300 円(税込)が無料!



マイページ ID : ████████ 前回ログイン日時 : 2021/08/27 10:56:10

[ログアウト](#)[トップ](#)[料金案内](#)[ご契約内容](#)[パスワード変更](#)[BIC
オプションストア](#)[ご契約書面](#)

請求金額照会 (詳細)

請求金額の詳細となります。

※ご請求月はご利用いただいた月の翌月となります。

2021年9月ご請求金額 (2021年8月ご利用金額)

| ご利用内容 | 内訳金額 (円) | 備考 |
|-----------------|---------------|--------------|
| 代表契約 : ████████ | 14,491 | |
| ██████████ご利用分 | 14,491 | プラン契約期間25ヶ月目 |
| 定額2 + ギガ放題3年基本料 | 4,092 | 8/1~8/27 |
| おトク割キャンペーン | -419 | |
| 契約解除料 | 9,500 | |
| 消費税 | 1,318 | |
| 【ご請求金額】 | 14,491 | |

[戻る](#)[キャンセル](#)[料金案内](#)[請求金額照会](#)[ご利用金額照会](#)[通信量照会](#)

支払証明書

| | | | | | | | | |
|----|--|---|---|---|---|---|---|---|
| 金額 | | 百 | 拾 | 万 | 千 | 百 | 拾 | 円 |
| | | | ¥ | 1 | 4 | 5 | 8 | 0 |

但し はましんリース株式会社へリース料の支払い(口座振替)

内訳 物件:複合機 ADV C3530FⅢ、リース料:支払総額699,840円、
契約日2019年5月21日、契約月数48ヵ月、14,580円

上記の金額を政務活動費として支払ったことを証明します。

令和 3年 10月11日

会派名 市民クラブ

代表者名 齊藤晴明



支払証明書

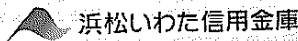
| | | | | | | | |
|----|---|---|---|---|---|---|---|
| 金額 | 百 | 拾 | 万 | 千 | 百 | 拾 | 円 |
| | | | ¥ | 8 | 4 | 4 | 5 |

但し 8階市民クラブ控室:9月分 カラーコピー、ブラックコピー料金 として
 内訳 新栄事務機(株)へ支払い、振込手数料先方負担

請求額 8,445 円

キャッシュサービス ご利用控

毎度ご利用いただきありがとうございます



| | | | |
|-----------|--------------|--------|---------|
| お取扱日 | 取扱金庫・店番 | 機番 | 取扱通番 |
| 03-10-13 | 1503011-7017 | | |
| カード発行金融機関 | 店番 | 口座番号 | |
| ***** | | | |
| 万円(換) | 千円(換) | 千円(換) | 円(換) |
| 000001 | 000003 | | ¥8,335* |
| お取引内容 | | お取引後残高 | |
| お振込 | | ¥0 | |
| 手数料 | ¥110 | ページ | 硬貨 |
| | | | ¥445 |
| 時刻 | 13:42 | おつり | |

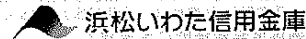
浜松磐田信用金庫
 上新屋支店
 ツツイツムキ(カ様
 当座 0000211322
 ハマツツキ カイ ツツクラフ 様
 TEL053-457-2496

 印紙税申告納
 付につき浜松西
 税務署承認済

ご利用ありがとうございました。

キャッシュサービス ご利用控

毎度ご利用いただきありがとうございます



| | | | |
|-----------|--------------|--------|---------|
| お取扱日 | 取扱金庫・店番 | 機番 | 取扱通番 |
| 03-10-13 | 1503011-7017 | | |
| カード発行金融機関 | 店番 | 口座番号 | |
| ***** | | | |
| 万円(換) | 千円(換) | 千円(換) | 円(換) |
| 000001 | 000003 | | ¥8,335* |
| お取引内容 | | お取引後残高 | |
| お振込 | | ¥0 | |
| 手数料 | ¥110 | ページ | 硬貨 |
| | | | ¥445 |
| 時刻 | 13:42 | おつり | |

浜松磐田信用金庫
 上新屋支店
 ツツイツムキ(カ様
 当座 0000211322
 ハマツツキ カイ ツツクラフ 様
 TEL053-457-2496

 印紙税申告納
 付につき浜松西
 税務署承認済

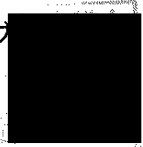
ご利用ありがとうございました。

上記の金額を政務活動費として支払ったことを証明します。

令和3年10月13日

会派名 市民クラブ

代表者名 齊藤清明



お客様コードNo. [REDACTED]

430-0946

浜松市中区元城町103-2

浜松市議会 市民クラブ

様

取引銀行
静岡銀行 上新屋支店 (普) 055072
松島信用金庫 上新屋支店 (当) 211322

担当: [REDACTED]

下記の通り納品致しましたのでご査収下さい。

| 品番 | 品名 | 数量 | 単位 | 単価 | 金額 | 備考 |
|-----|----------------------------|-------|----|--------|-------|------|
| | ヤン複写機IRADYCS530FIIIが-コピー料金 | 211 | 枚 | 15,000 | 3,165 | |
| | // プラカコピー料金 | 1,612 | 枚 | 2,800 | 4,513 | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| 消費税 | | | | | 767 | *は税込 |
| 合計 | | | | | 8,445 | |

摘要: 8/25-9/28



HISKOOP-P0102P TEL 052-936-1631

納品書

No. 00253804

令和3年9月28日

新栄事務機株式会社
代表取締役 上村 篤

〒435-0048 浜松市東区上西町25-6
TEL (053) 463-9159 FAX (053) 464-0689

29

請求書

No. _____

令和 3年 9月 30日 締切分

お客様コード No. [REDACTED]

〒 430-0946

浜松市中区元城町103-2

浜松市議会 市民クラブ

新栄事務株式会社
代表取締役
本社 〒 [REDACTED]
TEL: 053-464-0583

様

取引銀行 静岡銀行上新屋支店(普)055072

浜松磐田信用金庫 上新屋支店 (当) 211322

毎度ありがとうございます。
下記の通り御請求申し上げます。

消費税額: 767

| | | | | | |
|--------|------|-----|------|------|--------|
| 前回御請求額 | 御入金額 | 調整額 | 繰越金額 | 御買上額 | 今回御請求額 |
| 4303 | 4193 | 110 | 0 | 8445 | 8445 |

| 伝票日付 | 伝票No. | 品番 | 品名 | 数量 | 単位 | 価 | 金額 |
|------|----------|-----------------------|----------|-------|----|--------|-------|
| 9/3 | 00183825 | (入金) | | | | | 4,193 |
| | | (入金) | | | | 110 | |
| 9/28 | 00253804 | キヤノ複写機IRADVC3550F III | キヤノ-料金 | 211 | 枚 | 15,000 | 3,165 |
| | | 〃 | フタバコト 料金 | 1,612 | 枚 | 2,800 | 4,513 |
| | | | 以下余白 ~ | | | | |

(29)

積算カウンター連絡票

市民クラブ 様

カウント開始日 21年 8月 25日 ~ カウント締め日 21年 9月 28日

機種 iR-ADVC3530FIII 機番 2GQ05774

ご使用実績内訳

| | フルカラー 217 + 130 | 2色カラー 118 | ブラック 108 |
|--------|-----------------|-----------|----------|
| 今回値 | 4190枚 | 200枚 | 33185枚 |
| 前回値 | 3977枚 | 200枚 | 31557枚 |
| 総使用枚数 | 213枚 | 0枚 | 1628枚 |
| 削除枚数 | 1% 2枚 | 1% 0枚 | 1% 16枚 |
| 請求対象枚数 | 211枚 | 0枚 | 1612枚 |

保守合算基本料金 ¥2,800 (税別) トナー込み

フルカラー 一律 ¥15.00 /枚(税別) 2色カラー 一律 ¥6.00 /枚(税別) ブラック 一律 ¥2.80 /枚(税別)

| | |
|----|-----|
| 署名 | 確認者 |
| | |

浜松市東区上西町25-5番地

新栄事務機株式会社

TEL 053
FAX 053

お客様コード No.

430-8652

浜松市中区元城町103-2

市民クラブ

取引先銀行
静岡銀行 上新屋支店 (管) 056072
浜松駅前信用金庫 上新屋支店 (管) 811322

様

納品書

令和3年9月30日

No. 00254102

新築事務機株式会社
〒410-0001 静岡県浜松市東区上西
村 篤 [REDACTED]
TEL [REDACTED] FAX(053)4 [REDACTED]

担当:

下記の通り納品致しましたのでご査収下さい。

| 品番 | 品名 | 数量 | 単位 | 単価 | 金額 | 備考 |
|------|-------------------------|-------|----|-------|----------|--------|
| | キヤノン複写機IRADYCS5550カラー料金 | 2,095 | 枚 | 5.390 | 11,292 * | |
| | ” プラックレ料金 | 141 | 枚 | 0.693 | 97 * | |
| 消費税計 | | | | | | 0 |
| 消費税額 | | | | | | 11,389 |
| 合計 | | | | | | 22,771 |

(内消費税額 1,034)

摘要: R3/9月分 繰番-UED0085

No. 00254102

請求書

令和 3 年 9 月 30 日

お客様コードNo. [REDACTED]

430-8652

浜松市中区元城町103-2

市民クラブ

新栄事務機株式会社
[REDACTED]
村 篤
市東区上西
FAX(053)48

様

担当: [REDACTED]

取引銀行 静岡銀行 上新屋支店 (管) 056072
浜松駅前信用金庫 上新屋支店 (当) 211322

下記の通り御請求申し上げます。

| 品番 | 品名 | 数量 | 単位 | 単価 | 金額 | 備考 |
|-------|-----------------------|-------|----|-------|--------|------|
| | キヤノン複写機IRADY5550コピー料金 | 2,095 | 枚 | 5.390 | 11,292 | * |
| 〃 | ブラケット料金 | 141 | 枚 | 0.693 | 97 | * |
| 内消費税額 | | | | | 0 | *は税込 |
| 合 計 | | | | | 11,389 | |

概要: R3/9月分 機番:UMD00868

1,034

30

30

浜松市役所カウンター連絡票

2021年9月

前回確認日 8月31日 今回確認日 9月30日

市民クラブ

カード番号 : 126

機種 : iR-ADVC5550

機番: UXD00863

使用実績

単価(税込)

請求金額

| カラー | 2095 | 5.39 | 11292 |
|------|------|-------|-------|
| モノクロ | 141 | 0.693 | 97 |

機種 : iR-ADV6560

機番: WWV01267

使用実績

単価(税込)

請求金額

| カラー | | | |
|------|--|-------|---|
| モノクロ | | 0.693 | 0 |

他機械での使用実績

1F~2F(障害保険福祉課、子育て支援課、次世代育成課を除く)

合計枚数

単価(税込)

請求金額

| カラー | | | | | | 0 | 5.5 | 0 |
|------|--|--|--|--|--|---|-------|---|
| モノクロ | | | | | | 0 | 0.693 | 0 |

2F(障害保険福祉課、子育て支援課、次世代育成課)~4F

合計枚数

単価(税込)

請求金額

| カラー | | | | | | 0 | 5.28 | 0 |
|------|--|--|--|--|--|---|-------|---|
| モノクロ | | | | | | 0 | 0.627 | 0 |

5F~8F、4F観光シティ

合計枚数

単価(税込)

請求金額

| カラー | | | | | | 0 | 5.39 | 0 |
|------|--|--|--|--|--|---|-------|---|
| モノクロ | | | | | | 0 | 0.693 | 0 |

126 番カードの請求

11389

※契約単価、請求金額は税込表記です。

浜松市東区上西町25-5

新栄事務機株式会社

TEL 053-463-9159

FA

0589

31

支払証明書

| | | | | | | | | |
|----|--|---|---|---|---|---|---|---|
| 金額 | | 百 | 拾 | 万 | 千 | 百 | 拾 | 円 |
| | | | | ¥ | 5 | 5 | 0 | 0 |

但し インターネットサービス9月利用料として
 浜松ケーブルテレビ株式会社【口座振替】
 内訳 ライトプランスーパープレミアム

お客様番号

発行日 2021年 10月 13日現在 1 / 1頁

ご利用料金のお知らせ

日頃は弊社サービスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
 下記の金額をご指定のお支払方法より振替（決済）させていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

| 内 訳 | 単位円 (税込) | 期 間 等 |
|-----------------|-------------|----------|
| 【NET】 | | |
| ライトプランスーパープレミアム | 5,500 | 2021年09月 |
| 合計 | 5,500 | |

| | |
|-------|--------------------------|
| ご請求金額 | 5,500円 (税込) |
| お引落日 | 2021年10月26日 |
| 金融機関名 | 浜松磐田信用金庫 |
| 支店名 | |
| 種別 | 普通 |
| 口座番号 | |
| 口座名義 | ハマツキ*カ イ ミンクラブ* カイヨウ サイト |




上記の金額を政務活動費として支払ったことを証明します。

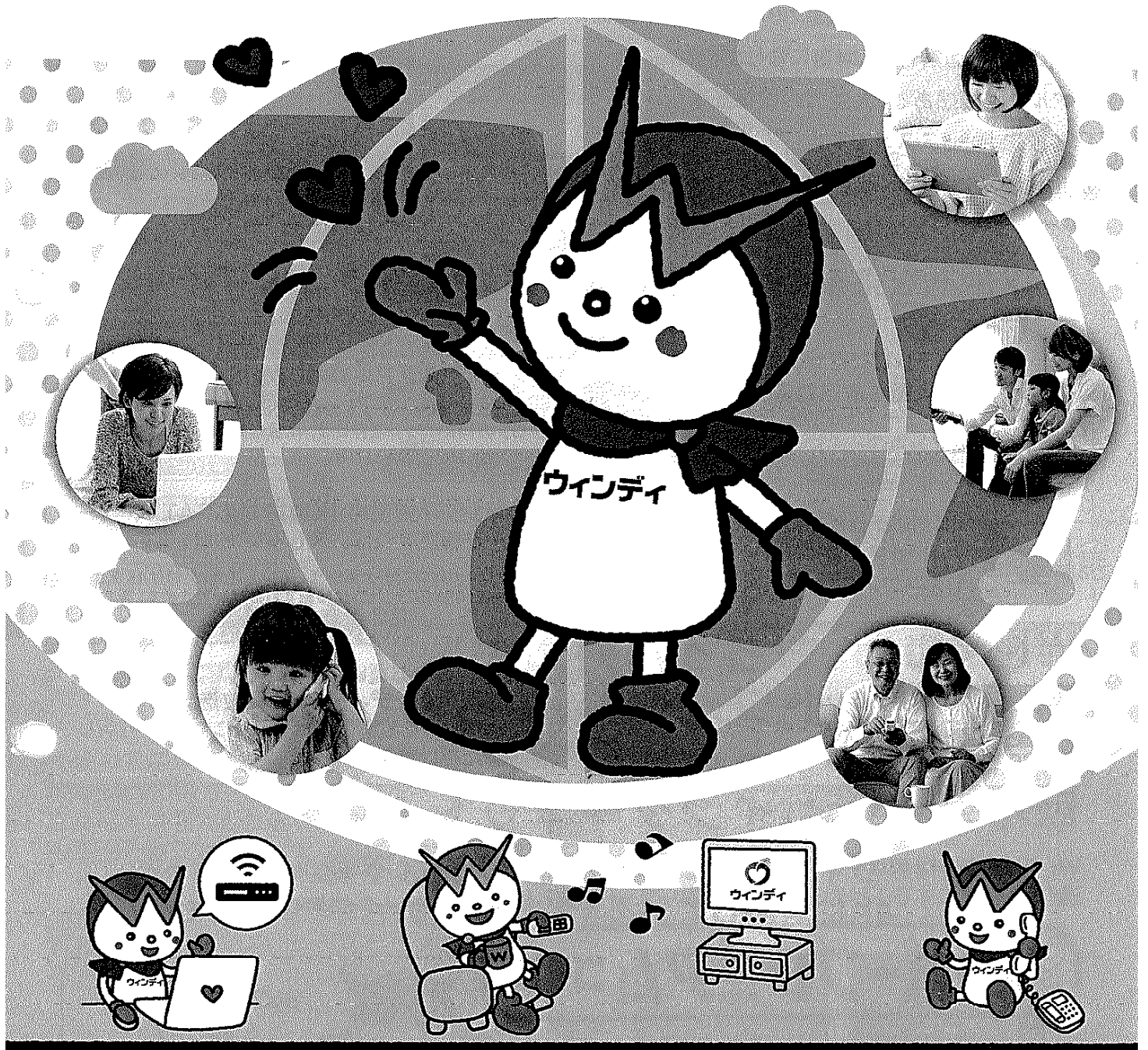
令和 3年 10月 26日

会派名 市民クラブ
 代表者名 斉藤晴明

(31) 2021年9月～

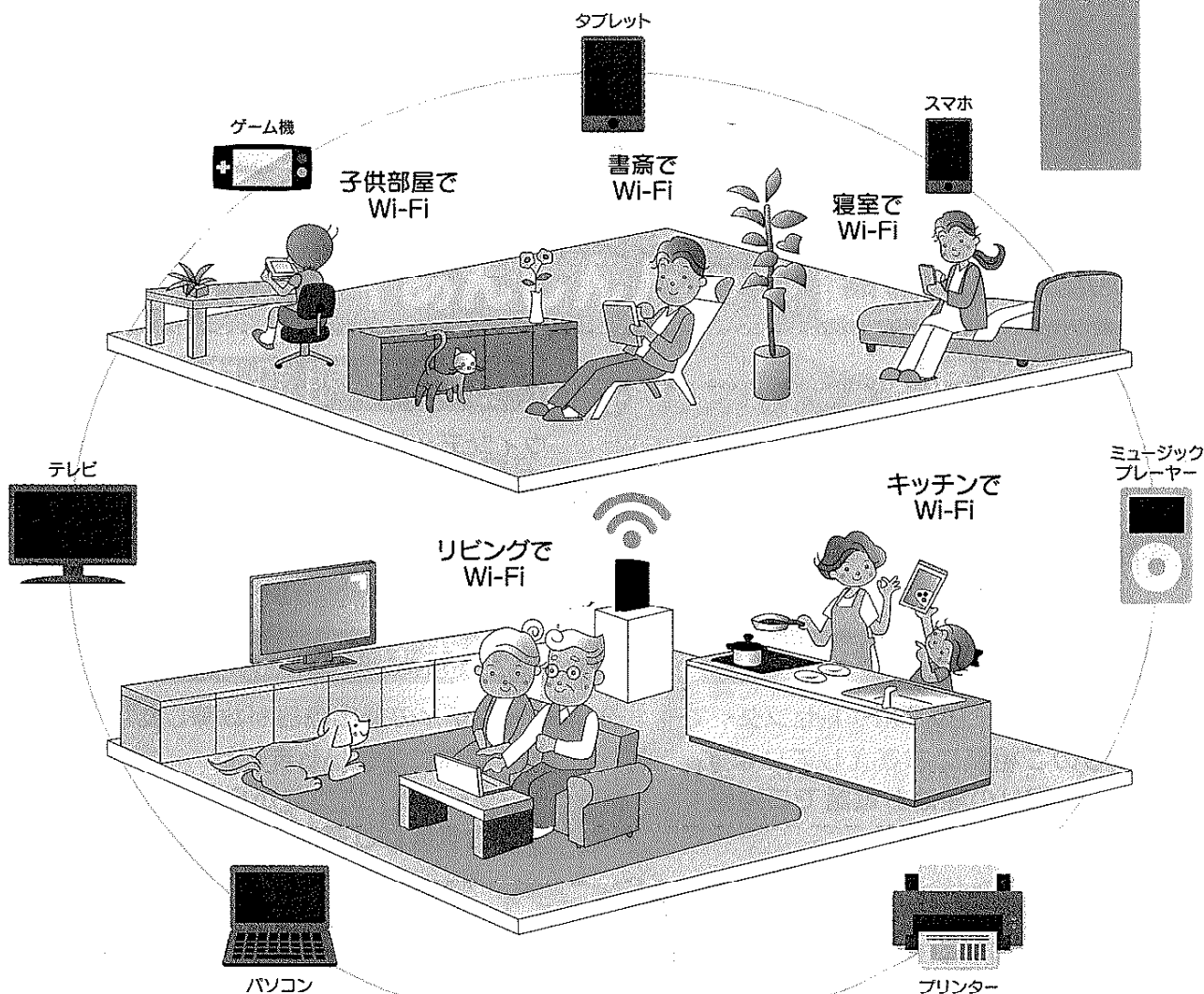
総合パンフレット

 ケーブルテレビ  インターネット  ケーブルプラス電話



ウィンディ

浜松ケーブルテレビ株式会社



Wi-Fiにも、もちろん対応！ 無線のネットワークで、いろんな機器に インターネットを接続できるから 家中どこでもインターネット！

Wi-Fi対応の無線ルーターを設置することで、パソコンはもちろん、スマホやタブレットでも、通信量を気にすることなく快適にインターネットを楽しめます！ ※無線ルーターの貸出サービスはありません。

スーパープレミアムコース

ウィンディ最高速！

スピードこだわり派の
あなたにオススメ！

下り **120Mbps**
上り **10Mbps**

月額 **5,500円** (税抜5,000円)



auスマートバリュー

適用コース

ケーブルプラス電話
とセットで

月額 **6,743円** ※1
(税抜 6,130円)

※1 別途通話料、ユニバーサルサービス料が発生します。

お申し込み wi max 4. ¥4880 - 40



ウィンディ お申込みに際しての重要事項説明

お客様控

■ サービスにお申込みいただく場合は、下記説明文をご確認いただき、欄にチェックを入れてください。

工事に関する注意事項

お申込み手続きが完了後、通常2~3週間程度で工事にお伺いします。ただし、近隣の設備状況などにより前後する場合があります。

電柱上の幹線から、建物の軒下やベランダ等にケーブルを引き込み、保安器を設置します。保安器からは同軸ケーブルを配線し、屋内にCATVチューナーやケーブルモデム等を設置しますが、既存の配管設備等を使用できない場合は、ご相談のうえエアコンダクト用の穴を使用するか、壁面に穴を空け通線させていただく場合があります。工事には必ずお立会ください。

※ ケーブルテレビ対応の集合住宅の場合は、室内のテレビ端子を使用して機器を設置します。

料金のお支払いについて

口座振替によるお支払いの場合、お客様ご指定の口座から毎月26日(金融機関休業日は翌営業日)に自動振替させていただきます。クレジットカードによるお支払いの場合はご利用のクレジットカード会社の規定に準じます。

ケーブルテレビの基本料金は当月分を当月請求、インターネット、ケーブルプラス電話の基本料金ならびに各オプションサービス利用料、電話付加サービス料、通話料は翌月請求となります。

ケーブルテレビ、インターネットの工事月の基本料金は無料ですが、ケーブルテレビオプションチャンネル料金は工事月より課金が発生します。

ケーブルプラス電話の基本料金は開通日より日割計算にて課金が発生し、翌月からのご請求となります。なお、日割請求月の基本料金にセット割引は適用されません。

初期費用などの工事費、各種変更手数料などは、工事や手続完了の翌月に請求させていただきます。

解約に伴う手続きと最低利用期間について

サービスを解約する場合は、解約希望の10日前までに当社までご連絡ください。機器や配線等を撤去します。なお、ケーブルテレビ、インターネット、ケーブルプラス電話(1回線毎)の各サービス毎に解約撤去費3,300円が発生します。

※ ケーブルテレビ対応の集合住宅で、ケーブルテレビサービスを解約する場合のみ撤去費は2,200円となります。

※ 集合住宅の場合、物件のオーナーや管理会社等の都合により当社設備が撤去され、サービスを継続できなくなる場合があります。あらかじめご了承ください。

ご利用料金の請求開始月から起算し、指定期間内にご契約を解除する場合、ケーブルテレビ・インターネット・ケーブルプラス電話(1回線毎)のサービスごとに所定の違約金が発生します。

戸建住宅 【期間】24ヶ月 【違約金】15,000円(不課税) / 各サービス

集合住宅 【期間】12ヶ月 【違約金】10,000円(不課税) / 各サービス

インターネット乗り換えキャッシュバック特典のご利用には、最低利用期間が設定されています。最低利用期間を満了せず解約される場合、上記の違約金のお支払いと、キャッシュバック費用のご返金が必要です。

ケーブルプラス電話の基本料金は解約日までの日割計算となりますが、解約日が月の途中で月未だの1ヶ月分の基本料金が発生します。

機器の取り扱いについて

CATVチューナー、ケーブルモデム、ケーブルプラス電話用アダプタは当社の貸出品です。故障や不良の場合は無償交換が可能ですが、紛失・破損された場合はお客様負担での交換となります。

※ CATVチューナーのリモコンは無償ですが、お客様の故意または過失による故障時などの交換は有償(3,300円)となります。

■ お申込みに該当する箇所の説明文をご確認いただき、欄にチェックを入れてください。

「ケーブルテレビサービス」にお申込みの方

ベーシックコース並びに4Kコースにおいて、SS/S/A/B/ミニ/Cコースから地デジコースへのコース変更にはCATVチューナー撤去費3,300円が必要です。

CATVチューナーの交換の際、必要時に応じてお客様にて下記への変更手続きが必要になります。
[NHK]0570-066-066 [WOWOWカスタマーセンター]0120-580-807

CATVチューナーを接続するには、テレビにHDMI端子が必要です。(一部CATVチューナーを除く)

「インターネットサービス」にお申込みの方

モデム以外の機器(パソコン、無線ルーター、その他周辺機器等)に動作の不具合や故障が発生した場合、当社ではご対応できかねますのであらかじめご了承ください。

無線LAN環境の各種設定は、お客様責任のもと行っていただきます。また、電波状況を含むホームネットワーク上の不具合により、正常にサービスが利用できなかった場合の補償およびこれにより生じた損害については、当社は一切の責任を負わないものとします。

「ケーブルプラス電話」にお申込みの方

別紙「ケーブルプラス電話お申込事前確認シート」のご確認、ご提出をお願いします。
※ 電話番号を他社から切替える場合、工事完了から開通までに1~3週間程度必要となります。
電話番号を新規に発行する場合は、工事完了日より使用できます。

「満喫プラン」にお申込みの方

ケーブルテレビBコース/B4Kコース以上と、インターネットの両サービスをお申込みの場合「満喫プラン」を適用し、「らくらく録画」のオプション料金を100円/月を値引きします。
※ 「満喫プラン」を適用できるのは1台分のみです。

ご利用料金の請求開始月から起算し、24ヶ月以内に利用コースの変更、解約などにより、「満喫プラン」が解除される場合、違約金24,000円(不課税)が発生します。

「らくらく録画」「らくらく録画ブルーレイ」をご利用になる方

「らくらく録画」で使用できるアプリやコンテンツサービス(YouTube等)について、当社はその動作を保証するものではありません。また、これらを利用される場合は、各サービスが定める規約ならびに動作環境等を事前にご確認ください。

原因を問わず、らくらく録画内蔵ハードディスク、あるいはブルーレイディスクに保存されたデータの消失、破損、正常に録画できなかった場合の補償、およびこれらにより生じた損害については、当社は一切の責任を負わないものとします。また、「らくらく録画」に接続または連携したお客様所有の機器等の不具合や、保存データの消失等についても同様とします。

「らくらく録画」には6ヶ月の最低利用期間が設定されています。ご利用料課金月から起算し、6ヶ月以内にご解約、コース変更等により「らくらく録画」を取り外す場合は、残月分の契約解除料が発生します。

コンポーネント(赤・白・黄)端子、S端子、D端子ケーブルなどは使用できません。

「4Kコース」にお申込みの方

4K対応CATVチューナーを2Kテレビ(4K非対応テレビ)と接続する場合、4K放送はハイビジョン画質で表示されます。

4K放送はLAN録画をはじめとするホームネットワーク機能へ対応していません。4K放送の録画を希望される方は「らくらく録画4K」をご利用ください。

4K対応CATVチューナーへの接続には、HDMI2.0対応ケーブルが必要となります。

LAN録画は地上デジタル放送、BSデジタル放送のみ対応しています。専門チャンネルの録画を希望される方は「らくらく録画4K」をご利用ください。

4K対応CATVチューナーの電源を入れた状態では、ホームネットワーク機能、リモート視聴が一部ご利用できません。

外付けHDDの接続、各種設定はお客様責任のもと行ってください。正常にサービスが利用できなかった場合の補償、及びこれにより生じた損害については、当社は一切の責任を負わないものとします。

表記の金額は全て税込価格です。

ご不明な点等ございましたら、ウィンディまでご連絡ください。

ご連絡先: **0120-80-6170**(無料) [受付時間]9:00~18:00

営業担当: ()

上記内容を確認のうえ申込みいたします。

2021年8月5日

署名 斎藤 晴明

私は、本条ケーブルテレビ(株)の規約、(個人情報の取り扱いについて)に同意の上加入申込みいたします。またKDDIが定めるケーブルプラス電話サービス規約(重要事項)を承諾の上、ケーブルプラス電話に申込みいたします。

申込日 20 年 8 月 26 日

契約者名 フリガナ 大正 昭和・平成

住所 東京都中央区新富町103-2

電話番号 03-47-20896

携帯番号

申込書記入者 昭和

集合建物形態 共居・個別

入居予定日 20 年 月 日

申込書番号

電話番号

携帯番号

申込書記入者

加入区分

新規追加 テレビ インターネット 電話

支払方法 (口座/クレジット) を②科目にご記入ください。

ケーブルテレビサービス

| 申込 | 項目 | 月額利用料(税別) | 数量 |
|--------------------------|------------|-----------------|-----------------|
| <input type="checkbox"/> | SSコース | 2,640円 (2,400円) | 2台目以降(税別) |
| <input type="checkbox"/> | Sコース | 4,400円 (4,000円) | 2,200円 (2,000円) |
| <input type="checkbox"/> | Aコース | 4,400円 (4,000円) | 2,200円 (2,000円) |
| <input type="checkbox"/> | Bコース | 3,850円 (3,500円) | 2,200円 (2,000円) |
| <input type="checkbox"/> | アニメミニコース | 2,750円 (2,500円) | 2,090円 (1,900円) |
| <input type="checkbox"/> | ドラマミニコース | 2,750円 (2,500円) | 2,090円 (1,900円) |
| <input type="checkbox"/> | 映画ミニコース | 2,750円 (2,500円) | 2,090円 (1,900円) |
| <input type="checkbox"/> | Cコース | 1,980円 (1,800円) | 1,100円 (1,000円) |
| <input type="checkbox"/> | 地デジコース | 990円 (900円) | 2台目以降(税別) |
| <input type="checkbox"/> | SS4Kコース | 6,050円 (5,500円) | 3,410円 (3,100円) |
| <input type="checkbox"/> | S4Kコース | 5,170円 (4,700円) | 2,970円 (2,700円) |
| <input type="checkbox"/> | A4Kコース | 5,170円 (4,700円) | 2,970円 (2,700円) |
| <input type="checkbox"/> | B4Kコース | 4,620円 (4,200円) | 2,970円 (2,700円) |
| <input type="checkbox"/> | アニメミニ4Kコース | 3,520円 (3,200円) | 2,860円 (2,600円) |
| <input type="checkbox"/> | ドラマミニ4Kコース | 3,520円 (3,200円) | 2,860円 (2,600円) |
| <input type="checkbox"/> | 映画ミニ4Kコース | 3,520円 (3,200円) | 2,860円 (2,600円) |
| <input type="checkbox"/> | C4Kコース | 2,750円 (2,500円) | 1,870円 (1,700円) |

ケープルプラス電話

月額基本料金 1,463円(税抜1,330円)

新しい電話番号を新規発行する

現在ご利用中の電話番号を継続利用する

NTTからのポータビリティの場合は、116で回線名義人登録住所をご確認ください。

NTTのお名前や住所とは登録が異なる場合があります。

継続する電話番号

電話回線名義人

70ガガ

NTT西日本(アナログ) NTT西日本(ISDN)

KDDIがNTT回線の休止(アナログ/ISDN)または解約(アナログ/ISDN)の手続きを代行します。休止の場合は別途NTTより休業2,000円(税込)が請求されます。

私 (NTT) 電話回線名義人はNTT回線の休止または解約に同意しました。

KDDI (ホムムプラス) KDDI (auのみ) 電話サービス

セットで利用中のネットサービスは、ケーブルプラス電話サービスの取扱いについては、セットの契約の開始と同時に自動解約となります。KDDIまたは契約のプロバイダへお問合せください。

※ KDDI回線の契約番号とワインディの契約番号が一致することが必須です。

その他 ()

現在お使いの電話番号がNTT加入電話(INS64(ライト含む))向けに発着された番号の場合、番号ポータリティにより同じ電話番号がケーブルプラス電話をご利用いただけません。

インターネットサービス

| 申込 | 項目 | 月額利用料(税別) |
|-------------------------------------|--------------|-----------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> | スーパープレミアムコース | 5,500円 (5,000円) |
| <input type="checkbox"/> | スタンダードコース | 3,300円 (3,000円) |
| <input type="checkbox"/> | エントリーコース | 1,870円 (1,700円) |
| <input type="checkbox"/> | 120Mbpsプラン | 2,200円 (2,000円) |

インターネットオプションサービス

| 申込 | 項目 | 月額利用料(税別) |
|--------------------------|--------------|-------------|
| <input type="checkbox"/> | ワインディあんぱんパック | 550円 (500円) |

このサービスの説明は8-15文字で第2希望まで記入してください。使用できないのは英小文字、数字、記号(ハイフン、アンダーバー)のみ。1文字目には数字、記号は使用できません。

テレビオプションサービス

| 申込 | 項目 | 月額利用料(税別) | 数量 |
|--------------------------|-----------|-----------------|----|
| <input type="checkbox"/> | 5ら5録画 | 1,100円 (1,000円) | 1 |
| <input type="checkbox"/> | 5ら5録画フルレイ | 2,200円 (2,000円) | 1 |
| <input type="checkbox"/> | 5ら5録画4K | 1,100円 (1,000円) | 1 |
| <input type="checkbox"/> | 満映プラン | 1,100円 (1,000円) | 1 |

毎月利用料18コース以上インターネットのセット利用

標準 新卒 交棒 既卒

NHK衛星放送受信料団体一括支払い申込み

お申込みの方は③科目にもご記入ください。

オプションチャンネルサービス

| 申込 | 項目 | 月額利用料(税別) | 数量 |
|--------------------------|------------------|-------------|-------------|
| <input type="checkbox"/> | 割込通話① | 330円 (300円) | 330円 (300円) |
| <input type="checkbox"/> | 発信番号表示② | 440円 (400円) | 440円 (400円) |
| <input type="checkbox"/> | 番号通知/クエスト③の契約を含む | 660円 (600円) | 660円 (600円) |
| <input type="checkbox"/> | 割込番号表示④+③の契約を含む | 880円 (800円) | 880円 (800円) |
| <input type="checkbox"/> | 迷感電話撃退 | 770円 (700円) | 770円 (700円) |
| <input type="checkbox"/> | 着信転送 | 550円 (500円) | 550円 (500円) |

ケープルプラス電話 電話付加サービス

auで着信確認を設定する

0 0 -

本人確認書類

運転免許証

パスポート

マイナンバーカード

住民票()

その他 ()

※ 2点確認

◆ 番号案内・電話帳掲載

104番案内 (体内申請に記録された契約番号の2倍以内が対象)

104番案内(ローロー)個人名簿 (契約番号が個人名の場合に限り)

104番案内(ローロー)個人名簿 (契約番号が個人名の場合に限り)

(契約番号が個人名の場合はローロー個人名簿に過去の個人名簿と重複して登録された契約番号も掲載されます。また、個人名簿に掲載された契約番号も重複して登録されています。)

ケープルプラス電話 電話付加サービス

| 申込 | 項目 | 月額利用料(税別) |
|--------------------------|--------------------------------------|-------------|
| <input type="checkbox"/> | 迷感電話 光っておしらせプラン (③の契約を含む) ※別帳専用申込書有り | 869円 (790円) |

◆ 発信番号通知 希望しない 希望する

◆ 連絡先携帯電話番号

0 0 -

※ au携帯をご利用の場合は「auとローロー」に自動適用されます。

※ auとローローの両方で「auとローロー」が自動的に適用となります。

※ auケータイ(セロ)と「auとローロー」の併用はできません。

ケープルプラス電話 電話付加サービス

| 申込 | 項目 | 月額利用料(税別) |
|--------------------------|------------------|-------------|
| <input type="checkbox"/> | 割込通話① | 330円 (300円) |
| <input type="checkbox"/> | 発信番号表示② | 440円 (400円) |
| <input type="checkbox"/> | 番号通知/クエスト③の契約を含む | 660円 (600円) |
| <input type="checkbox"/> | 割込番号表示④+③の契約を含む | 880円 (800円) |
| <input type="checkbox"/> | 迷感電話撃退 | 770円 (700円) |
| <input type="checkbox"/> | 着信転送 | 550円 (500円) |

備考

最低利用期間 24ヶ月

初期費用・工事費用(税込) 0円

月額基本料金(税込) 75,500円

オプション料金(税込) 0円

合計(税込) 75,500円

協賛会社 コード 会社名

担当

本・神・協・au・キヤラ・レス・紹・超(社内)、和翔・NEWS・MAXIM

個人情報の取り扱いについて

浜松ケーアールテレビ株式会社（以下「当社」）は、お客様個人を識別または特定できる情報（以下「個人情報」）の重要性を認識し、「個人情報の保護に関する法律」、「放送受信者等の個人情報の保護に関する指針」、「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」およびJISQ15001「個人情報保護マネジメントシステム」要求事項」等、個人情報に関して適用される法令・規範を遵守し、個人情報の保護に努めます。

（個人情報の管理）

1. 当社は、個人情報を取り扱っている部門に管理責任者を配し、適正かつ正確な管理に努めます。

（個人情報の利用目的）

2. 当社は、お客様から取得した個人情報を、以下に定める目的のために利用します。

- ① 当社の行うサービスに関する契約の締結ならびにサービス提供のため
 - ② 当社の行うサービスの料金請求や取納業務のため
 - ③ 当社の行うサービスの提供に必要な工事の施工ならびにアフターサービス、メンテナンスの実施のため
 - ④ 定期刊行物その他当社の行うサービスに関するご案内をお届けするため
 - ⑤ 当社ならびに当社の行うサービスに対する意見・感想の提供をお願いするため
 - ⑥ ご応募いただいた懸賞などの景品等を発送するため
 - ⑦ 当社が別途連絡の上、個別にご了解いただいた目的に利用するため
 - ⑧ 統計的資料作成のため
 - ⑨ 電波障害改善対策等の業務受託に際し、発注主体である外部業者から提供を受けた個人情報については、当該受託業務遂行のため
 - ⑩ 市販名簿録、電話帳等により取得した個人情報については、当社の行うサービスの紹介のため
- 尚、上記⑨に定める利用目的のために取得した個人情報は、開示対象個人情報ではございません。

（個人情報の第三者への提供）

3. 当社は、以下に該当する場合を除き、お客様から取得した個人情報を第三者に提供いたしません。

- ① お客様に当社の行うサービスを提供する上で必要な範囲内で個人情報の取り扱いの全部または一部を委託する場合
- ② 事前にお客様の同意を得た場合
- ③ 法令に基づく場合
- ④ 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、お客様の同意を得ることが困難な場合
- ⑤ 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、お客様の同意を得ることが困難な場合
- ⑥ 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、お客様の同意を得ることによって当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれのある場合

（個人情報の委託）

4. 当社は、お客様から取得した個人情報の取り扱いを、利用目的の範囲内で外部業者に委託することがあります。その場合、当社が定めた委託先選定基準に基づき、十分な個人情報の保護水準を満たして

いる業者を選定し、個人情報の取り扱いに関する契約を締結した上で、お客様の個人情報を厳重な管理体制のもとで保護させ、必要かつ適切な監督をします。

（個人情報の利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去又は第三者への提供の停止）

5. お客様が、ご自身の個人情報の開示等を希望される場合には、7項に示す当社担当部署までご連絡ください。当社指定の方法により当該ご請求がお客様ご自身によるものであることまたは正当な代理人によることが確認できた場合には、遅滞なくその求めに応じます。但し、次のいずれかに該当する場合には、理由に関する説明を附した上でその全部または一部をお断りすることがあります。

- ① お客様本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ② 当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③ 法令に違反することとなる場合

（お客様の情報提供の任意性）

6. 個人情報の情報提供はお客様の任意となります。個人情報の情報提供をいただけない場合、当社の行うサービスの提供ができなくなります。

（当社内部の個人情報に関する管理部署および連絡先）

7. 個人情報に関するお問い合わせがございましたら、下記窓口までご連絡ください。
お問い合わせ先：個人情報保護担当 053-445-2880

認定個人情報保護団体について

当社は、「個人情報の保護に関する法律」に基づく認定個人情報保護団体である「個人情報保護センター（一般財団法人放送セキュリティセンター）」の対象事業者です。当社の放送サービスに係る個人情報の取り扱いに関して疑問等がある場合にご相談できます。

※当社の放送サービス（番組内容等）に関するお問い合わせではありません。放送に係る個人情報の取扱いに関して、当社から説明を受けてもなお疑問等が残り、ご相談が必要な場合に直接お問い合わせください。

お問い合わせ先：一般財団法人放送セキュリティセンター（個人情報保護センター）
URL: <http://www.sarc.or.jp> （電話連絡先は、左記URLに記載しています）

浜松ケーアールテレビ株式会社
代表取締役社長 中村 捷二

制定：平成17年3月18日
最終改訂：平成29年11月1日

浜松ケーブルテレビ株式会社 放送サービス加入契約約款 (HFC施設用)

浜松ケーブルテレビ株式会社(以下「当社」という)は、放送法の規定に従い、この放送サービス加入契約約款(以下「約款」という)を定め、これに基づき放送サービスを提供します。

- (サービス)
第1条 当社は、定められた業務区域内において次のサービスを提供します。
(1) 当社が定めた基本料金内で有線テレビジョン放送および音声放送等の同時再放送ならびにその他の自主放送
(2) 前号以外の有線による放送(以下「有料チャンネル」という)。
(3) 録画機能等CATVチューナーに付帯するサービス。
(4) その他他特約サービス。
(契約の単位)
第2条 加入契約は引込額1回線ごとに締結するものとします。
① 引込額1回線により複数世帯、複数企業が加入する場合には、原則として世帯、または企業ごとに加入契約を締結するものとします。
(契約の成立)
第3条 加入契約は、あらかじめ加入者がこの約款を了承して加入申込をし、当社がこれを承諾したときに成立するものとします。
(施設の設備承諾)
第4条 加入者は、当社が放送を行うために必要な施設の設置について、あらかじめ地主、家主、その他の利害関係人の承諾を得ておくものとし、万一後日問題が生じた場合には、加入者が責任をもって処理するものとします。
(初期解除)
第5条 加入者は、契約締結の日から起算して8日を経過するまでに、初期契約解除を行う旨の書面を当社に提出することによりその契約を解除することができるものとします。
① 前項による契約解除は、同項の書面を提出したときに効力を生じます。
② 第1項による契約解除の場合、加入者は、損害賠償若しくは違約金又はその他の金銭等を加入者へ請求しません。
(加入金)
第6条 加入者は、別表に定める加入金を当社に支払うものとします。
① 加入金は、前項の加入金の額について特別割引を行うことがあります。
② 加入契約の解約または解除の場合、当社は、支払われた加入金の払い戻しはしません。
(利用料)
第7条 加入者は、受信開始の翌月から毎月視聴する放送サービスに応じて別表に定める利用料を支払うものとします。ただし、有料チャンネル利用料については受信開始の翌月から支払うものとします。
① 放送法に基づきNHKの放送受信料は、前項に定める利用料には含まれておりません。加入者が別途NHK受信料を支払う必要が生ずる場合があります。
② WOWOW視聴料は、第1項に定める利用料には含まれておりません。加入者が株式会社WOWOWの有料放送サービスを視聴する場合、加入者が別途株式会社WOWOWと所定の受信契約を結び、加入者が別に支払うものとします。
③ 加入者は、経済環境の変動、チャンネル増加等に伴い、第1項の利用料を改訂することがあります。
(支払時期、方法)
第8条 加入者が負担する加入金、利用料および工事費等は、当社が指定する期日に金融機関の口座振替またはクレジットカード支払いにより支払うものとします。
① 当社は、原則として、請求書および領収書の発行は行わないものとします。
(遅延利息)
第9条 加入者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算した得た額を遅延利息として当社が別に定める方法により支払うこととなります。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内には支払いがなかった場合はこの限りではありません。
(CATVチューナーの貸与)
第10条 当社は、加入者の加入契約内容に応じて、CATVチューナー(リモコンコントローラーは含まず)を加入者に貸与し、加入者のテレビジョン受信機に接続するものとします。
① 加入者は、貸与されたCATVチューナーを善良な管理者の注意をもって取扱ひ、当社の承諾なしにこれを移動または取外ししないものとします。
② 加入者は、CATVチューナーを故意または過失により破損あるいは紛失した場合には、修復、補填に要する費用を負担するものとします。
③ 加入者は、契約の解約あるいは解除の場合、遅くともCATVチューナーを当社に返却するものとし、返却されない場合には、加入者はその補填に要する費用を負担するものとします。
④ 加入者は、当社が認める場合を除き、CATVチューナーの交換を請求できないものとします。
⑤ 加入者は、当社が必要に応じて行うCATVチューナーの交換、バージョンアップ作業の実施に同意し、協力するものとします。
⑥ 録画機能付きCATVチューナーを貸与する場合の録画機能における当社の免責事項は、別に定める「録画機能付きCATVチューナーを利用した放送サービスに関する利用規約」によるものとします。
(B-CASカード)
第11条 加入者は、B-CASカードを必要とするCATVチャンネルを利用する場合には、当社は、株式会社ビエスコ(以下「ビエスコ」という)により加入者に貸与されたいとします。
① 加入者は、B-CASの定める「B-CASカード使用許諾契約約款」に同意の上、B-CASカードを取扱ひものとします。
② 加入者は、契約の解約あるいは解除の場合、前条第4項のCATVチューナーの返却と同時に、B-CASカードを当社に返却するものとします。
(C-CASカード)
第12条 加入者が、C-CASカードを必要とするCATVチャンネルを利用する場合には、当社は、加入者に対してC-CASカードを貸与するものとします。
① 当社は、必要に応じて、加入者にC-CASカードの交換および返却を請求できるものとします。
② 当社は、C-CASカードの盗用、改ざり、複製、改竄を禁止し、それらが行われたことによる当社および第三者に及ぼされた損害、利益損失については、加入者が賠償するものとします。
③ 加入者は、契約の解約あるいは解除の場合、第10条第4項のCATVチューナーの返却と同時に、C-CASカードを当社に返却するものとします。
(施設の設置および費用の負担)
第13条 加入者は、放送機の出力端子以降のケーブル等の設置および受信に要するすべての宅内工事費を負担するものとします。
① 工事完了または工事中に加入者の都合により加入契約を解約したときは、加入者は、それによ生じた工事費用を当社に支払うものとします。
② 加入者は、ケーブル等の修繕、増設、再施工等の必要が生じた場合は、当社にその旨を文書で申し出るものとし、変更に関する費用は、加入者が負担するものとします。ただし、これに伴う工事は、当社の指定する業者が行うものとします。
(設置場所の無償使用、便費の供与)
第14条 当社は、施設設置のために必要最小限において、加入者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物等を無償で使用できるものとします。
① 加入者は、当社または当社の指定する業者が施設の設置、検査、修理等を行うため、加入者の敷地、家屋、構築物等の出入りについて協力を求めた場合、これに便宜を供与するものとします。
(施設の保守、点検等)
第15条 加入者は、施設設置の維持管理の必要上、放送サービスが一時的に停止することがあることを承認するものとします。
① 当社は、加入者から受信に異常がある旨の申し出があった場合は、これを調査し必要措置を講ずるものとし、ただし、放送機の出力端子以降のケーブルおよびテレビジョン受信機等(CATVチューナーを除く)に起因する異常の場合は、修理に要する費用は加入者が負担するものとします。
② 加入者は、加入者の故意、または過失により、当社の施設(CATVチューナーを含む)に故障、または損傷が生じた場合は、その修復に要する費用を負担するものとします。
③ B-CASにより加入者に貸与されたB-CASカードの機能不全により視聴障害が発生した場合は、B-CASが定めた「B-CASカード使用許諾契約約款」に基づき、B-CASの責任において正常なカードと交換いたします。
④ 前項の規定にかかわらず、加入者の故意または過失により引込設備、宅内設備、B-CASカードおよびC-CASカードが滅失、破損した場合には、その故障の修理等に要する費用は加入者が負担するものとします。
(放送サービス内容の告知、変更、中断)
第16条 当社は、放送サービス(有料チャンネルを含む)の内容等を放送前に加入者に知らせるものとします。
① 当社は、天災、地震その他の異常事態が発生したとき、もしくは発生するおそれがある場合には当社の事情によって放送サービス内容の変更を行わざるを得ない場合は、放送サービス内容を予告なく変更し、または中断することがあります。
(免責)
第17条 当社は、前条の場合に損害賠償責任を負わないものとします。
(各義務)
第18条 加入者は、次の事由により加入契約名義の変更がある場合、当社指定の届出書により、当社へ申し出るものとします。
(1) 加入契約名義者の死亡等による加入契約の相続によるもの
(2) 家族間または法人の代表者変更に伴う加入契約の承継によるもの
(3) 戸籍上の手続によるもの
(4) 加入契約法人の名称変更によるもの
(5) 個人名義を法人名義とするもの、または法人名義を個人名義とするもの
① 当社は、第2項への加入契約名義の変更には応じないものとします。
(加入申込書記載事項の変更)
第19条 加入者は、加入申込書記載事項の変更を希望する場合は、当社に申し出るものとします。
(加入契約の解約)
第20条 加入者は、加入契約を解約しようとする場合、解約を希望する日の10日以前に書面により当社にその旨申し出るものとします。
① 前項の解約の場合、加入者は、第7条第1項の規定による利用料を解約の当月分まで支払うものとします。ただし、前項に定める場合は、当社は、解約の月の翌月以降の分を払い戻すものとします。
② 前項の解約の場合、当社は、当社の施設を撤去します。ただし、別表に定める撤去に要する費用ならびに加入者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物等の復旧に要する費用は、加入者が負担するものとします。
(義務違反による停止)
第21条 当社は、加入者が次のいずれかに該当する場合には、催告のうえ、サービスの提供を停止することができるものとします。ただし、加入者の都合により当社からの催告が到達しない場合は、催告なしにサービスの提供を停止することができるものとします。
(1) 加入金、工事費等一時金の支払いを怠ったとき

- (2) 利用料の支払いを引き続き3ヶ月以上怠ったとき
(3) 滞り、延滞、民事再生、会社更生の申立て等があったとき
(4) 滞り、延滞、破産、強制執行、債権者破産その他これに準ずる処分を受けたとき
(5) この約款の規定に違反する行為があったとき
② 前項の場合、加入者は当社がサービスの停止をした日の属する月までの利用料を含む未払いの料金を支払うものとします。

(当社が行う契約の解除)

- 第22条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、その加入契約を解除できるものとします。
(1) 前条の規定により放送サービスを停止された加入者が、なおその事実を解消しないとき
(2) 当社または加入者の責めに帰する事由により当社の有線テレビジョン施設の変更を企画できなくかつ、代替確保が困難で放送サービスの継続ができなるとき
(3) 社会情勢の変化、技術革新、設備更新、サービスの拡充等に伴い、当社がサービスの一部もしくは全部終了するときは、また、代替確保により放送サービスを継続できる場合で、そのために必要施設の変更等について加入者の同意が得られないとき
② 前項の解除の場合、当社は、当社の施設を撤去します。ただし、別表に定める撤去に要する費用ならびに加入者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物等の復旧に要する費用は、加入者が負担するものとします。
(放送サービスの上映および播布の禁止)
第23条 当社は、加入契約の期間中にもよりの解約後であっても、対価の有無にかかわらず、加入者が当社の近隣サービスに上映すること、またはその複製物等を頒布することを禁止します。
(個人情報保護)
(個人情報保護)
第24条 当社は、「個人情報の保護に関する法律」「放送受信者等の個人情報の保護に関する指針」等、個人情報に関する法令・規程を遵守し、当社が別に定める個人情報保護方針に基づき、個人情報の取扱いを行います。
(視聴情報の収集)
第25条 当社は、課金・統計の作成、匿名加工情報の作成のため、加入者の視聴情報を収集できるものとします。
(合意書)
第26条 加入契約に関する訴訟及び調停、和解の申立てをする場合には浜松簡易裁判所もしくは静岡地方裁判所松支部を合意管轄裁判所とします。
① 前項以外の裁判所に支払ひ命令の申立てがなされ、これに対する異議申立てにより訴訟継続に至った場合は、当該訴訟を前項記載の裁判所に移送します。
(定めなき事項)
第27条 本約款に定めのない事項あるいは疑義が生じた場合には、当社と加入者は誠意をもって協議のうえ、解決するものとします。
(契約の改訂)
第28条 当社は、この約款を総務大臣に届け出たうえ、改訂することがあります。

附則 この約款は、2020年6月1日より施行します。

別表 1 加入金

| 項目 | 金額 |
|-----|---------|
| 加入金 | 30,000円 |

2 利用料 (月額)

| 項目 | 金額 | 備 考 |
|------------------|----------|---|
| SS4Kコース | 5,500円 | ACASチップを搭載したCATVチューナー1台の機器使用料を含みます。 |
| 4Kコース | 4,700円 | |
| 3Kコース | 4,200円 | |
| 2Kコース | 3,800円 | |
| S-CASコース | 2,500円 | |
| S-CASコース | 4,800円 | |
| S-CASコース | 4,000円 | |
| Aコース | 4,000円 | |
| Bコース | 3,500円 | |
| Mコース | 2,500円 | |
| Cコース | 1,800円 | CATVチューナーの設置はありません。 |
| 地デジコース | 900円 | |
| SS4Kコース増設 | 3,100円/台 | |
| S4K/A4K/B4Kコース増設 | 2,700円/台 | |
| S4K/A4K/B4Kコース増設 | 2,600円/台 | 増設により複数コースを選択する場合、ご利用コースのうち基本利用料が最も高いコースが1台目の扱いとなります。 C-CASコースとMコースについては、Mコースを上位コースとします。 |
| C4Kコース増設 | 1,700円/台 | |
| S-CASコース増設 | 2,100円/台 | |
| S-Aコース増設 | 2,000円/台 | |
| S-Aコース増設 | 1,900円/台 | |
| Cコース増設 | 1,000円/台 | |
| らくらく録画 | 1,000円/台 | |
| らくらく録画ブルーレイ | 2,000円/台 | |

3 有料チャンネル利用料 (月額) (CATVチューナー1台当たり)

| チャンネル名 | 金額 | 備 考 |
|----------------------|--------|--------------------------------------|
| スターチャンネル2 | 2,300円 | 3chセット |
| スターチャンネル3 | | |
| 時代劇専門チャンネルHD | 700円 | |
| 日本テレビチャンネルHD | 900円 | |
| 日本映画専門チャンネルHD | 700円 | |
| アニマックス HD | 739円 | |
| H経CSBC | 900円 | |
| グリーンチャンネルHD | 1,200円 | |
| グリーンチャンネル2HD | 2,500円 | |
| KNTV HD | 900円 | |
| レジャーチャンネル (JCL680HD) | 900円 | |
| SPEEDチャンネル | 600円 | |
| テレビ朝チャンネル1 | 700円 | C-CASカードを必要とするCATVチューナーで提供する場合の価格です。 |
| V☆パラダイス | 900円 | |
| Mnet HD | 2,300円 | |
| 衛星劇場HD | 1,800円 | |
| 東映チャンネルHD | 1,500円 | 3chセット |
| フジテレビONEスポーツ・バラエティ | 1,500円 | |
| フジテレビTWOドラマ・アニメ | 1,500円 | |
| フジテレビNEXTライブ・プレミアム | 1,200円 | ACASチップを搭載したCATVチューナーでのみ視聴可能です。 |
| アニメジアカラオケ (AT 5ch) | 1,600円 | |
| TAKARAZUKA SKY STAGE | 2,700円 | |
| CNN HD | 1,800円 | 4chセット |
| J SPORTS 1 | 2,280円 | |
| J SPORTS 2 | | |
| J SPORTS 3 | | |
| J SPORTS 4 | | |
| I SPORTS 1 | 1,300円 | 2chセット |
| I SPORTS 2 | | |
| I SPORTS 3 | | |
| I SPORTS 4 | | |
| パラダイステレビ | 2,000円 | |
| レインボーチャンネル | 2,300円 | |
| パラダイステレビ | 2,690円 | |
| レインボーチャンネル | | |

※有料チャンネルのみの単独契約はいたしておりません。
※CATVチューナーを利用せずに、有料チャンネルを視聴することはできません。

4 解約撤去費用

| 項目 | 金額 |
|--------|--------|
| 解約撤去費 | 3,000円 |
| 引込線撤去費 | 7,000円 |

5 再引込工事費用

| 項目 | 金額 |
|---------|---------|
| 再引込工事費用 | 10,000円 |

6 手数料

| 項目 | 金額 |
|----------|--------|
| コース変更手数料 | 1,000円 |

7 貸与機器等修復補填費用 (弁済金) / 付属品費用

| 項目 | 金額 |
|-----------------|-----------|
| CATVチューナー (弁済金) | 20,000円/台 |
| 2K | 4,000円/台 |
| 録画機能付きCATVチューナー | 40,000円/台 |
| らくらく録画2K | 40,000円/台 |
| らくらく録画4K | 50,000円/台 |
| らくらく録画ブルーレイ | 20,000円/台 |
| B-CASカード (弁済金) | 2,000円/枚 |
| C-CASカード (弁済金) | 2,000円/枚 |
| リモコンコントローラー | 3,000円/個 |

※(弁済金)の記載がある項目は、不課税となります。

表記の金額は、税抜価格です。消費税分は別途精算させていただきます。

浜松ケーブルテレビ(株) インターネット接続サービス契約約款

(約款の適用)

第1条 浜松ケーブルテレビ株式会社(以下「当社」といいます。)は、電気通信事業法に基づき、このインターネット接続サービス契約約款(以下「約款」といいます。)を定め、これによりインターネット接続サービスを提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

| 用語 | 用語の意味 |
|-----------------|---|
| 1.電気通信設備 | 電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備 |
| 2.電気通信サービス | 電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること。その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること |
| 3.電気通信回線設備 | 送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備 |
| 4.電気通信回線 | 電気通信事業者から電気通信サービスの提供を受けるために使用する電気通信回線設備 |
| 5.インターネット接続サービス | 主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備を用いて行う電気通信サービス |
| 6.契約 | 当社からインターネット接続サービスの提供を受けるための契約 |
| 7.加入者 | 当社と契約を締結している者 |
| 8.加入者回線 | 当社との契約に基づいて設置される電気通信回線 |
| 9.端末設備 | 加入者回線の一端に接続される電気通信設備であって、一部の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は同一の建物内であるもの |
| 10.端末接続装置 | 端末設備との間で電気通信信号の交換等の機能を有する電気通信設備 |
| 11.自営端末設備 | 加入者が設置する端末設備 |
| 12.自営電気通信設備 | 電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの |
| 13.相互接続事業者 | 当社と電気通信設備の接続に関する協定を締結している電気通信事業者 |
| 14.消費税相当額 | 消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額 |

(インターネット接続サービスの品目)

第4条 契約には、料金表に規定する品目等があります。

(契約の単位)

第5条 当社は加入者回線一回線ごとに一の契約を締結します。この場合、加入者は一の契約につき一人に限ります。

(加入者回線の終端)

第6条 当社は、加入者が指定した場所内の建物又は工物において、端末接続装置を設置し、これを加入者回線の終端とします。

2 当社は、前項の設置場所を定めるときは、加入者と協議します。

(契約申込の方法)

第7条 契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の加入申込書を当社に提出していただきます。

- (1) 料金表に定めるインターネット接続サービスの品目等
 - (2) 加入者回線の終端とする場所
 - (3) その他インターネット接続サービスの内容を特定するために必要な事項
- 2 前項の規定にかかわらず、当社が別に指定する方法で契約申込を受け付けることがあります。

(契約申込の承諾)

第8条 当社は、契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。ただし、当社は、当社の業務の遂行上支障があるときは、その順序を変更することがあります。この場合、当社は、申込みを行った者に対してその理由とともに通知します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、インターネット接続サービスの取扱い上余裕のないときは、その承諾を延期することがあります。

3 当社は、第1項の規定にかかわらず、次の場合には、契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 加入者回線を設置し、又は保守をすることが技術上著しく困難なとき
- (2) 契約の申込みをした者がインターネット接続サービスの料金その他の債務(この約款に規定する料金及び料金以外の債務をいいます。以下同じとします。)の支払いを怠り、又は怠るおそれがあること認められる相当の理由があるとき
- (3) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき

(初期契約解除)

第9条 加入者は、契約締結の日から起算して8日を経過するまでの間に、初期契約解除を行う旨の書面を当社に提出することによりその契約を解除することができます。

- 1 前項による契約解除は、同項の書面を発送した時にその効力を生じます。
- 2 第1項による契約解除の場合、以下の料金を除き、当社は、損害賠償若しくは違約金又はその他の金銭等を加入者へ請求しません。

- (1) 当該契約解除までの期間において加入者が提供を受けたサービスの利用料
- (2) 当該契約解除までの期間において実施した工事に係る費用
- (3) 当該契約解除までの期間において設置した当社に帰する電気通信設備の資産等の撤去に要する費用

(インターネット接続サービスの品目等の変更)

第10条 加入者は、料金表に規定するインターネット接続サービスの品目等の変更の請求をすることができます。

2 前項の請求の方法及びその承諾については、第7条(契約申込の方法)及び第8条(契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(加入者回線の移転)

第11条 加入者は、同一の構内又は同一の建物内における、加入者回線の移転を請求できます。

2 加入者回線の移転が前項に定める場所以外であった場合は、契約内容の変更又は制限がある場合があります。

3 当社は、第1項の請求があったときは、第8条(契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

4 第1項の変更に必要な工事は、当社又は当社が指定した者が行います。

5 第1項の変更に必要な工事に係る費用は、加入者に負担していただきます。

(インターネット接続サービスの利用の一時中断)

第12条 当社は、加入者から請求があったときは、インターネット接続サービスの利用の一時中断(その加入者回線を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。

(その他の契約内容の変更)

第13条 当社は、加入者から請求があったときは、第7条(契約申込の方法)第3号に規定する契約内容の変更を行います。

2 前項の請求があったときは、当社は、第8条(契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(譲渡の禁止)

第14条 加入者が契約に基づいてインターネット接続サービスを受ける権利は、譲渡することができません。

(加入者が行う契約の解除)

第15条 加入者は、契約を解除しようとするときは、解除を希望する日の10日以前に文書により当社にその旨を通知していただきます。

- 1 前項による契約解除の場合、当社は、当社に帰する電気通信設備の資産等を撤去いたします。ただし、加入者は、料金表の規定により撤去に要する費用の支払いを要します。
- 2 前項の撤去に伴い、加入者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等の復旧を要する場合、加入者にその復旧に係る復旧費用を負担していただきます。

(当社が行う契約の解除)

第16条 当社は次の場合には、この契約を解除することがあります。

(1) 第21条(利用停止)の規定によりインターネット接続サービスの利用停止をされた加入者が、なおその事実を解消しないとき

(2) 電気通信回線の地中化等、当社又は加入者の責めに帰すべき事由により当社の電気通信設備の変更を余儀なくされ、かつ、代替構築が困難でインターネット接続サービスの継続ができないとき

2 第21条(利用停止)の規定のいずれかに該当する場合には、その事実が当社の業務の遂行に著しい支障を及ぼすと認められる相当の理由があるときは、前項第1号の規定にかかわらず、インターネット接続サービスの利用停止をしないでその契約を解除することができます。

3 当社は第1項の規定によりその契約を解除しようとするときは、加入者にそのことを通知若しくは催告しない場合があります。

1 当社は、第1項の規定によりその契約を解除しようとするときは、当社に帰する電気通信設備の資産等を撤去いたします。ただし、加入者は、料金表の規定により撤去に要する費用の支払いを要します。

5 前項の撤去に伴い、加入者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等の復旧を要する場合、加入者にその復旧に係る復旧費用を負担していただきます。

(付加機能の提供等)

第17条 当社は、加入者から請求があったときは、料金表の規定により付加機能を提供します。

(回線相互接続の請求)

第18条 加入者は、その加入者回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その加入者回線と当社又は当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信回線とを相互に接続する旨の請求をすることができます。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面を当社に提出していただきます。

2 当社は、前項の請求があった場合において、その接続に係る電気通信回線の利用に関する当社又は当社以外の電気通信事業者の契約約款等によりその接続が制限されるときを除き、その請求を承諾します。

(回線相互接続の変更・廃止)

第19条 加入者は、前条の回線相互接続を変更又は廃止しようとするときは、その旨を当社に通知していただきます。

2 前条(回線相互接続の請求)の規定は、回線相互接続の変更について準用します。

(利用中止)

第20条 当社は、次の場合には、インターネット接続サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事にやむを得ないとき
- (2) 第22条(利用の制限)の規定によりインターネット接続サービスの利用を中止するとき

2 前項に規定する場合のほか、付加機能に関する利用について料金表に別段の定めがあるときは、当社は、その料金表に定めるところによりその付加機能の利用を中止することができます。

3 当社は、前2項の規定によりインターネット接続サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを加入者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第21条 当社は、加入者が次のいずれかに該当するときは、そのインターネット接続サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき(支払期日を経過した後、当社が指定する料金収納事務を行う事業所以外において支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます。)
- (2) 契約の申込み当たって、当社指定の書面に事実と反する記載を行ったこと等が判明したとき
- (3) 第36条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反したとき
- (4) 第37条(禁止事項)の規定に違反したとき
- (5) 事業法又は事業法施行規則に違反して当社の電気通信回線設備に自営端末設備、自営電気通信設備、他社回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき
- (6) 事業法又は事業法施行規則に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準に適合しないと認められず自営端末設備若しくは自営電気通信設備について電気通信設備としての接続を廃止しないとき
- (7) 前各号のほか、この約款に違反する行為、インターネット接続サービスに関する当社の業務の遂行若しくは当社の電気通信設備のいずれかに著しい支障を与え又は与えるおそれのある行為を行ったとき

2 当社は、前項の規定によりインターネット接続サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を加入者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合、又は加入者の都合により当社からの通知が到達しない場合は、この限りではありません。

(利用の制限)

第22条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合が必要と認めるときは、災害の予防若しくは救済、交通、通信若しくは電力の供給確保又は秩序の維持のために必要な事項と内容とする通信及び公共の利益のために緊急を要する事項と内容とする通信であって事業法施行規則で定めるものを優先的に取り扱うため、インターネット接続サービスの利用を制限することができます。

2 通信が著しく混雑したときは、通信が相手先に着信しないことがあります。

3 当社は、通信が著しく混雑、又は混雑が生じるおそれがある場合、ネットワーク全体の品質を確保するため、帯域制御を実施することがあります。本措置は一時的に行うもので、これらの措置は混雑状態が緩和され次第、解除します。

(料金表の適用)

第23条 当社が提供するインターネット接続サービスの料金は、加入金、利用料、付加機能使用料、手続きに関する料金及び工事に関する費用とし、料金表及び当社が別に定めるところによります。

(料金の支払方法)

第24条 前条の料金は、当社が指定する期日に金融機関の口座振替又はクレジットカードによりお支払いいただきます。

2 当社は、原則として、請求書及び領収書を発行しません。

(利用料等)

第25条 加入者は、その契約に基づいて当社がインターネット接続サービスの提供を開始した日の属する月の翌月の1日(付加機能の提供については、その提供を開始した日の属する月の1日)から起算して、契約の解除があった日の属する月の月末(付加機能の解除については、その廃止があった日の属する月の月末)までの期間(提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一の月に属する場合は1月間とします。)について、当社が提供するインターネット接続サービスの状態に応じて料金表に規定する利用料又は使用料(以下「利用料等」といいます。以下この条において同じとします。)の支払いを要します。

2 前項の期間において、利用の一時中断等によりインターネット接続サービスの利用ができなくなった状態が生じたときの利用料等の支払いは、次によります。

- (1) 利用の一時中断をしたときは、加入者は、その期間中の利用料等の支払いを要します。
- (2) 利用停止があったときは、加入者は、その期間中の利用料等の支払いを要します。
- (3) 前2号の規定によるほか、加入者は、次の表に掲げる場合を除き、インターネット接続サービスを利用できなかった期間中の利用料等の支払いを要します。

| 区 別 | 支払いを要しない料金 |
|--|--|
| 加入者の責めにやらない理由により、そのインターネット接続サービスを全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態とみなす場合を含みます。)が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が継続したとき | そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍數である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのインターネット接続サービスについての利用料等(その料金が料金表の規定により利用の都度発生するものを除きます。) |

3 当社は、支払いを要しないこととされた利用料等が既に支払われているときは、その料金を返還します。

(加入金)

第26条 加入者は、第7条(契約申込の方法)の規定に基づき契約の申込みを行い当社がこれを承諾したときは、料金表に規定する加入金の支払いを要します。

2 当社は、前項の加入金の額について特別割引を行うことがあります。

3 契約解除の場合、当社は、支払われた加入金の返還はしません。

(手続きに関する料金)

第27条 加入者は、約款に規定する手続きの請求を行い当社がこれを承諾したときは、手続きに関する料金の支払いを要します。ただし、その手続きがその手続前にその契約の解除又は請求の取消しがあったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

(工事に関する費用)

第28条 加入者は、約款に規定する工事の請求を行い当社がこれを承諾したときは、工事に関する費用の支払いを要します。ただし、工事の着手前にその契約の解除又は請求の取消し(以下この条において「解除等」といいます。)があったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、加入者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、当社が別に算定した額を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、別に算定した額に消費税相当額を加算した額とします。

(延滞利息)
第29条 加入者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して、支払期日の翌日より当社が別に定める方法により支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して1.0日以内に支払いがあった場合はこの限りではありません。

(当社の維持責任)
第30条 当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

(設備の修理又は復旧)
第31条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、全部を修理し、又は復旧することができないときは、事業法施行規則に規定された公共の利益のため緊急に行うことを要する通信を優先的に取り扱うため、当社が別に定める順序でその電気通信設備を修理又は復旧します。

(加入者の切欠け責任)
第32条 加入者は、自営端末設備又は自営電気通信設備（当社が別に定めるところにより当社と保守契約を締結している自営端末設備又は自営電気通信設備を除きます。以下この条において「加入者の電気通信設備」といいます。）が当社の電気通信回線設備に接続されている場合において、当社が設置した電気通信設備が正常に稼働しなくなったときは、当該自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認の上、当社に当社の電気通信回線設備その他電気通信設備の修理を請求していただきます。

(責任の制限)
第33条 当社は、インターネット接続サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのインターネット接続サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が認知した時刻から起算して、2時間以上その状態が継続したときに限り、その加入者の損害を賠償します。

(免責)
第34条 当社は加入者が本サービスの利用に関して損害を被った場合、前条（責任の制限）の規定によるほか、何らの責任も負いません。

(承諾の制限)
第35条 加入者は、加入者から工事その他の請求があった場合、その請求を承諾することが技術的に困難なとき若しくは保守することが著しく困難であるとき又は料金その他の債務の支払いに現在滞り著しいとき若しくは怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき等当社の業務の遂行に支障を及ぼすときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。ただし、この約款において別段の定めがある場合はその定めるところによります。

(利用に係る加入者の義務)
第36条 当社は、インターネット接続サービスの提供に必要な電気通信設備の設置のため、加入者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等を無償で使用できるものとします。

(禁止事項)
第37条 加入者は、加入者が本サービスを利用して、次の行為を行うことを禁止します。

- 当社若しくは他者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、又は侵害するおそれがある行為
- 他者の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為、又は侵害するおそれがある行為
- 他者を不当に差別若しくは誹謗中傷、侮辱し、他者への不当な差別を助長し、又はその名誉若しくは信用を著しく毀損する行為
- 詐欺、児童売買、預貯金口座及び携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、又は結びつくおそれの高い行為
- わいせつ、児童ポルノ若しくは児童虐待に相当する画像、映像、音声若しくは文書等を送信又は表示する行為、又はこれらを収録した媒体を販売する行為、又はその送信、表示、販売を想起させる広告表示又は送信する行為
- 薬物犯罪、規制薬物、指定薬物、広告禁止品若しくはこれらを含むいわゆる危険ドラッグに結びつく、若しくは結びつくおそれの高い行為、未承認若しくは使用期限切れの医薬品等の広告を行う行為、又はインターネット上で販売等が禁止されている医薬品を販売等する行為
- 貸金業を営む登録を受けずに、金銭の貸付の広告を行う行為
- 無限連鎖講を開設し、又はこれを勧誘する行為
- 当社の設備に蓄積された情報を不正に書き換え、又は消去する行為
- 他者になりすまして当社のインターネット接続サービスを利用する行為
- ウイルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信又は掲載する行為
- 無断で他者に広告、宣伝若しくは勧誘のメールを送信する行為、又は社会通念上他者に迷惑感を抱かせる、又はそのおそれのあるメールを送信する行為
- 当社又は他者の電気通信設備等の利用若しくは運営に支障を与える行為、又は与えるおそれのある行為
- 違法な賭博、キャンペーンを行わせ、又は違法な賭博、キャンペーンへの参加を勧誘する行為
- 違法行為を請負し、仲介し又は誘引する行為
- 人の殺害現場の画像等の残忍な情報、動物を殺傷、虐待する画像等の情報、その他社会通念上他者に著しく迷惑感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為
- 人を自殺に誘引又は勧誘する行為、又は第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為
- その行為が各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する悪意又は目的でリンクをはる行為
- 犯罪や違法行為に結びつく、又はそのおそれの高い情報、他者を不当に誹謗中傷、辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定の者をして掲載等させる

ことを助長する行為
(2) その他公序良俗に違反し、又は他者の権利を侵害すると当社が判断した行為

(加入者の関係者による利用)
第38条 加入者が家族その他の者（以下「関係者」といいます。）に利用させる目的で契約を締結したときは、加入者は、当該関係者に対してもこの約款を遵守させる義務を負います。

(相互接続事業者のインターネット接続サービス)
第39条 加入者は、当社の相互接続事業者と相互接続利用契約を締結することとなります。この場合において、その加入者は、当社が相互接続利用契約により生じることとなる債権を譲り受けたものとして、この約款に基づき料金を請求することを承認していただきます。

(技術的事項及び技術資料の開覧)
第40条 当社は、インターネット接続サービスに係る基本的な技術的事項及び契約者がインターネット接続サービスを利用する上で参考となる事項を記載した技術資料を開覧に供します。

(営業区域)
第41条 営業区域は、当社が別に定めるところによります。

(開覧)
第42条 この約款において、当社が別に定めるところとしている事項については、当社は開覧に供します。

(個人情報保護)
第43条 当社は、個人情報に関して適用される法令、規範を遵守し、当社が別に定める「個人情報保護方針」に基づき、個人情報の保護に努めます。

(定めなき事項)
第44条 この約款に定めのない事項あるいは疑義が生じた場合には、当社と加入者は誠意をもって協議のうえ、解決するものとします。

附則：この約款は、2020年6月1日より施行します。

料金表

| 加入金 | 項目 | 金額 |
|-----------------|--------|---------|
| 加入金 | | 15,000円 |
| 2 工事費用 | | |
| | 項目 | 金額 |
| | 引込工事費 | 実費 |
| | 宅内工事費 | 実費 |
| | その他工事費 | 実費 |
| 3 基本サービス利用料（月額） | | |
| ①FTTHサービス | | |
| | 項目 | 金額 |
| | 光10G | 5,900円 |
| | 光1G | 4,900円 |
| | 光100M | 3,900円 |

※基本利用料にはD-ONU使用料が含まれております。

| 項目 | 金額 | |
|-----------|--------|----------|
| | ライトプラン | プレミアムプラン |
| スーパープレミアム | 5,000円 | 5,800円 |
| プレミアム | 4,000円 | 4,800円 |
| スタンダード | 3,000円 | 3,800円 |
| エントリー | 1,700円 | 2,500円 |

※基本利用料にはケーブルモデム使用料が含まれております。
※プレミアムプラン基本利用料にはメールアドレス1個、ホームページスペースの使用料が含まれております。

4 オプションサービス利用料（月額）

| 項目 | 金額 | 備考 |
|---------------|--------|-----------------------------------|
| @ウィンディあんしんバック | 500円 | カスペルスキーセキュリティ（最大5台）メールアドレス 5個 |
| 固定グローバルIPアドレス | 6,000円 | IPv4アドレス追加1個あたり別途初期費用3,000円が必要です。 |

②HFCサービス

| 項目 | 金額 | 備考 |
|---------------|------|-------------------------------|
| @ウィンディあんしんバック | 500円 | カスペルスキーセキュリティ（最大5台）メールアドレス 5個 |

| 項目 | 金額 | 備考 | |
|---------------|-----------|-------------|-------------|
| メールアドレス追加サービス | 200円 | 追加1アカウントあたり | |
| ファミリープラン | | | |
| | ファミリーバック3 | 500円 | 追加1IDまたは2ID |
| | ファミリーバック5 | 1,000円 | 追加3IDまたは4ID |
| | ファミリーバック7 | 1,500円 | 追加5IDまたは6ID |

| 項目 | 金額 |
|--------|---------|
| 解約撤去費 | 3,000円 |
| 引込線撤去費 | 10,000円 |

| 項目 | 金額 |
|--------------------|-----------|
| 10G D-ONU（弁済金） | 40,000円/台 |
| 1G D-ONU（弁済金） | 10,000円/台 |
| ケーブルモデム（弁済金） | 5,000円/台 |
| 光電話用ターミナルアダプタ（弁済金） | 15,000円/台 |
| 電話用ケーブルモデム（弁済金） | 8,000円/台 |

※（弁済金）の記載がある項目は、不課税となります。

表記の金額は、税込価格です。消費税分は別途精算させていただきます。

録画機能付きCATVチューナーを利用した放送サービスに関する利用規約

浜松ケーブルテレビ株式会社（以下「当社」といいます。）は、録画機能付きCATVチューナー（以下「らくらく録画」）を利用した放送サービス（以下「本サービス」といいます。）をこの利用規約（以下「本利用規約」といいます。）に基づき提供します。

（契約の成立）

第1条 当社と加入者との間の本サービスの提供に関する契約は、あらかじめ加入者が本利用規約を了承して申込みをし、当社がこれを承諾したときに成立するものとします。

（申込み内容の変更）

第2条 加入者は、前条の申込み内容に変更があるときは、当社所定の方法により直ちに当社に通知するものとします。

（本サービス利用開始日）

第3条 本サービスの利用開始日は、らくらく録画が加入者宅に設置された日とします。
2 本サービス利用料は設置月翌月から発生します。

（解約）

第4条 加入者は、本サービスの解約を希望する場合には、解約を希望する日の10日以前に当社に届け出るものとし、当社が受理した希望日を解約日とします。

2 加入者は、本サービスの解約の際、らくらく録画本体、B-CASカード、C-CASカード、電源コード一式を速やかに当社に返却するものとします。この場合、加入者はらくらく録画その他関連設備の撤去または交換に係る費用を負担するものとします。

3 加入者は、本サービス利用料を解約の当月分まで支払うものとします。

（最低利用期間）

第5条 本サービスには、6ヶ月の最低利用期間があります。

（最低利用期間内の解除料）

第6条 加入者は、最低利用期間内に本サービスの解約をする場合には、当該最低利用期間の未経過分に対する本サービス利用料の合計額を、当社が指定する方法により支払うものとします。

（機器の利用、保管等）

第7条 加入者は、本利用規約の各条項及び当社の指示に従ってらくらく録画を善良なる管理者の注意をもって利用、保管するものとします。

2 加入者は、らくらく録画に故障、不具合等が生じた場合には、速やかにその旨を当社に通知するものとします。

3 加入者の故意又は過失により生じた損害に対して、当社は一切責任を負わないものとします。

4 加入者の責に帰すべき理由により、らくらく録画に故障、滅失、毀損等が生じた場合には、当社は加入者に対し、その損害賠償を請求することができるものとします。

（録画データ及び個人情報の消去）

第8条 加入者は、本サービスの解約によるらくらく録画の返却ならびに故障等によるらくらく録画の交換の際には、あらかじめ録画された番組データ及び個人情報等を消去しておくものとします。未消去の状態での返却された場合には、当社は加入者に通知なく消去できるものとし、加入者はこれを了承するものとします。

（免責事項）

第9条 加入者によるらくらく録画の利用または管理に起因して発生したいかなる損害についても、当社は何人に対しても責任を負わず、加入者がその責任においてこれを処理、解決するものとします。

2 らくらく録画の故障、不具合、誤操作、その他理由により正常に録画ができなかった場合、ならびに録画された番組データが損失した場合の損害に関して、当社は一切の責任を負わないものとします。また、らくらく録画を修理した場合（ハードディスク以外の修理を行った場合も含む。）においても同様とします。

（本利用規約の変更）

第10条 当社は、本利用規約を予告なく変更することがあります。この場合、本サービスの提供条件は、変更後の利用規約によるものとします。

（協議）

第11条 本利用規約に定めなき事項に関しては、放送サービスの契約約款を適用するものとし、疑義が生じた場合、双方誠意をもって協議の上解決するものとします。

満喫プラン利用に関する特約

第1条 満喫プランは、浜松ケーブルテレビ株式会社（以下「当社」といいます。）が提供するサービスのうち、ケーブルテレビBコース以上（SSコース・Sコース・Aコース・Bコース）および録画機能付きCATVチューナー（以下「らくらく録画」といいます。）、ならびにインターネット接続サービスを契約いただいた場合に、限定的に提供するセットメニューです。

第2条 当社は、契約者が満喫プランを利用する場合には、「らくらく録画」を契約者に貸与するものとし、その利用料金において、通常の利用料金割引額に加え、月額1,000円（税別）の特別割引を適用します。尚、当該特別割引は、前条に定める当社指定サービスの全てにおいて有料利用となった月より適用を開始します。

第3条 満喫プランには、前条の特別割引適用開始月を起算月とする24ヶ月の最低利用期間があります。

第4条 契約内容の変更等により、第1条に定める当社指定の組み合わせに適合しなくなる場合には、第2条に定める特別割引の適用を除外するとともに、貸与中の「らくらく録画」を撤去または交換するものとし、契約者は、撤去または交換に係る費用を負担するものとします。

第5条 契約者は、最低利用期間内に契約内容の変更等により、第1条に定める当社指定の組み合わせに適合しなくなる場合には、前条に定める費用とは別に、違約金として24,000円（不課税）を支払うものとします。

第6条 満喫プラン「らくらく録画」は、1契約世帯につき1台のみの設置とし、第2条に定める特別割引は当該1台にのみ適用するものとします。複数台のCATVチューナーを利用の場合、2台目以降のサービス提供条件は、放送サービス加入契約約款に準じるものとします。

第7条 本特約は、「放送サービス加入契約約款」および「録画機能付きCATVチューナーを利用した放送サービスに関する利用規約」ならびに「インターネット接続サービス契約約款」を主契約とします。

附則 この特約は平成26年12月1日から施行します。

ケーブルプラス電話をお申し込みの方は下記の契約約款をご確認ください。

KDDI ケーブルプラス電話契約約款

https://www.kddi.com/extlib/files/corporate/kddi/kokai/keiyaku_yakkan/pdf/cableplus.pdf

クレジットカード支払いに関する特約

第1条 契約者は、支払うべき浜松ケーブルテレビ株式会社（以下「当社」といいます。）の利用料金等を、契約者が指定するクレジットカードで、クレジットカード会社の規約に基づいて支払うことができます。

第2条 契約者から申出のない限り、契約者は継続して前項と同様の方法で支払うものとします。また、当社が、契約者が届け出たクレジットカードの発行カード会社からの指示により、契約者が届け出たクレジットカード以外のクレジットカード番号で代金請求した場合も同様です。

第3条 契約者は当社に届け出たクレジットカードのカード番号・有効期限に変更があった場合は、遅滞なく当社にその旨を連絡します。

第4条 契約者が指定したクレジットカードの会員資格を喪失した場合及び契約者が指定したクレジットカード会社の利用代金の支払い状況によっては、当社又は契約者が指定したクレジットカード会社の判断により、本手続を解除できるものとします。

2021年8月26日発行

浜松ケーブルテレビ宅内工事完了報告書

| | |
|---|----------------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> HFC | <input type="checkbox"/> FTTH |
| <input checked="" type="checkbox"/> 工事 | <input type="checkbox"/> 対応 |
| <input type="checkbox"/> ケーブルテレビ | <input type="checkbox"/> インターネット |
| <input checked="" type="checkbox"/> ケーブルプラス電話 | |

お客様番号

対応発注番号

お名前 浜松市議会 市民777様 ☎ 053-457-2496

ご住所 中区元城町103-2 浜松市役所本館 8階

● 施工工事方法

| 項目 | 利用コース | |
|----|-------|---------------------------|
| | HFC | FTTH |
| 戸建 | TV | SS・S・A・B・C・アニメ・映画・ドラマ・地デジ |
| | NET | マックス・エース・スマート |
| 集合 | TV | SS・S・A・B・C・アニメ・映画・ドラマ・地デジ |
| | NET | マックス・エース・スマート |

| 項目 | 利用コース | |
|----|-------|--|
| | HFC | FTTH |
| 戸建 | NET | E・S・P <input checked="" type="checkbox"/> SP・5M <input type="checkbox"/> (ライト)・nifty |
| | TEL | 50M・1G・10G |
| 集合 | NET | E・S・P・SP・5M (バルク) ライト・nifty |
| | TEL | ケーブルプラス |

● 測定値

| | 保安器/V-ONU | | V-ONU | |
|--------------|-----------|-----|-------|--------|
| | レベル | BER | レベル | BER |
| 73 (PG1) | | | BS1 | |
| 451.25 (PG2) | | | BS17 | |
| 771.25 (PG3) | | | BS14 | |
| C13 (CS) | | | | |
| C33 (CS) | | | | キャビネット |
| C60 (BS) | | | | |
| U25 (地上) | | | 受光レベル | |
| U57 (CS) | | | V-ONU | D-ONU |

● 宅内追加工事

| 項目 | 数量 | 単位 | 金額 |
|----|----|----|----|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

● 引込工事確認事項【新規・張替・5C・7C(m)・流用】

| | | |
|---------|------------------------|---|
| 引込柱番号 | 空端子数 | / |
| 保安器種別 | スルー・フィルター内蔵・2分配・2分配スルー | |
| 保安器位置 | 脚立・ハンゴ・バケット車 | |
| 引込工事完了日 | 20 年 月 日 | |

● 宅内工事確認事項

| | |
|---------|------------|
| 点検口位置 | PS |
| 宅内工事完了日 | 2021年8月26日 |

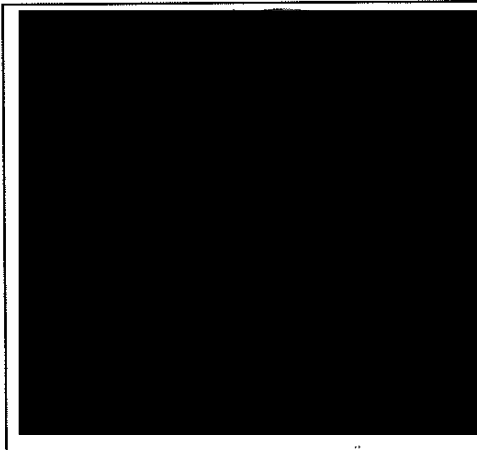
● その他

| 項目 | 数量 | 単位 | 金額 |
|----------------------|----|----|-------|
| 専用リモコン | | 個 | 3,000 |
| ケーブル類 (HDMI・D端子・LAN) | | 本 | 500 |
| ルーター | | 台 | 5,000 |
| 解約撤去費 | | 式 | 3,000 |

お客様請求額 引落 現金領収済 0 円 (税別)

※表記の金額は、全て税抜価格です。
消費税分は別途精算させていただきます。

● 系統図・特記事項

| | |
|---|---------------|
|  | TV分配接続 |
| | ケ所 ブースター型名 |
| | 分配器型名 |


● お客様へご案内

本紙内容にてウィンディ宅内工事を完了させていただきました。
左記お客様請求額に消費税を加算し、宅内工事完了日の翌月26日(土・日祝祭日は翌営業日)に加入申込書にご記入いただいた金融機関口座より引き落としさせていただきます。
クレジットカードでのお支払いの方は、当社からは13日前後の決済で、各カード会社様の定める日の引き落としとなります。
ご記入いただいたお客様の情報は、工事履歴管理のために利用し、他の目的には利用いたしません。

● 連絡先

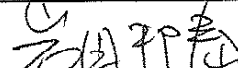
この工事について、不都合な点、ご不明な点等ありましたら、下記までお問い合わせください。
浜松ケーブルテレビ株式会社
浜松市中区佐鳴台1-11-27 0120-80-6170 (無料)

● 工事業者名及び担当者名

HKK 
西澤通信機器株式会社

CP・割引

● お客様ご署名

 印

インターネット乗り換えキャンペーン申請書

申請日 2021 年 8 月 26 日

契約者氏名

浜松市議会 市民クラブ

住所

〒430-8652 浜松市 中区元城町 103-2

市役所内 市民クラブ

電話番号

053 - 457 - 2496

【重要】①申請者名 ②発行先会社名 ③解約手数料 等詳細がわかる書類の写しを添付してください。

振込先口座

| | | | | |
|----------|------|---|------|--|
| ゆうちょ銀行以外 | 金融機関 | 浜松磐田 <small>銀行・信用金庫 農協・労働金庫</small> | 支店名 | |
| | 預金種目 | 普通(総合) 2当座 | 口座番号 | |

| | | | | | |
|--------|------|--------|------|------------|----|
| ゆうちょ銀行 | 金融機関 | ゆうちょ銀行 | 支店名 | ※店名は漢数字で記載 | |
| | 支店番号 | | 口座番号 | | 支店 |

| | | |
|-------|----------------------|-----------------|
| フリガナ | ハママツシギカイ シミンクラブ | カイチョウ サイトウ ハルアキ |
| 口座名義人 | 浜松市議会 市民クラブ 会長 齋藤 晴明 | |

この書面は、他社(浜松ケーブルテレビ株式会社以外)のインターネットサービスより、浜松ケーブルテレビ株式会社(ウインディ)が提供するケーブルインターネットサービスへ乗り換えでお申し込みの方に限り、違約金50,000円(集合住宅は30,000円)を上限にキャッシュバックするための申請書です。

※対象となるのは解約に係る費用のみで、利用料、初期にかかった費用の残債(端末代残債除く)は対象となりません。

1. キャッシュバックの申請には、他社インターネットの解約時に発生した解約手数料等詳細がわかる書類の写しを添付してください。前サービスの契約住所とウインディ登録住所が異なる場合は住民票、免許書のコピーなど転居が証明できる書類を必ず添付してください。
2. キャッシュバックにつきましては、工事終了後に上記口座へお振込みさせていただきます。
3. 本キャンペーンには最低利用期間が設定されております。最低利用期間内にご解約の場合には、本キャンペーンによりキャッシュバックした費用の全てをご請求させていただきます。
4. 申請書は、他社インターネット解約時の違約金等が掲載された書類が届き次第、郵送にて弊社まで送付してください。著しく期間を過ぎた場合は、本キャンペーンの適用を除外させていただくことがありますので、ご注意ください。
5. 添付書類を元に当社にてキャッシュバック金額を確定いたします。

<浜松ケーブルテレビ使用欄>

2019/10/7改定版

| | | | | |
|-------|----------|------|----------|-----|
| 加入申込日 | 20 年 月 日 | 受領日 | 20 年 月 日 | 担当者 |
| お客様番号 | | 申請金額 | 円 | |

アスクルご請求書

2021年10月31日締切分

32

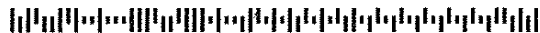
430-0946
静岡県浜松市中区
元城町103-2
本館8階



浜松市議会 市民クラブ

様

C1 285916# 00001/00001 U A



00416356 C11-U1

お問い合わせ番号

アスクル担当販売店
有限会社マックオーエー

静岡県浜松市中区
上島6-25-22

914503 001

TEL: 053-457-2196 FAX: 053-457-2486

TEL: 053-475-2102

担当:アスクル担当者

お支払いに関するお問い合わせは担当販売店までお願い申し上げます。

お買い上げいただきましてありがとうございます。
記載の通り、ご請求申し上げます。

当月ご請求額 **5,635円**

うち消費税等 (472円)

お支払い日 ▶ 2021年 11月 15日

お支払い方法 ▶ 口座振込

| | | |
|-----|------|---------|
| お振込 | 金融機関 | 静岡銀行 |
| | 支店 | 上島支店 |
| | 口座当座 | 0305575 |

ユ)マックオーエー

| | |
|-----------|-------------------------|
| 対象期間 | 2021/10/01 ~ 2021/10/31 |
| 当月お買い上げ金額 | 5,635円 |
| 当月返品金額 | 0円 |
| 当月値引金額 | 0円 |

税率別のお買い上げ金額等は裏面に表示しています。

お振込みの際の手数料はお客様のご負担でお願い申し上げます。

| 月日 / 伝票番号 / 取引区分 お申込番号 / 商品名 | 数量 | 単価(円) (税込) | 金額(円) (税込) | 備考 | 税率/外- |
|--|----|---------------|---------------|----|-------|
| 10/15 59868139 | | | | | |
| 528-878 コピー用紙 マルチペーパー スーパーエコノミー+ A4 1セ | 1 | 1,016 | 1,016 | ✓ | 10.0 |
| 962-380 パナソニック アルカリ乾電池 エボルタ 単4形 LR03EJ | 1 | 1,027 | 1,027 | ✓ | 10.0 |
| 216-020 コクヨ フラットファイルV A4タテ 紫 3冊 F-V10- | 1 | 206 | 206 | ✓ | 10.0 |
| 248-9554 | 1 | 288 | 288 | | 10.0 |
| 537-2484 | 1 | 1,805 | 1,805 | | 軽 8.0 |
| P23-2171 | 2 | 281 | 562 | | 軽 8.0 |
| 826-575 | 1 | 250 | 250 | | 10.0 |
| 826-566 | 1 | 184 | 184 | | 10.0 |
| 62' 5825 フリクション粉芯 (単色用) 0.7mm 青 3本 LFBKR | 1 | 297 | 297 | ✓ | 10.0 |
| *小計* | | | 5,635 | | |

✓ 合計 ¥2546-

領収書

No. _____

浜松市議会 市民クラブ 様 令和3年11月5日

| | | | | | | | | | |
|----|--|--|--|---|---|---|---|---|---|
| 金額 | | | | ¥ | 2 | 5 | 4 | 6 | - |
|----|--|--|--|---|---|---|---|---|---|

内 但 327810円
消費税等 上記正に領収いたしました

| | | | |
|-----|-------------------------------------|--|--|
| 現金 | <input checked="" type="checkbox"/> | | |
| 小切手 | | | |

文具・事務機器
 有限会社 マンクオート工業
 〒433-8122 浜松市中区 22号
 TEL < 2(代)
 FAX <0537475-2108



支払証明書

| | | | | | | | |
|----|---|---|---|---|---|---|---|
| 金額 | 百 | 拾 | 万 | 千 | 百 | 拾 | 円 |
| | | | ¥ | 6 | 6 | 1 | 3 |

但し 8階市民クラブ控室:10月分 カラーコピー、ブラックコピー料金 として
 内訳 新栄事務機(株)へ支払い、振込手数料先方負担

請求額 6,613 円

(写し)

キャッシュサービス ご利用控

毎度ご利用いただきありがとうございます

浜松いわた信用金庫

| | | | |
|-------------------|--------------|--------|---------|
| お取扱日 | 取扱金庫・店番 | 機番 | 取扱通番 |
| 03-11-04 | 1503011-1002 | | |
| カード発行金融機関 | 店番 | 口座番号 | |
| *****-*****-***** | | | |
| 万円券(枚) | 千円券(枚) | 百円券(枚) | 千円券(枚) |
| 00000 | 100000 | 001 | |
| お取引金額 | | | ¥6,393* |
| お取引内容 | | お取引後残高 | |
| お振込 | | ¥0 | |
| 手数料 | ¥220 | ペー | 硬貨 ¥613 |
| 時刻 | 13:49 | | おつり |

浜松磐田信用金庫
 上新屋支店
 ソンエイツムキ(カ)様
 当座 0000211322
 ハママツキ カイ ソミソクラブ 様
 TEL053-457-2496

 *印紙税申告納
 *付につき浜松西
 *税務書承認済

ご利用ありがとうございました。

キャッシュサービス ご利用控

毎度ご利用いただきありがとうございます

浜松いわた信用金庫

| | | | |
|-------------------|--------------|--------|---------|
| お取扱日 | 取扱金庫・店番 | 機番 | 取扱通番 |
| 03-11-04 | 1503011-1002 | | |
| カード発行金融機関 | 店番 | 口座番号 | |
| *****-*****-***** | | | |
| 万円券(枚) | 千円券(枚) | 百円券(枚) | 千円券(枚) |
| 00000 | 100000 | 001 | |
| お取引金額 | | | ¥6,393* |
| お取引内容 | | お取引後残高 | |
| お振込 | | ¥0 | |
| 手数料 | ¥220 | ペー | 硬貨 ¥613 |
| 時刻 | 13:49 | | おつり |

浜松磐田信用金庫
 上新屋支店
 ソンエイツムキ(カ)様
 当座 0000211322
 ハママツキ カイ ソミソクラブ 様
 TEL053-457-2496

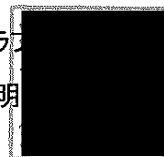
 *印紙税申告納
 *付につき浜松西
 *税務書承認済

ご利用ありがとうございました。

上記の金額を政務活動費として支払ったことを証明します。

令和3年 11月 4日

会派名 市民クラブ
 代表者名 齊藤清明



お客様コード No. [REDACTED]

430-0240

浜松市中区元城町103-2

浜松市議会 市民クラブ

納品書

令和3年10月28日

No. 00254681

新栄事務機株式会社

代表取締役 上村 篤

〒435-0048 浜松市東区上西町25-5

TEL (053) 463-9159 FAX(053) 464-0589

担当: [REDACTED]

取引銀行 静岡銀行 上新屋支店 (管) 055072
浜松駅前信用金庫 上新屋支店 (当) 211322

下記の通り納品致しましたのでご査収下さい。

| 品番 | 品名 | 数量 | 単位 | 単価 | 金額 | 備考 |
|-----|-----------------------------|-----|----|--------|-------|-------|
| | キヤノ複写機IRADVC3530F III カラー料金 | 228 | 枚 | 15,000 | 3,420 | |
| # | フレッジャー料金 | 926 | 枚 | 2,800 | 2,592 | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| 消費税 | | | | | 501 | *42税込 |
| 合計 | | | | | 6,613 | |

摘要: 9/28-10/28

HMSP00(B701024P) TEL 052-938-1631

33

33

積算カウンター連絡票

市民クラブ様

カウント開始日

21年9月28日

カウント締め日

21年10月28日

機種 iR-ADVC3530FⅢ

機番 2GQ05774

ご使用実績内訳

| | フルカラー 217 + 130 | 2色カラー 118 | ブラック 108 |
|--------|-----------------|-----------|----------|
| 今回値 | 4420枚 | 200枚 | 34120枚 |
| 前回値 | 4190枚 | 200枚 | 33125枚 |
| 総使用枚数 | 230枚 | 0枚 | 935枚 |
| 削除枚数 | 1% 2枚 | 1% 0枚 | 1% 9枚 |
| 請求対象枚数 | 228枚 | 0枚 | 926枚 |

保守合算基本料金 ￥2,800 (税別) トナー込み

フルカラー 一律 ￥15.00 /枚(税別) 2色カラー 一律 ￥6.00 /枚(税別) ブラック 一律 ￥2.80 /枚(税別)

| | |
|----|-----|
| 署名 | 確認者 |
| | |

浜松市東区上西町25-5

新栄事務機株式会社

TEL 053
FAX 053(464)0589

お客様コードNo

〒 430-0946

浜松市中央区元城町103-2

浜松市議会 市民クラブ

請求書

令和 3年 10月 31日 締切分

新栄事務機株式会社
代表取締役
本社
TEL:063-463-4654

取引銀行 静岡銀行上新屋支店(普)055072

浜松碧田信用金庫 上新屋支店 (当) 211322

毎度ありがとうございます。
下記の通り御請求申し上げます。

消費税額: 601

| | | | | | |
|--------|------|-----|------|------|--------|
| 前回御請求額 | 御入金額 | 調整額 | 繰越金額 | 御買上額 | 今回御請求額 |
| 8445 | 8335 | 110 | 0 | 6613 | 6613 |

| 伝票日付 | 伝票No | 品番 | 品名 | 数量 | 単位 | 単価 | 金額 |
|-------|----------|------|---------------------------|-----|----|--------|-------|
| 10/13 | 00184581 | (入金) | (入金) | | | | 8,335 |
| 10/28 | 00254681 | | キリ複写機IPADVC3580FIIIが-北-料金 | 228 | 枚 | 15,000 | 3,420 |
| | | | 7777011-料金 | 926 | 枚 | 2,800 | 2,592 |
| | | | ~ 以下余白 ~ | | | | |

33